



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

川崎市大気・水環境計画

(案)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和3年11月

目次

第1章 策定の趣旨	1
 1 策定の背景及び目的	1
 2 基本的事項	3
(1) 計画の位置づけ及び対象	3
(2) 計画期間	4
第2章 大気や水などの環境保全分野におけるこれまでの取組	5
 1 地域環境を守るための取組	5
(1) 大気環境の取組（騒音、振動、悪臭含む）	7
(2) 水環境の取組（土壤、地盤含む）	15
(3) 化学物質対策の取組	28
 2 大気や水などの環境に関する市民実感	32
(1) 環境改善の状況と市民の満足度	32
(2) 地域別、年代別の満足度の傾向	35
(3) 大気・水環境に対する関心及び配慮行動	36
(4) 効果的な情報発信手法	38
 3 今後の課題概要	39
(1) 大気や水などの環境に係る課題	39
(2) 大気や水などの環境に関する市民実感の向上をめざした取組の課題	42
(3) これまでの成果を踏まえた主な課題のまとめ	43

第3章 基本的な考え方	44
1 本計画がめざすもの	44
2 目標	45
3 方向性及び視点	47
第4章 基本施策の推進に向けて	49
1 基本施策の方向性	49
2 基本施策	50
(1) 基本施策の構成	50
(2) 施策体系	51
(3) 施策	53
(4) 本計画による取組推進イメージ	55
(5) 基本施策と目標・指標の関係	56
(6) 基本施策とリーディングプロジェクト	57
(7) 複合的な環境施策の展開	58
(8) 地域の特性を踏まえた取組	60
第5章 推進体制及び進行管理	63
第6章 具体的取組について	64
1 リーディングプロジェクト	64
(1) 基本施策II - 1のリーディングプロジェクト	64
(2) 基本施策II - 2のリーディングプロジェクト	68
(3) 基本施策II - 3のリーディングプロジェクト	72
(4) 基本施策II - 4のリーディングプロジェクト	76

2	具体的取組	80
I	安全で良好な環境を保全する	81
II	安心で快適な環境を共に創る	85

付属資料

資料 1	環境基準等一覧	付- 2
資料 2	水環境保全計画の総括について	付- 8
資料 3	「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について	付-15
資料 4	取組一覧	付-16
資料 5	市民・事業者からの意見聴取	付-29
資料 6	用語集	付-32

第1章 策定の趣旨

1 策定の背景及び目的

環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している川崎市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）では、めざすべき環境像を設定し、環境基本計画の環境要素の一つとして、「大気や水などの環境保全」を位置づけ、その目標を「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」としています。

川崎市大気・水環境計画（以下「本計画」という。）は、上位計画である環境基本計画が取組を推進する分野のうち、大気や水などの環境保全分野の取組の推進を担うため、この分野における考え方や目標、具体的な施策を体系的に取りまとめたものです。

本市の大気や水などの環境は、市独自の取組を中心とした施策と合わせて、法規制に基づく取組を進めてきた結果、多くの項目で環境基準を達成するなど、大幅な改善が図られました。公害の歴史を繰り返さないためにも、改善した良好な環境を保全していくことが大切です。

一方で、市民意識調査等の結果からは、依然として市民の意識に公害のイメージが残つており、環境改善が図られたことが浸透しているとはいえない状況がうかがわれます。より良い大気や水などの環境を次の世代に引き継ぐためにも、更なる環境負荷の低減を図るとともに、環境が良好であることについて実感してもらうための取組が大切になります。

こうした背景を踏まえ、令和元（2019）年5月に川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）に、「大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方」について諮問を行いました。審議会では、「大気や水などの環境保全」を総合的に進めるための方向性や視点の考え方も含めて審議が行われ、令和2（2020年）年11月に答申をいただきました。

審議会からの意見を踏まえ（P. 2 意見概要を参照）、大気や水などの環境を良好に保全し、更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の向上をめざしていくためには、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、効果的な情報発信や環境教育を推進することで環境配慮意識の向上を図り、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった視点も踏まえて総合的に取り組んでいく必要があり、こうした取組を効果的かつ計画的に推進するために本計画を策定します。策定に当たっては、パブリックコメント以外にも、市民を対象とした大気や水などの環境に係るWebアンケートや素案の段階で市民や事業者の意見聴取を行いました。（詳細は巻末付属資料の付-29 参照）

● 審議会からの意見概要

- ・これまでの規制を中心とした取組により、ほぼ環境基準を達成しているので、こうした取組を継続することで現状の良好な環境を維持していくことが重要
- ・今後は、環境に関する市民の実感という観点を持つことが重要であり、環境配慮意識や市民実感の向上について計画に位置づけることが必要
- ・市民意識を見ると、環境を良くするために今取り組んでいる内容が伝わっていないようと思われる所以、現在実施している取組を市民に伝えることが重要
- ・環境と経済を総合的に捉えた取組のひとつとして、事業者の自主的な取組の促進を図ることが効果的
- ・更なる環境負荷の低減を図るためにには、事業者の協力、市民や市民団体との協働、他分野との連携、広域的課題の解決に向けた連携を推進することが必要
- ・地域ごとに異なる特性を考慮することが川崎らしさにもつながるので、地域の特性を踏まえた取組を進める視点が重要

● 本市における公害の歴史と取組について

古くから産業都市として発展してきた本市は、第二次世界大戦後も京浜工業地帯の中核として我が国の工業発展を牽引してきましたが、工場から排出されるばい煙や汚水による公害被害など、環境面で大きな課題を抱えることとなりました。

そのような中で、市民の間にも公害防止対策を求める声が高まり、昭和35（1960）年には臨海部近隣に居住する住民が中心となって公害防止条例の制定を求める運動が展開され、このことを契機に、同年に公害防止を目的とした条例を制定し、その後も市独自に諸規制を体系化するなど、本市は国に先駆けて公害防止対策を講じてきました。

以降も、市民・事業者・行政それぞれが取組を推進した結果、現在では大気や水質などの環境は以前に比べて大きく改善し、晴れた日には臨海部からも富士山が望め、多摩川にはアユが遡上するまでになりました。

本市が経験した公害の歴史や記憶を風化させることのないよう後世に引き継ぐため、公害問題に取り組んできた歴史や優れた環境に関する取組などの環境技術情報を国内外に発信することを目的に、環境総合研究所にアーカイブスペースを設置しています。アーカイブスペースでは、映像やタペストリー、タブレット端末等を活用し、環境面における川崎の強みや魅力を、市民の方々をはじめ、国内外に広く発信しています。今後も、より効果的な情報発信を進めていきます。



1960年代の臨海部の空



現在の臨海部の空（2020年）

2 基本的事項

(1) 計画の位置づけ及び対象

ア 位置づけ

川崎市総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を環境面から実現していく役割を担い、環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である環境基本計画が掲げる環境要素のうち、本計画では大気や水などの環境保全分野の考え方や目標、施策体系、具体的な取組を示し、施策の推進を図ります。また、環境基本計画が取組を推進する分野のうち、大気や水などの環境保全分野を担う「個別計画」として位置づけます。

なお、これまで水環境に係る施策を推進してきた川崎市水環境保全計画（P. 4 参照）に位置づけられている各種取組については、本計画の考え方や目標、施策体系に合わせる形で、本計画へ統合・整理します。

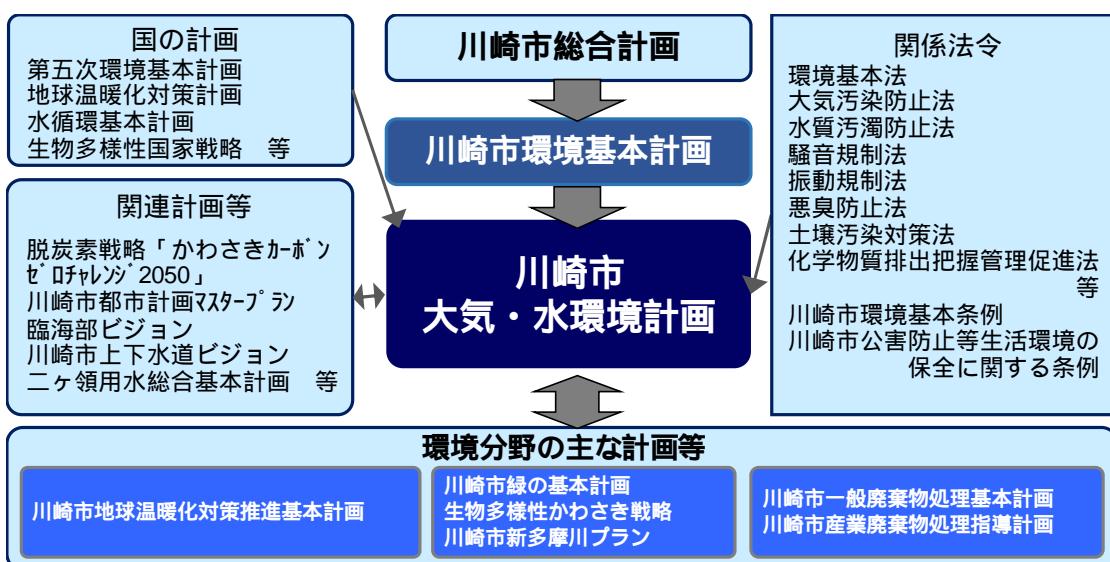


図 1-1 位置づけ

イ 対象

本計画では、環境基本計画における環境要素「大気や水などの環境保全」を形成する大気環境（大気、騒音、振動、悪臭）、水環境（水、土壤、地盤）、化学物質（大気や水などの環境中に含まれるもの）を対象とします。また、大気や水などの環境に関する市民の実感の向上をめざす取組も進めています。

(2) 計画期間

本計画は、上位計画である環境基本計画の期間との整合を図り、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までを計画期間として設定し、進行管理を行います。

大気や水などの環境は、取組の成果が短期間で現れにくい一方で、気候変動の影響や未規制の物質への対応などの様々な状況の変化にも早めに対応し、環境への好ましくない影響を未然に防いでいくことが求められることから、継続的かつ長期的に環境の状況を把握しながら、環境の変化を踏まえ必要に応じて、新たな取組の構築、取組の見直しを行います。

● 川崎市水環境保全計画について

○水環境保全計画とは

平成24（2012）年に策定した川崎市水環境保全計画は、良好な水環境像の実現に向けて、水環境を構成する「水量」「水質」「水生生物」「水辺地」の4つの構成要素ごとに目標を設定するとともに、府内関連部局と連携して施策を推進してきました。

水環境保全計画における施策体系

構成要素	目標	施策の方向
人と水とのつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境	水量	水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること
	水質	公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること
	水生生物	水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること
	水辺地	人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること

本計画では、水環境保全計画を統合し、4つの構成要素に関する取組は、施策体系において改めて整理し、より良い水環境の実現をめざした取組を推進します。

○良好な水環境とは

水環境を構成する「水量」「水質」「水生生物」「水辺地」の4つの構成要素が適正なバランスで構成されている状態のことをいいます。



* 水環境保全計画の総括は付属資料2参照

第2章 大気や水などの環境保全分野におけるこれまでの取組

1 地域環境を守るための取組

「大気や水などの環境保全」を総合的に進める上で、この分野における現在の取組を市民に知ってもらい、環境を保全する取組に対する理解を促進することが大切です。

本章では、環境を保全するために行っている取組を分かりやすく示すため、はじめに大気や水などの環境保全分野における取組を紹介します。

大気や水などの環境を守り、生活環境を向上するため、本市では、市民や事業者と協力し、次の取組を推進しています。

(1) 法律、市条例により、公害の発生を抑えています（法律や条例による規制）

ア 届出・許可制度

事業者は、公害を発生させるおそれのある施設を設置する際、市に届出や申請等をする必要があります。

市では、届出等を確認し、その施設が法律や条例を守れるか、事前に審査しています。



イ 排出基準の設定

国や市などでは、煙突や排水口での濃度などの基準（排出基準）をつくり、公害の原因となるものを環境に排出する量を減らしています。

ウ 立入調査、指導

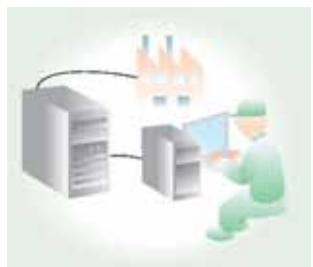
市は、工場に立ち入り、排出基準を守っているか、調査を行っています。守られていない場合は、基準を守るよう指導しています。

(2) 環境の状況を調査しています（環境などのモニタリング）

ア モニタリングの実施（大気汚染、水質汚濁、地盤沈下）

市は、市内の大気の状況について、24時間測定する装置を各区に設置とともに、河川等の水質、地盤沈下も定期的に調査するなど、環境の状況を常に監視しています。

市は、大きな工場等に関して、24時間測定できる装置を設置し、大気の排出状況等をオンラインでリアルタイムに入手し、排出基準を守っているかなどを監視しています。



イ 問題が発生した時の調査（騒音、振動、悪臭など）

市では、騒音、振動、悪臭などの問題が生じた際に、持ち運び出来る測定機器等を活用するなどして、現地の状況を把握し、迅速な対応に努めています。



ウ 問題になる前の調査（未規制化学物質）

排出基準の決められていない化学物質について、市は、大気や水などの環境中の濃度の調査を実施し、実態の把握に努めています。

(3) 市民、事業者と協力して、環境負荷の低減をめざしています

ア 自動車排出ガスへの取組

市は、自動車排出ガスによる大気汚染を防ぐため、窒素酸化物等の排出量の少ない車への買替えや積極的な使用に向けた取組を進めるとともに、エコドライブを普及させるために講習会を開くなど、市民や事業者と協力して取り組んでいます。

イ 環境・リスクコミュニケーション

化学物質等の地域の環境に関する情報を、市民・事業者・行政が共有し、お互いに理解していくことを、「環境・リスクコミュニケーション」と呼んでいます。

市では、化学物質対策に関するセミナーや講習会を開くなど、市民や事業者の理解度の向上を図っています。



このような取組を継続的に行うことで、市内の大気や水などの環境は大きく改善しました。

以下に、大気環境・水環境・化学物質の項目ごとに詳細な取組を示します。

大気環境

(1) 大気環境の取組（騒音、振動、悪臭含む）

大気汚染物質には、もともと大気中に微量に存在するものもありますが、窒素酸化物や粒子状物質等は、工場・事業場の煙突等からの排出ガスや自動車等の排気ガス、その他にオフィスや一般家庭の湯沸かし器等からも排出されます。また、窒素酸化物等の大気汚染物質は大気中で反応して、健康影響を及ぼすおそれがある微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントを生成します。これら大気汚染物質が高濃度になると、人や植物に悪い影響を及ぼすおそれがあります。

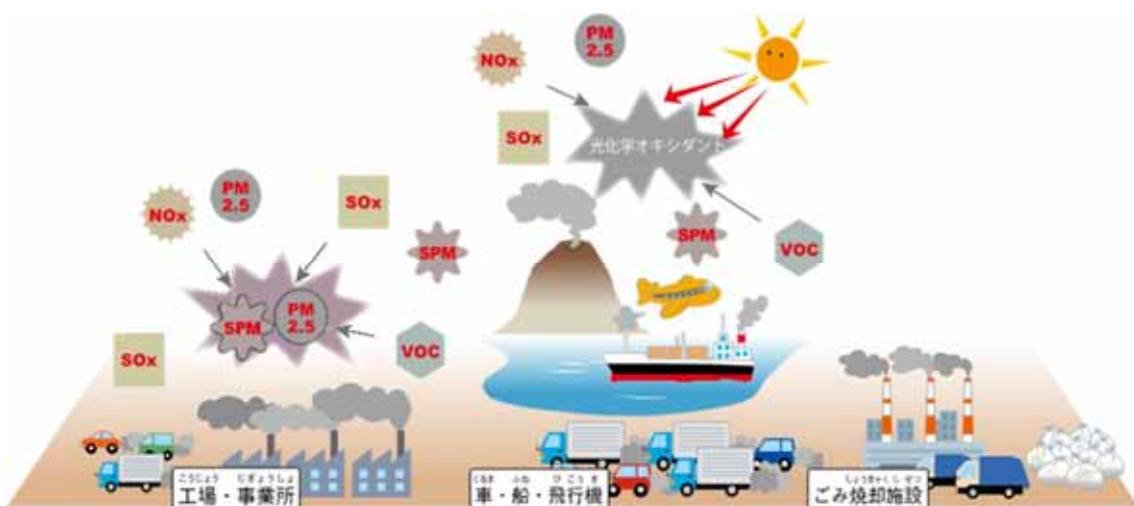


図 2-1 大気汚染物質の発生と生成の仕組み

そのため、市内には、常時監視測定局として、住宅地等の一般的な生活空間における大気の状況を把握する一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）と、道路周辺の状況を把握する自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）がそれぞれ9局あり、常時、大気汚染物質（二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）等）を測定し、環境基準等の達成状況を確認しています。

本市は、臨海部に石油化学、鉄鋼、発電所等の大規模な工場が集積しており、また、市内を横断する大型車交通量の多い幹線道路も多く存在するため、古くから大気汚染が問題となっていました。

こうした状況を受けて、本市では、川崎市環境基本条例に、大気環境に係る市独自のいわば最終的な目標として「環境目標値」を位置づけており、その達成に向けた段階的な目標として、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」という。）に「対策目標値」を設定しています。これらの達成に向けて、法律や市条例による規制、常時監視、自動車排出ガスへの取組などを市民・事業者・行政が進めてきたことにより大気環境は大幅に改善し、周辺自治体と比較しても遜色ない状況となっています。

また、吸引すると健康影響を及ぼすおそれがあるとされている石綿（アスベスト）については、過去に建設された多くの建物の様々な場所に、建材として使用されてきたため、法律や市条例に基づき建築物等の解体工事における石綿（アスベスト）の飛散防止に取り組んでいます。

その他、騒音、振動及び悪臭に係る市民等からの苦情相談についても、工事現場や事業所に対して、適宜、現場確認による監視や指導を実施するなど、法律や市条例に基づき、適切に対応しています。

ア 主な取組

(ア) 大気環境の常時監視等

大気環境を把握するため、大気汚染防止法に基づき、下図の大気環境の常時監視測定局において、大気汚染物質で環境基準等が定められている二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、一酸化炭素、光化学オキシダント、有害大気汚染物質等の測定（測定局により測定項目は異なる。）を実施し、環境基準等の達成状況を確認しています。また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境濃度を把握するため市内3地点において、測定を実施し、環境基準の達成状況を確認しているほか、酸性雨、フロン類についても環境調査を実施しています。



図 2-2 大気環境の常時監視測定局

(イ) 工場・事業場における大気汚染対策

工場・事業場の煙突等の排出ガスには大気汚染物質が含まれており、これらの物質の排出を減らすための取組を行っています。

a 法律や市条例等に基づく審査・指導

事業者が大気汚染物質を排出する施設を設置する場合、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づき、届出等を行う必要があり、届出等の内容が法律や市条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。

b 法律や市条例等に基づく立入調査による監視

工場・事業場の煙突等からの排出ガスについて、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づき、立入調査（測定等）を実施し、窒素酸化物やダイオキシン類等の排出基準が守られているか確認を行っています。また、工場・事業場が法律や市条例に基づき実施する自主測定結果を確認し、各施設からの排出状況を把握するとともに、提出された施設設置の届出等について、立入調査を行い届出内容の確認を行っています。

c 発生源自動監視システムによる常時監視

窒素酸化物等の大気汚染物質の排出量が多い大手工場（令和3年度現在23工場）を対象に、事業者が毎時間、自動測定している測定データをオンラインでリアルタイムに入手できる自動監視システムにより、大気汚染物質の排出状況を監視するとともに、総量規制基準の遵守状況等も確認しています。

(ウ) 交通分野における大気汚染対策

自動車排出ガスには大気汚染物質である窒素酸化物や粒子状物質等が含まれるため、これらの物質の排出を減らすための取組を実施しています。

a 古い型の車両の走行を禁止する取組（ディーゼル車運行規制）

首都圏自治体との連携により、型式が古く、粒子状物質等の排出が多いトラック等の車両の走行を禁止する規制を行うとともに、規制の遵守状況を確認するための検査を実施しています。



b 環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）の運用

市内の事業者が荷物を運搬する際に、運送事業者や取引先事業者に対して、環境に優しい車両の使用やエコドライブの実施など、環境に配慮した運搬を働きかけるエコ運搬制度を運用しています。

c 環境にやさしい自動車を増やす取組（次世代自動車等の普及促進）

ハイブリッド自動車や天然ガス自動車等の、大気汚染物質の排出が少なく環境にやさしい車両の普及に向けて、助成など車両の導入支援を行っています。

d 自動車運転の際の環境配慮を促す取組（エコドライブの普及促進）

自動車を停車する際にエンジンを切るようにするアイドリングストップや排気ガスを多く排出する急加速、急発進等を行わない「エコドライブ」の普及促進のため、エコドライブ講習会等を実施しています。

(エ) 石綿（アスベスト）対策

建物の解体・改造補修工事を行う際は、事前に石綿（アスベスト）の使用状況について調査することが義務付けられているため、大気汚染防止法及び市条例に基づき、届出等を行う必要があり、届出等の内容が法律や市条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。また、石綿（アスベスト）の飛散防止状況の監視・指導のため、石綿（アスベスト）の除去工事等の立入調査を実施しています。

さらに、大気中の石綿（アスベスト）濃度を把握するため、毎年環境測定を実施しています。



(オ) 騒音、振動対策

事業者が騒音、振動を発生する施設を設置する場合や、工事現場等において著しい騒音、振動を発生する建設作業等を行う場合は、騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づき、届出等を行う必要があり、届出等の内容が法律や市条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。また、自動車・鉄道・航空機による騒音、振動の状況を把握するため、市内各所で測定を実施しています。



市民等からの騒音、振動に係る苦情相談には、工場・事業場に対して、適宜、現場確認による監視や指導を実施するなど、騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づき適切に対応しています。

(カ) 悪臭対策

悪臭は、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害と言われていますが、市条例において、悪臭が発生する作業として規定しているものについては、事業者

が届出等を行う必要があり、届出等の内容が市条例に適合しているか審査及び指導を行っています。また、市民等からの飲食店等の事業所や工場等からの悪臭に係る苦情相談については、適宜、現場確認による監視や指導を実施するなど、市条例等に基づいて適切に対応しています。さらに、臨海部については、工場・事業場が多く存在することから、悪臭苦情が比較的多く寄せられる夏場に悪臭パトロールを実施するなど、悪臭の実態把握及び監視に努めています。

イ 現在の状況

(ア) 大気汚染物質

これまでの工場・事業場への対策や交通環境対策により、大気汚染物質の排出は大幅に削減され、近年まで環境基準非達成が続いていた二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）を含む、ほぼ全ての項目で環境基準を達成しています。

環境基準の達成に至っていない光化学オキシダントについても、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の環境中の濃度は低下傾向にあります。

a 二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素については、環境目標値（0.02ppm）の達成に向けた段階的な目標として、対策目標値¹（0.04ppm～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下：環境基準と同値）の達成を目指してきました。

これまでの取組により、二酸化窒素の環境濃度は、市内全18測定局において、平成25（2013）年度に、対策目標値（環境基準）を達成するなど低下傾向にあります。令和2（2020）年度は、大気環境の改善が進んだことから、一般局では、対策目標値（環境基準）の下限値（0.04ppm）を9局中6局で達成しました。また、自排局では、9局中4局で下限値（0.04ppm）を達成しました。

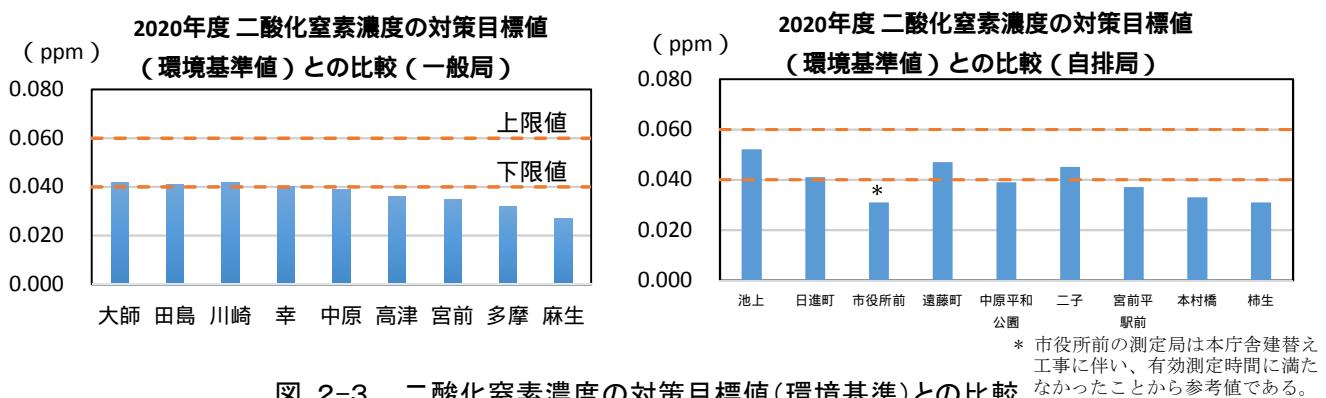


図 2-3 二酸化窒素濃度の対策目標値(環境基準)との比較

¹ 対策目標値：二酸化窒素の対策目標値は、環境基準と同じ「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること」と定めている。

ppmは100万分の1の比率を示す単位。1ppmを%（パーセント）で表すと0.0001%となる。

b 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) については、これまで環境基準の達成に向けて、常時監視体制の整備や大気中の濃度についての実態把握を行うとともに、対策を推進してきました。

令和2（2020）年度は一般局（8局）及び自排局（7局）の全15局において測定しており、平成28（2016）年度以降、測定している全局で環境基準を達成するなど大気中の濃度は低下傾向にあります。微小粒子状物質 (PM2.5) は、社会的な関心が依然として高く、また、生成までの過程の解明など、種々の研究が進められている状況にあることから、今後も引き続き注視していく必要があります。

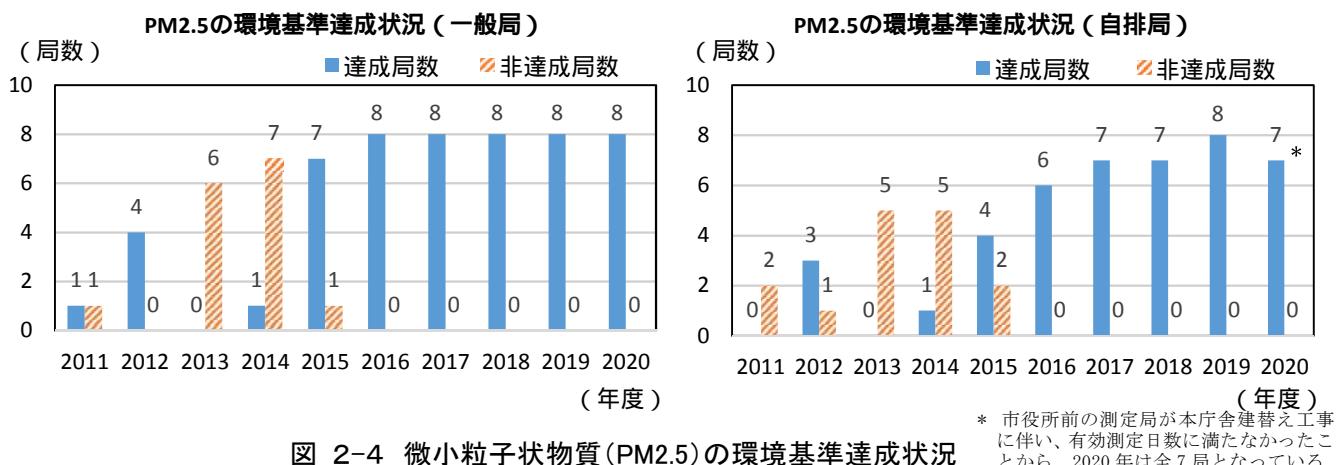


図 2-4 微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成状況

c 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、原因物質である窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線により複雑な化学反応を起こすことで発生するため、気象要因による影響を大きく受け、また、生成までの過程も未解明な部分がある物質です。窒素酸化物は、近年、濃度が低下傾向にあり、VOCについては、平成18（2006）年に大気汚染防止法の改正に伴い規制等されたことで、排出が削減され、環境中のVOCの一種である非メタン炭化水素(NMHC)濃度が低下傾向にあります。

このように、原因物質の濃度がいずれも低下傾向にありますが、光化学オキシダントが高濃度になって発生する光化学スモッグ注意報（P. 14 参照）は、年度によってばらつきがあるものの毎年発令されています。さらに、平成26（2014）年に環境省から示された光化学オキシダントの環境改善効果を示すための指標「光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99%タイル値の3年平均値（以下「国的新指標」という。）」は、気象要因や越境汚染によると思われる変動はあるもののおおむね横ばい傾向にあり、低下傾向がみられていません。

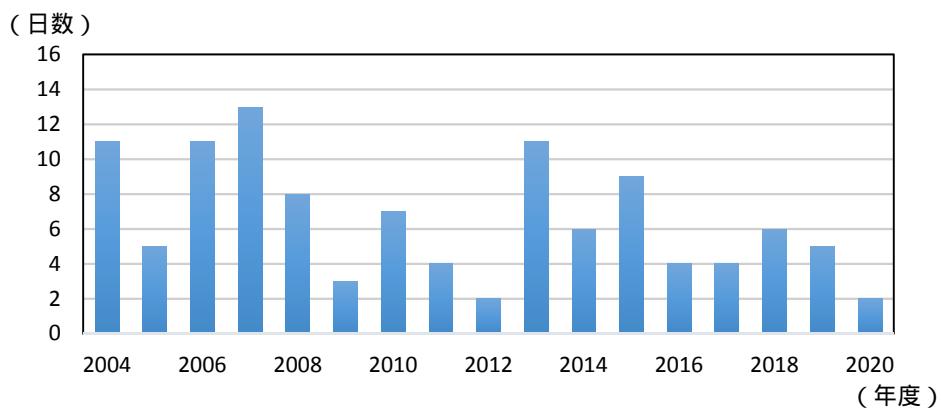


図 2-5 市内の光化学スモッグ注意報の発令日数の推移

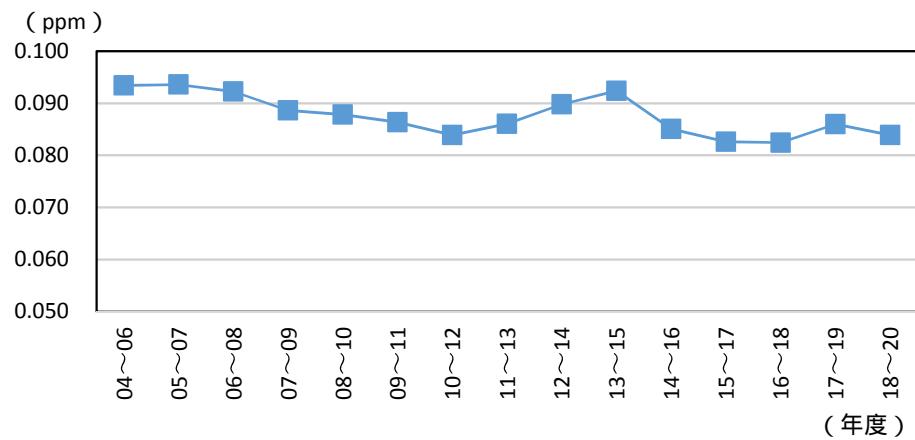


図 2-6 国の新指標による光化学オキシダント濃度の経年推移

(イ) 石綿（アスベスト）

大気汚染防止法及び市条例に基づき、建築物等の解体等工事における届出審査及び立入調査を実施し、監視・指導を行ったことで、大気中の石綿（アスベスト）濃度は、世界保健機関（WHO）が「健康リスクが検出できないほど低い」と規定している濃度（1～10 本/L 程度）よりも大幅に低い0.1 本/L 程度で推移しています。

(ウ) 騒音、振動及び悪臭

騒音、振動及び悪臭に係る苦情相談に対して、適宜、実態把握を行った上で騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び市条例に基づき、立入調査や測定を実施し、監視・指導等を行うことで、生活環境の保全に支障のない状況が保たれるよう、適切に対応しています。

● 光化学スモッグと光化学オキシダントについて

○光化学スモッグと光化学オキシダント

光化学スモッグは、光化学オキシダントという物質の濃度が高くなり、空に白くもやがかかっただような状態となる現象です。(写真①②) 光化学スモッグが発生すると、目がチカチカする、のどが痛むなどの健康被害が生じるおそれがあるため、注意が必要です。

光化学オキシダントは、原因物質となる揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NO_x）が、太陽の紫外線を受けて複雑な化学反応を起こすことにより発生します(図③)。光化学オキシダントの生成までの過程は十分解明されていませんが、気温が高く、日射が強く、風が弱いといった条件が揃うと光化学オキシダントが高濃度となりやすいため、気象要因による影響を受けやすく、また、他地域からの移流による影響も大きいことから、広域的な対策が必要です。



光化学オキシダント濃度が低い日



光化学スモッグが発生している日



光化学オキシダントの生成の仕組み

○これまでの取組

光化学オキシダントの低減に向けて、原因物質であるVOCやNO_xの削減対策を行っています。

- 工場・事業場に対する規制や監視・指導
- 環境にやさしい自動車を増やす取組や環境に配慮した運搬制度の運用
- 事業者の自主的な取組を促進するため、使用実態に則したVOC削減のアドバイス等を実施
- 首都圏の自治体と連携した、リーフレット等による広域的なVOCの削減の普及啓発活動の実施



VOC削減に向けたリーフレット

これらの取組により、VOCやNO_xの排出量は削減傾向にあります。光化学オキシダントの環境改善効果を示すための国の新指標(P.13)ではおおむね横ばい傾向であり、光化学スモッグ注意報も毎年発令されています。

○光化学スモッグを防ぐために

- 光化学オキシダントの生成過程等、未解明な部分の調査研究を実施
- 調査研究結果から得られた知見を用いて、原因物質の削減に向けた新たな取組を実施
- 市の独自指標である「光化学オキシダント環境改善指標値」*を活用して原因物質削減の取組の効果を把握

* P. 45 下段参照



水環境

(2) 水環境の取組（土壌、地盤含む）

水環境に影響を与える要因には、生活排水により有機物や窒素、りんなどの汚れが河川や海域に流れ込むことや、工場排水に含まれるヒ素や鉛などの有害物質が流れ出て、河川や海域、土壌を汚すことなどがあります。また、都市化の進行による河川の水量の減少や、大量の地下水の汲み上げによる地盤沈下も要因となります。これらのことことが起こると、市民生活や水生生物の生息環境に影響を与えることがあります。

本市では、多摩川水系と鶴見川水系の市内河川及び海域で水質測定を行い、環境基準の達成状況の確認を行うとともに、工場・事業場の排水口で排水測定を行い、水質汚濁防止法や市条例に基づく排出基準が守られているかを確認しています。



河川の水質測定及び排水検査の実施状況

市内の水環境は、昭和30、40年代の経済の発展に伴い、生活排水による汚れや工場排水による有害物質により、河川や海域が汚れ、そこにすむ生物も減少してしまいました。このため、本市では、下水道の普及による生活排水処理の推進、工場・事業場の排水処理設備の設置及び行政による排水規制等、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取組を行い、河川や海域の水質は大幅に改善され、有害物質についても環境基準値を大幅に下回る濃度に低下しています。

一方、新たに、都市化の進行に伴う緑地の減少による河川流量の減少、水質悪化により減少した水生生物の生育環境の回復、自然豊かで人とふれあえる水辺空間の要望の高まりなどの課題が生じ、その解決が求められてきました。このため、平成24（2012）年に「川崎市水環境保全計画」を策定し、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えた施策を推進してきました。



図 2-7 水環境を構成する4つの要素

水環境保全計画における水環境の構成要素のうち、河川、海域の水質は、海域で一部環境基準を達成していない項目があるものの、河川、海域共にほぼ全ての項目で環境基準を達成しています。水生生物については、河川の生物の生息状況の継続的な調査により、魚類、底生生物（河川の底にすむ水生昆虫やエビ、カニなど）の種類数の増加を確認しています。また、関係機関と連携した水量、水辺地に関する施設整備も進めながら、4つの構成要素に係る取組を推進しています。

他の水環境の取組として、土壤環境と地盤環境の取組を進めています。土壤環境については、汚染した土壤を摂取することにより市民の健康に影響を与えるおそれがあるだけでなく、土壤汚染が地下水の水質の汚濁原因となるため、土壤汚染対策法及び市条例により土壤・地下水汚染の拡散を防止する取組を推進しています。地盤環境については、地下水を大量に汲み上げることで、地下水量が減少し、地盤沈下につながるため、工業用水法及び市条例による揚水規制の取組を推進しています。

水環境保全計画においては、4つの構成要素ごとに目標や施策を設定し、それに基づき次のような取組を実施してきました。ここでは、水環境保全計画で示している構成要素の順序によらず、水質汚濁に対応するために対策を実施してきた本市の歴史的経過を踏まえ、はじめに水質を掲げ、続けて水量、水生生物、水辺地の順としています。

ア 主な取組

(ア) 水質に関する取組

水質がきれいであることは、人と水とのふれあいや水生生物の生息環境にとって重要です。そのため、水質に関しては、「公共用水域（河川・海域）や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること」をめざして各種取組を進めています。

主な取組としては、水質の汚濁状況の監視や、水質改善に向けて以下の取組を行っています。

a 公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質の常時監視

公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、神奈川県が定めた「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」及びそれを補完する市計画を定めています。これらの計画に基づき、公共用水域（河川・海域）及び地下水において、環境基準が定められている項目等の測定を行い、環境基準値の適合状況等を確認しています。

公共用水域（河川・海域）については、河川 25 地点、海域 12 地点で測定を行っており、そのうち、河川 12 地点、海域 6 地点では、環境基準項目を月 1 回測定し、達成状況等の評価を行っています。また、その他の地点は、参考地点として季節ごとに測定を行っています。

地下水については、地下水の環境基準項目を定点調査（市内 18 地点を隔年で調査）及びメッシュ調査（市内全体 2 km メッシュで区切り 4 年で市域全体を調査）により市内全体を調査するとともに、過去に汚染が確認された地点を継続して調査しています。

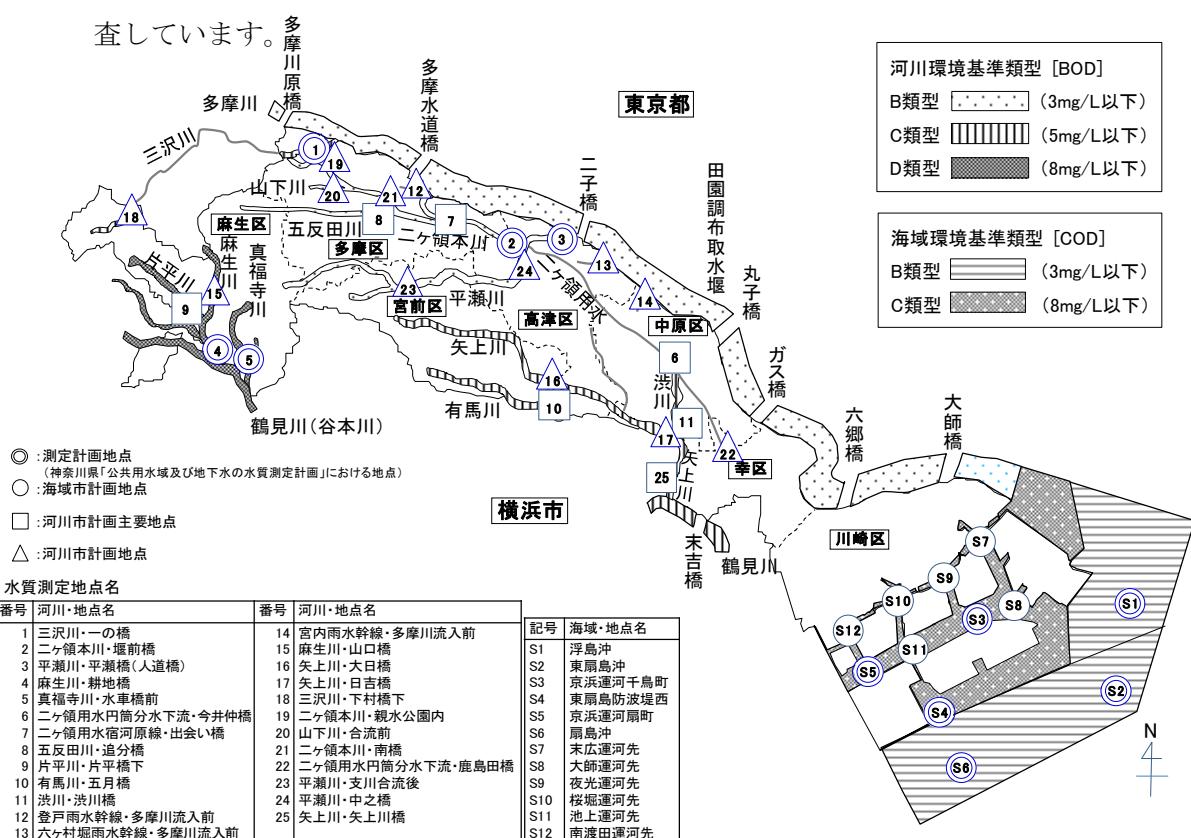


図 2-8 公共用水域(河川、海域)の水質調査地点

水質環境基準の評価

生物化学的酸素要求量 (BOD) や化学的酸素要求量 (COD) などの生活環境の保全に関する環境基準は、他都市にまたがる「水域」ごとに「達成」状況を判断することになっています。本市では「地点」ごとに環境基準値との比較をしており、測定値が環境基準値以下であったときは「適合」と表現しています。

b 法律や市条例等に基づく審査・指導

事業者が水質汚濁物質を排出する施設を設置する場合、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づき届出等を行う必要があり、工場・事業場からの排出水の排水基準及び地下浸透に係る構造基準等の届出等の内容が法律や市条例等に適合しているか、審査及び指導を行っています。

c 法律や市条例等に基づく立入調査による監視

工場・事業場の排出口からの排出水について、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づき、立入調査（測定等）を実施し、排水口において排水基準が守られているかの確認を行っています。また、工場・事業場が法律や市条例等に基づき実施する自主測定結果を確認し、各排出口からの排出水の状況を把握するとともに、提出された施設設置の届出等について、立入調査を行い届出内容の確認を行っています。

d 東京湾における水質総量削減制度

人口や産業が集中して汚濁が著しい東京湾などの閉鎖性水域では、水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき水質総量削減制度が定められています。この制度では、国が水域ごとに化学的酸素要求量（COD）²、窒素、りんの汚濁負荷量（汚濁濃度×排水量）の削減目標量、目標年度等の基本方針を定め、これに基づいて都県知事は、総量削減計画を定めています。現在、神奈川県では「東京湾における化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画（神奈川県）」により、削減を進めています。対象の工場・事業場には、汚濁負荷量の総量規制基準が設けられており、市は、対象の工場・事業場から定期的に報告を受けて、基準が守られているか確認を行っています。

e 下水道部局による水質汚濁防止対策

工場・事業場からの排出水や生活排水が直接公共用水域（河川・海域）に排水されずに公共下水道に排出される場合は、下水道部局が下水道法等に基づき排水に関する指導を行います。また、下水処理を行う水処理センターでは、適正な水質管理を実施するなどして、公共用水域（河川・海域）へ排水しており、役割分担をしながら水質汚濁防止対策に取り組んでいます。

² 化学的酸素要求量（COD）：水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODはChemical Oxygen Demandの略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

f 水質事故対応

公共用水域（河川・海域）に汚水、廃液、油等が流出し、水質を汚濁する水質事故については、河川を管理する国、県など関係機関と連携して、現地調査、原因者の特定、適切な指導等、迅速な対応を行い、被害の拡大防止を図っています。

(イ) 水量に関する取組

水量の維持は、良好な水質、水生生物の生息環境の保全にとって重要です。そのため、水量に関しては、「水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること」をめざして各種取組を進めてきました。

主な取組としては、河川流量、地下水位の監視や、河川及び地下水の水量を維持するための地下水揚水の規制を行うとともに、雨を森林などで貯えるかん養機能の保全や雨水浸透施設の設置促進等を関連部署と連携して取り組んでいます。

(ウ) 水生生物に関する取組

水質悪化により少なくなった水生生物は、水質の改善により増えてきていますが、河川などの水環境が生物の生息・生育の場となるだけでなく、樹林地などの拠点をつなぐ役割を持つなど生物多様性の観点からも、更に水環境を整えていくことが重要です。そのため、水生生物に関しては、「水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること」をめざして各種取組を進めてきました。

主な取組としては、水生生物の生息環境を保全するとともに、河川・海域の水生生物調査を実施し、水質改善に伴う生物の生息状況の変化を確認しています。また、調査結果を活用した水生生物に係るパンフレットの作成等、環境教育・学習を関連部署と連携して取り組んでいます。



市内で確認された非常にきれいな水にすむ魚（ホトケドジョウ）



かわさき水辺の生きものパンフレット

(エ) 水辺地に関する取組

人と水とのふれあいには、水質がきれいであり、多様な水生生物が生息している環境が大切です。そのため、水辺地に関しては、「人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること」をめざして各種取組を進めてきました。

主な取組としては、水辺環境の保全に配慮した河川改修を実施するとともに、水辺に親しむイベント等を関連部署と連携して取り組んでいます。



水に親しむイベントの実施状況（夏休み多摩川教室）

(オ) 土壤環境及び地盤環境に関する取組

事業活動等により、有害物質が土壤に漏えいして生じた土壤汚染や汚染土壤が原因で生じた地下水汚染により、市民に健康影響が生じてしまうことを未然に防止するため、土壤汚染対策法及び市条例に基づき、土壤汚染対策及び汚染土壤の適正な管理について、事業者に指導・助言を行っています。この取組は地下水の水質に関する取組でもあります。

また、地下水の過剰な揚水による地盤沈下を防止するため、地下水の水位や精密水準測量による地盤の変動の監視を行うとともに、工業用水法や市条例に基づく揚水規制を行っています。この取組は地下水の水量に関する取組でもあります。

イ 現在の状況

(ア) 水質

河川及び海域の水質は、昭和 46（1971）年度から継続して監視し、地下水質は昭和 58（1983）年度から継続して監視しています。

a 河川の水質の経年推移

河川の有機物による汚れの指標である生物化学的酸素要求量（BOD）³については、これまでの取組により大幅に改善しています。BOD の環境基準は、平成 28（2016）年に市内のはぼ全ての河川に適用され、水質測定を行っている 25 地点のうち、環境基準の評価を行っている全 12 地点で適合しています。

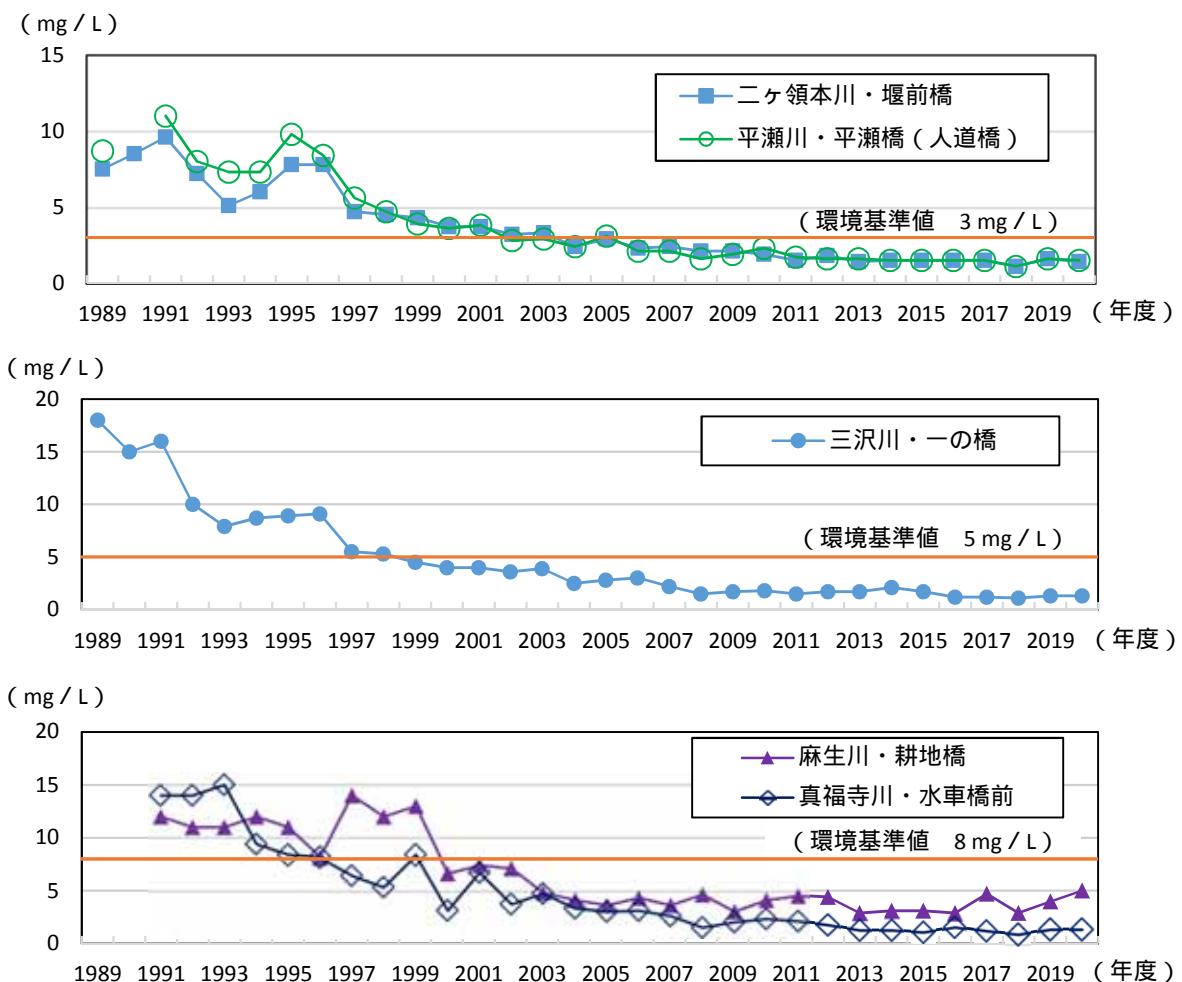


図 2-9 測定計画地点(P.17 図2-8参照)BOD 環境基準値適合状況の推移(75%水質値⁴)

³ 生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BOD は Biochemical Oxygen Demand の略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

⁴ 75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値。環境基準値適合状況の判断は、75%水質値により行う。

b 海域の水質の経年推移

海域の有機物の汚れの指標である化学的酸素要求量（COD）の環境基準は、他都市の地点も含む水域内の全ての測定地点において、75%水質値（前頁下段参照）が環境基準値に適合している場合に環境基準を達成していると評価しています。

運河部（水域名：東京湾（6）[類型C]）では環境基準を達成していますが、環境基準値が厳しい沖合部（水域名：東京湾（9）、東京湾（12）[類型B]）では達成しておらず、本市の沖合部3地点では、平成28（2016）年度以降、基準値を上回っています。東京湾全域の環境基準の達成率はほぼ横ばいで推移しており、近年、各測定地点の濃度は横ばい又は増加する傾向が見られています。

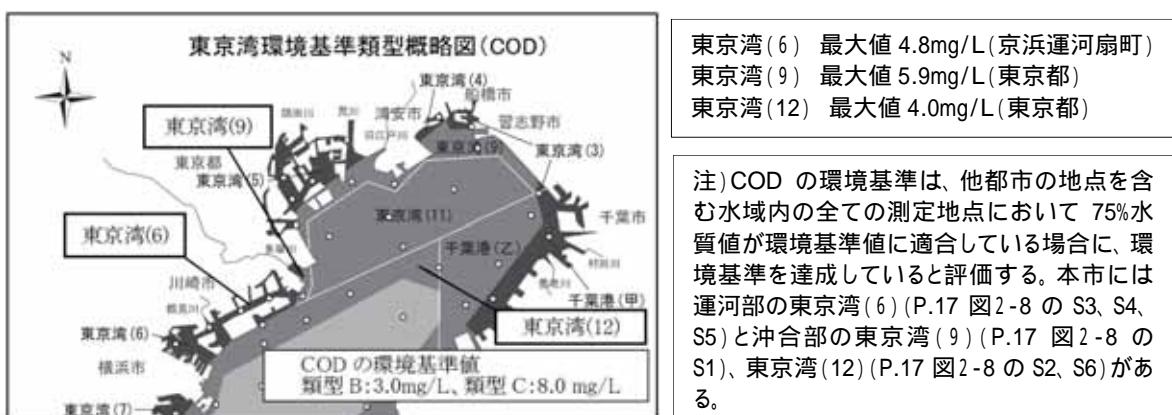


図2-10 東京湾における COD 環境基準類達成状況(2019 年度)

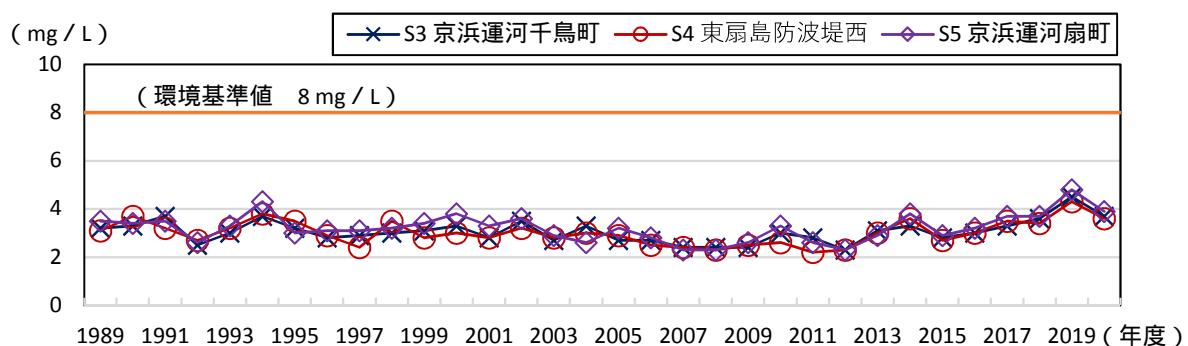


図 2-11 運河部(類型 C)の COD の環境基準値適合状況(75%水質値)

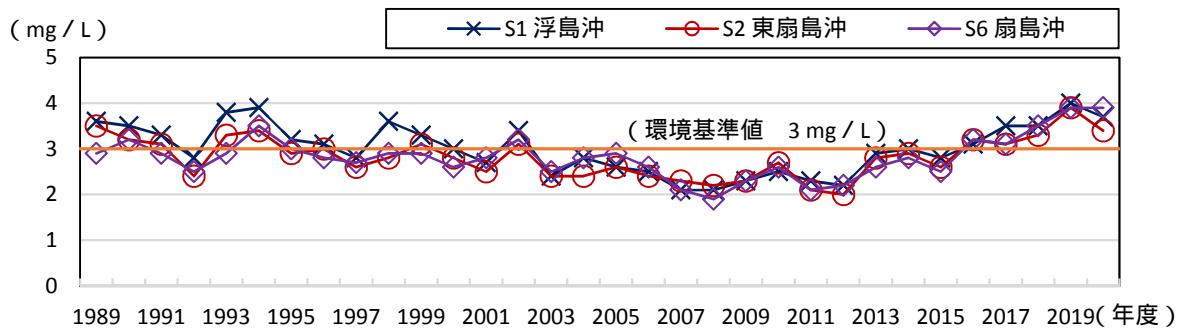


図 2-12 沖合部(類型 B)の COD の環境基準値適合状況(75%水質値)

海域の富栄養化の要因となる全窒素及び全りんの環境基準は、他都市の地点も含む水域ごとの平均値で評価しており、水域ごとの平均値は全窒素、全りんとも環境基準を達成していますが、市内の測定地点ごとの結果では環境基準値を上回る地点があります。

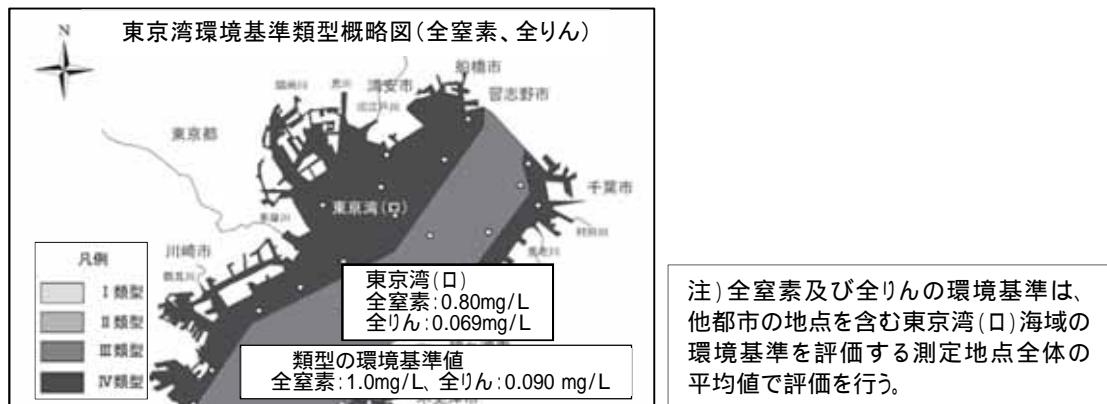
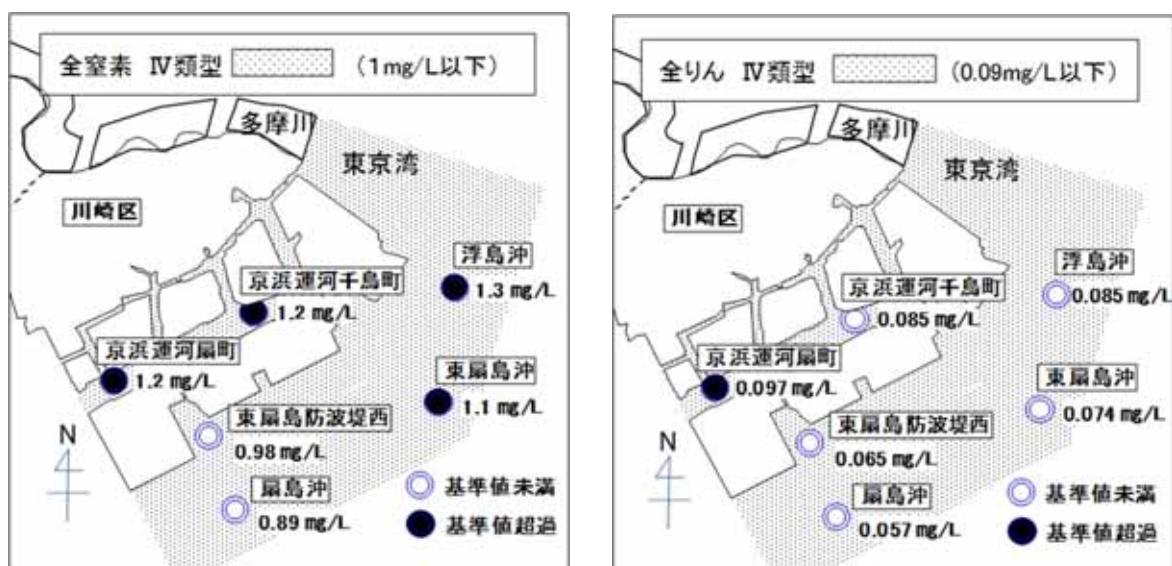


図2-13 東京湾における全窒素、全りん環境基準類達成状況(2019年度)

(出典: 環境省資料)



注) 他都市の地点を含む水域ごとの平均値で評価する環境基準は、全窒素、全りん共に達成しています。

図 2-14 海域における全窒素、全りん環境基準値適合状況(2020年度)

東京湾は閉鎖性水域であることから、汚れが滞留しやすなど様々な要因から水質改善が難しいという特徴があります。そのため、本市では、水質総量削減制度に基づく取組を推進するとともに、国や東京湾岸の自治体が連携した取組として、首都圏の自治体及び関係省庁からなる東京湾再生推進会議に参画し、東京湾再生のための行動計画に基づき、関係機関と連携して東京湾の再生に向けた取組を推進しています。

c 地下水の水質

地下水質については、長期的な観点から水質の経年変化を調査するため、市内18地点を隔年で調査する定点調査を行っており、全ての地点で環境基準を達成しています。また、新たな汚染がないかを確認するため、市域を2kmメッシュに分割し、メッシュごとに井戸を1地点選定し、4年間で市域全体を調査するメッシュ調査や、過去の調査で汚染が確認された地点について、継続的に監視をするための調査を行っています。

表 2-1 地下水質定点調査地点一覧

No.	測定地点	浅深の別	用途	No.	測定地点	浅深の別	用途
1	麻生区黒川	深井戸	農業用水	10	多摩区菅稻田堤	浅井戸	その他
2	麻生区上麻生	浅井戸	生活用水	11	宮前区東有馬	浅井戸	生活用水
3	麻生区高石	浅井戸	生活用水	12	多摩区宿河原	浅井戸	生活用水
4	麻生区下麻生	浅井戸	生活用水	13	宮前区土橋	深井戸	生活用水
5	宮前区菅生	深井戸	営業用水	14	高津区上作延	浅井戸	生活用水
6	宮前区馬絹	浅井戸	生活用水	15	宮前区野川本町	浅井戸	生活用水
7	中原区下小田中	浅井戸	生活用水	16	高津区下野毛	浅井戸	生活用水
8	幸区南加瀬	浅井戸	生活用水	17	中原区下沼部	浅井戸	生活用水
9	川崎区大島	浅井戸	営業用水	18	幸区小向西町	浅井戸	その他

d 水質事故

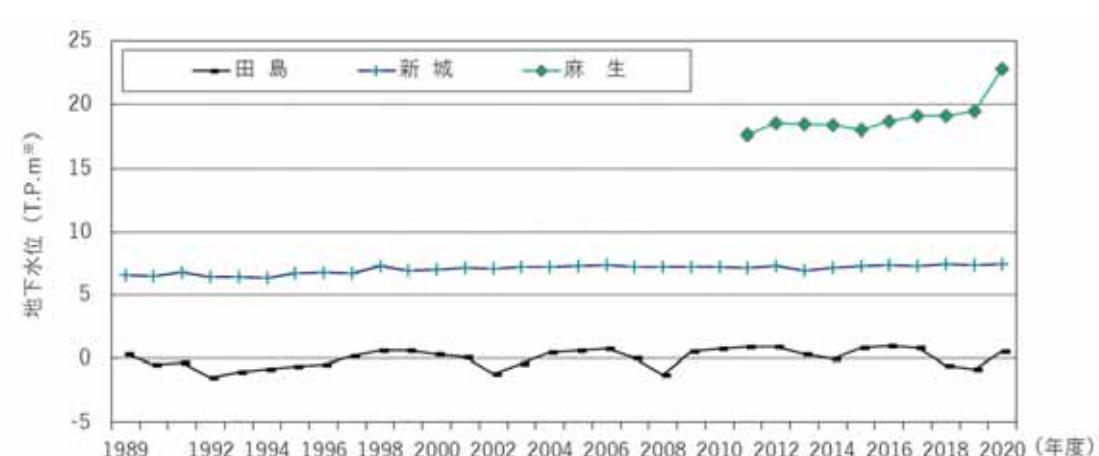
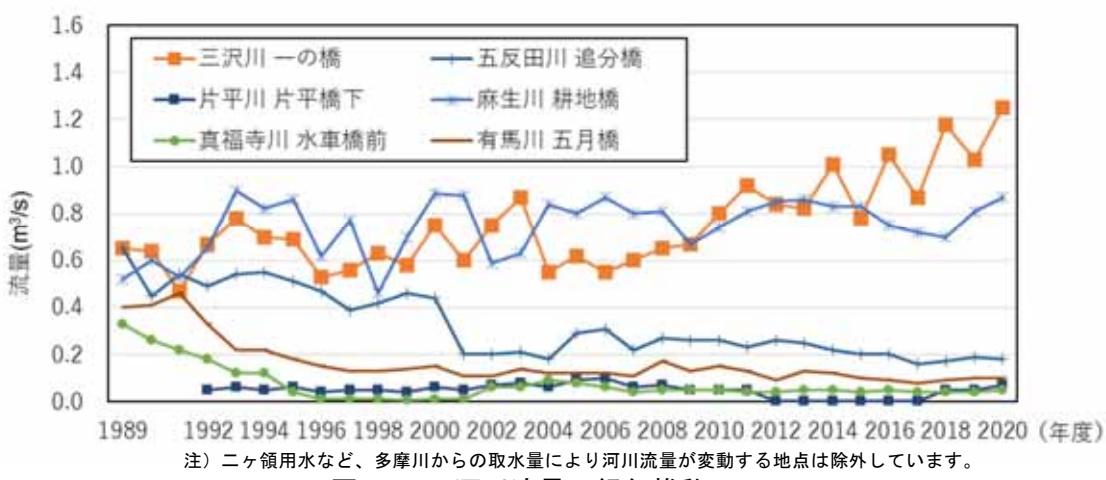
水質事故は、事業活動に起因するものだけでなく、分流式下水道区域(麻生区、多摩区、宮前区、高津区の大部分、中原区の一部)において、雨水側溝に汚水(一般家庭からの排水を含む)が流れ込むことで河川が汚れてしまう場合もありますが、関係機関と連携して迅速に対応しています。

表 2-2 市内で発生した種類別水質事故発生件数(2011~2020年度)

事故種別	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
魚死亡	4	4	3	3	0	1	3	2	0	0
油浮遊	14	19	25	17	23	17	14	16	12	19
着色水	8	21	16	14	18	15	12	14	7	12
濁水	1	2	2	5	8	4	3	3	5	2
pH異常	2	0	1	1	0	1	2	1	7	4
地下浸透	0	0	0	0	1	0	1	6	2	3
その他	7	2	3	4	2	5	3	5	2	5
合計	36	48	50	44	52	43	38	47	35	45

(イ) 水量

水量については、平常時の河川流量と地下水量を維持する取組を実施しています。平常時河川流量は、月に1回測定しており、年平均値を算定しています。下水道普及率の上昇や宅地化による土地利用状況の変化などにより、流量の低下が見られた河川もありましたが、近年は、河川によりばらつきはあるものの、横ばい傾向を示しています。また、地下水量の維持は、地盤沈下対策としても重要であり、工業用水法及び市条例に基づく地下水揚水の規制により地下水量の維持の取組を行うとともに、観測用井戸の地下水位の観測により変動状況を把握しています。高度成長期に低下した地下水位は、地下水揚水量の減少に伴い回復し、近年は横ばい傾向を示しています。したがって、水量はおおむね維持しています。



(ウ) 水生生物

河川の水生生物については、平成4（1992）年から水質調査地点付近の市内12地点で継続的に調査を行っており、確認された在来種の魚類の出現種類数は、調査開始時と比較すると増加していますが、近年は横ばいで推移しています。また、河川の底にすむ水生昆虫やエビ、カニなどの底生生物の出現種類数は、増加傾向を示しています。

海域の水生生物についても、様々な生物が確認されており、調査結果を活用した水生生物に係るパンフレットを作成して、環境教育・学習の取組を推進しています。

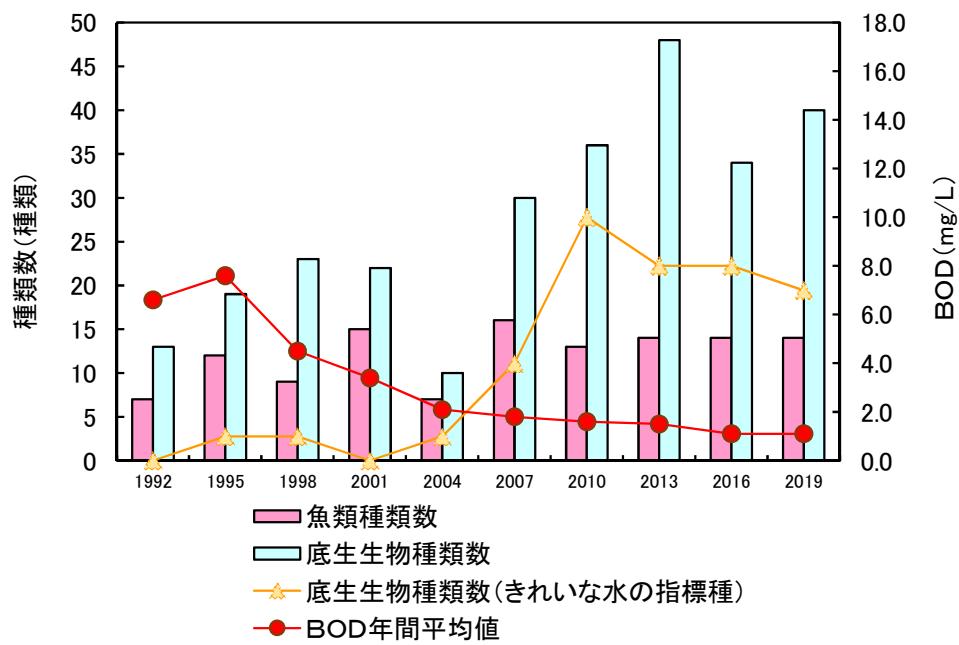


図 2-17 三沢川・下の橋における水生生物調査の経年推移



川崎港の生きものパンフレット

(エ) 水辺地

水辺地については、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う考え方である「多自然川づくり」として、親水施設を含めた河川整備が行われており、市民が水にふれあえる親水施設が増えてきています。これらの親水施設を活用して、市民が水辺に親しむイベント等を行い、環境配慮意識の向上を図っています。



市内の親水整備された水辺の様子（二ヶ領本川・一本塙（いっぽんいり）橋付近）

(オ) 土壤環境及び地盤環境

土壤汚染については、市民の健康リスクの低減を図るために、水質汚濁防止法に基づく地下水汚染の防止の取組や、土壤汚染対策法及び市条例に基づく、土壤汚染対策及び汚染土壤の適正な管理の指導・助言を行っています。

また、地盤沈下は、昭和40年代まで川崎区を中心に発生しましたが、工業用水道の整備と工業用水法及び市条例に基づく揚水規制により沈静化しています。

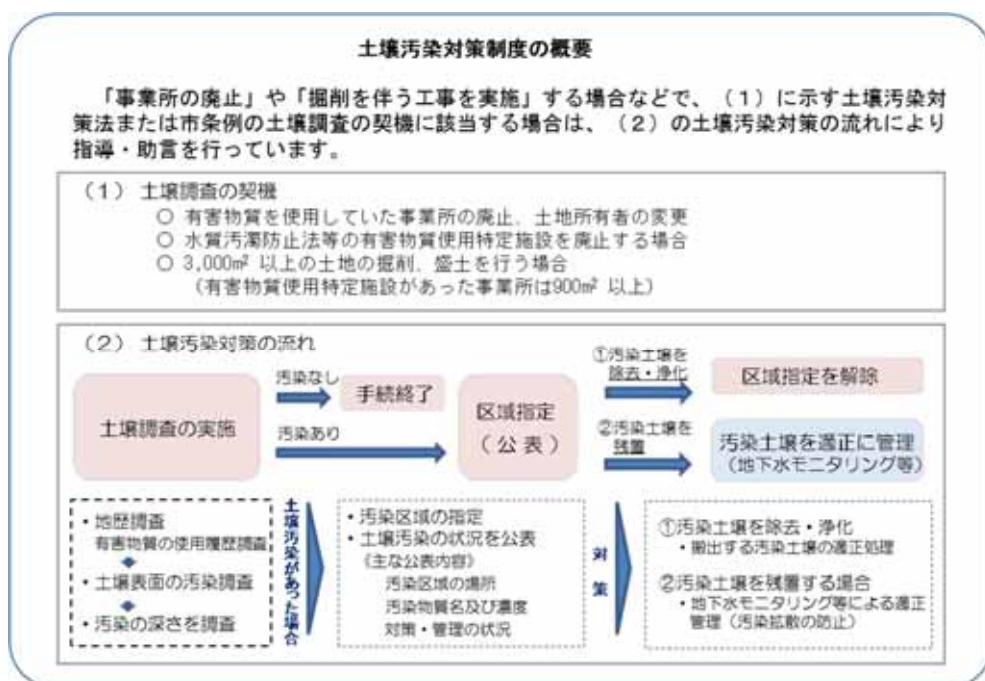


図 2-18 土壤汚染対策制度の概要

化学物質

(3) 化学物質対策の取組

化学物質は私たちの生活を豊かにし、毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっています。毎年、新規の化学物質が製造・輸入されており、いろいろな形で流通している化学物質は数万種類といわれています。こうした化学物質の中には、適正に取り扱わなければ、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのあるものがあります。

このような影響を未然に防止するためには、身の回りの化学物質の環境リスク（P. 30 参照）を正しく理解するとともに、市民・事業者・行政が協力して環境リスクを減らす取組を進めすることが求められます。

そのため、本市は、化学物質の環境への排出状況や有害性等の情報を基に、人の健康や生態系への影響が懸念される化学物質の環境調査を実施するほか、PRTR⁵（ピートアールティーアール）制度の適正な運用、環境リスクの把握、環境・リスクコミュニケーションの促進等の化学物質対策に先進的に取り組んでいます。



図 2-19 身の回りで使われている化学物質の例

⁵ Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称。

ア 主な取組

(ア) PRTR 制度の適正な運用

PRTR 制度は、事業者が自ら取り扱う化学物質⁶の環境への排出量・移動量を把握するとともに、年に1回、その排出量・移動量について市を経由して国へ届出を行う制度です。国は、その届出のデータを集計するとともにホームページ上で公表しています。本市には、届出対象事業所が約 170（令和元年度実績）あり、独自に市内の排出量も集計し、その結果を公表しています。

PRTR 制度を運用し、市民の方がほとんど目にすることのなかった化学物質の排出・移動に関する情報を広く公表することなどにより、事業者による自主的な化学物質の適正管理を促進するとともに、市民への化学物質に関する情報の共有及び理解の促進を図っています。



図 2-20 PRTR 制度のイメージ

(イ) 化学物質の環境リスクの把握

化学物質の環境への排出状況や有害性等の情報を基に、人の健康や生態系への影響が懸念される化学物質について、大気、公共用水域（河川・海域）の水質、底質を対象に、市内の環境調査（試料の採取と分析）を実施しています。また、市独自の取組として、環境調査の結果を用いて地域別に環境リスク評価を行い、環境リスクの詳細な把握に努めるとともに、その結果を公表することで環境リスクの低減につなげるなど、化学物質の適正管理に向けた取組を推進しています。

⁶ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）により、有害性の国際的な評価や生産量等を考慮して定められた化学物質

● 化学物質の環境リスク等について

○化学物質の環境リスクとは

塩が、少量であれば私たちの体に悪い影響を与えることがないように、化学物質が悪い影響を与えるかそうでないかは、化学物質の有害性だけでなく、体にとりこむ量（暴露量）も重要になります。

化学物質による「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいい、化学物質による悪い影響を考えるときは、「リスク」を考えることが大切です。

「環境リスク」を概念的に式で表すと次のようになります。

$$\text{リスク} = \text{有害性} \times \text{暴露量}$$



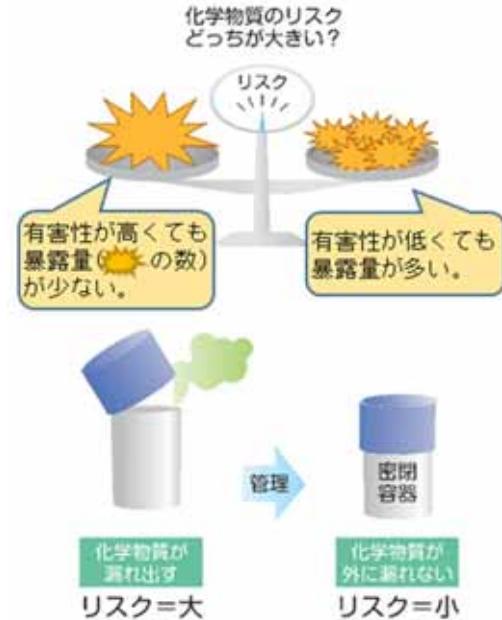
塩分の摂りすぎは体に悪い。

○リスク低減の考え方

有害性が高い化学物質でも、体にとりこむ量（暴露量）が少なければリスクは小さくなり、逆に、有害性が低くても、暴露量が多くればリスクは大きくなります。

また、化学物質をふたの開いた容器で保管すると、その性質によって外に漏れだして暴露する可能性が高まり、リスクが大きくなります。しかし、密閉容器で保管すれば、容器の破損の可能性を考慮しても暴露の可能性が低くなるので、リスクも小さくなります。

このように、化学物質の取扱い方法を工夫することで、リスクを小さくすることができます。



○環境リスク評価とは

化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性を評価することを、「環境リスク評価」と呼びます。環境中に存在する化学物質の種類はとても多く、全ての化学物質について基準値を設定するなどの対応はおよそ困難です。そのため、市では、有害性などの情報を基に、独自に環境調査を実施し、地域特性を反映した環境リスクの把握に努めています。

(ウ) 環境・リスクコミュニケーションの促進

化学物質の環境リスクを低減し、化学物質の適正管理を促進するためには、市民・事業者・行政で情報共有し、相互理解を深めることが重要です。市では、環境・リスクコミュニケーションの取組として、化学物質対策に関するセミナーや講習会を開催することなどにより、市民や事業者の理解度の向上を図っています。



図 2-21 環境・リスクコミュニケーションのイメージ

イ 現在の状況

本市は、臨海部に化学工業、石油製品製造業等の大規模な工場が集積しており、私たちの身の回りの生活に欠かせない様々な製品の原材料を製造していることから、全国と比較して化学物質を取り扱っている種類及び量が多い状況となっています。しかし、市民や事業者の理解の下、事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進及び市による事業者の取組促進等により、市内における化学物質の環境への排出量は、図 2-22 に示すとおり、大幅に削減されています。

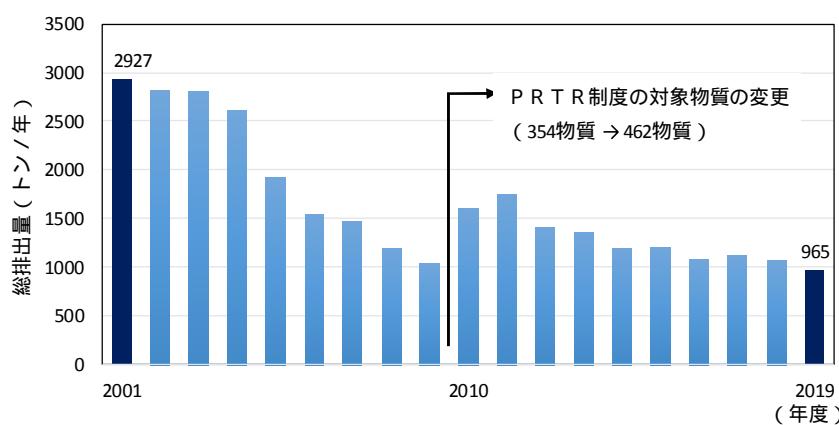


図 2-22 PRTR 対象物質の総排出量(届出対象事業者からの排出量)の推移

2 大気や水などの環境に関する市民実感

本市では、都市イメージ調査・総合計画市民意識調査・かわさき市民アンケートなど、様々な市民アンケート調査を行っています。さらに、新たな計画の策定に向けて大気や水などの環境に関する市民意識等を把握するため、令和元（2019）年9月に「川崎市の大気、水などの環境に関するアンケート」（※）を実施しました。

※川崎市の大気、水などの環境に関するアンケート
(以下「大気、水などの環境に関するアンケート」という)

本市の大気や水などの環境への関心、満足度、望む取組などに関する市民意識調査。インターネットにおけるWebアンケート調査として、18歳以上の市民1,660名を対象に、令和元（2019）年9月18日、19日に実施。

各種アンケート調査の結果から、大気や水などの環境に関する市民の意識について次のとおりまとめました。

（1）環境改善の状況と市民の満足度

大気や水などの環境は年々改善しており、主な環境基準の達成状況は次のとおり光化学オキシダントや東京湾の水質を除きおおむね達成し、近隣都市と比較しても遜色ない状況となっています。

表 2-3 主な環境基準の達成状況

	大 気					水 質	
	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 (PM2.5)	光化学 オキシダント	河川・生物化学的 酸素要求量 (BOD)	海域・化学的 酸素要求量 (COD)
達成状況 (2020年度)	測定した全地点で達成			測定した全地 点で非達成		測定した全地点 で達成	沖合部で 非達成
全市達成 年度	1979	2013	2004	2016		2010	

かわさき市民アンケートの「生活環境の満足度」のうち「市内の空気や川、海のきれいさ」を見ると、2014年ごろまでは徐々に満足度が上がっていますが、ここ数年は横ばいとなっています。一方で、「総合的な生活環境の満足度」については、この10年間は満足度が上がっていることから、相対的に見ると大気や水などの環境の改善が必ずしも満足度の向上につながっておらず、市民実感が伴っているとは言えない状況が見られます。

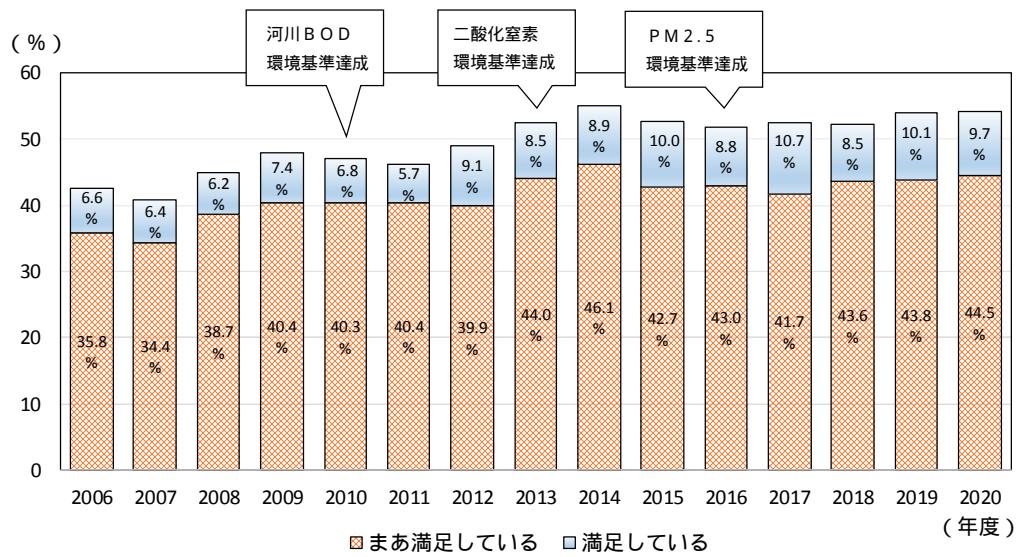


図 2-23 市民の空気や川、海のきれいさの満足度の経年推移

出典：「かわさき市民アンケート（平成 18(2006)～令和 2(2020)年度調査）」より作成

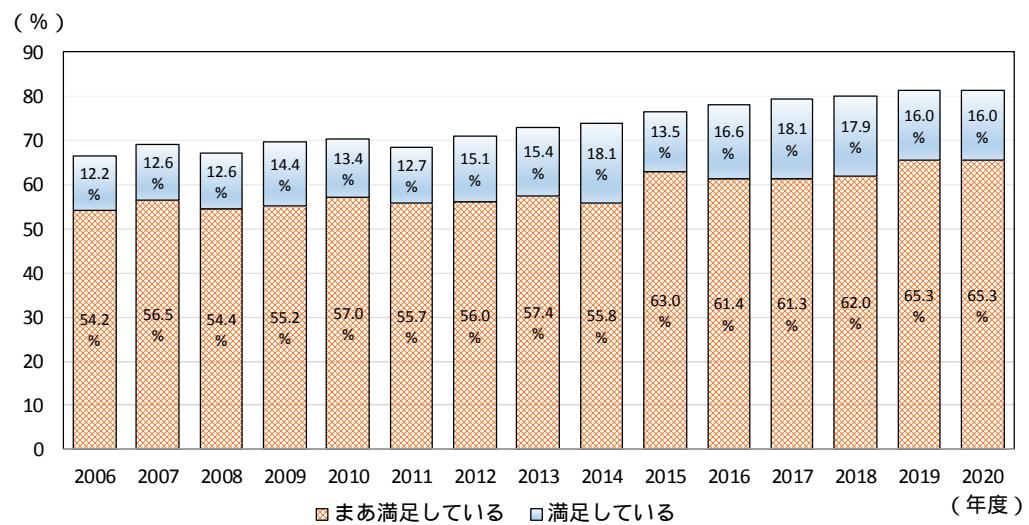


図 2-24 市民の総合的な生活環境の満足度の経年推移

出典：「かわさき市民アンケート（平成 18(2006)～令和 2(2020)年度調査）」より作成

かわさき市民アンケートでは、市政に対する評価と要望についての設問があり、「大気汚染や騒音・振動などの公害防止対策」は、ここ数年、相対的な順位は下がりつつありますが、力を入れてほしい取組の上位となっています。一方でよくやっていると思う取組の順位は上がっておらず、環境を改善するための取組が進められていることの周知が十分市民に届いていないことがうかがえます。

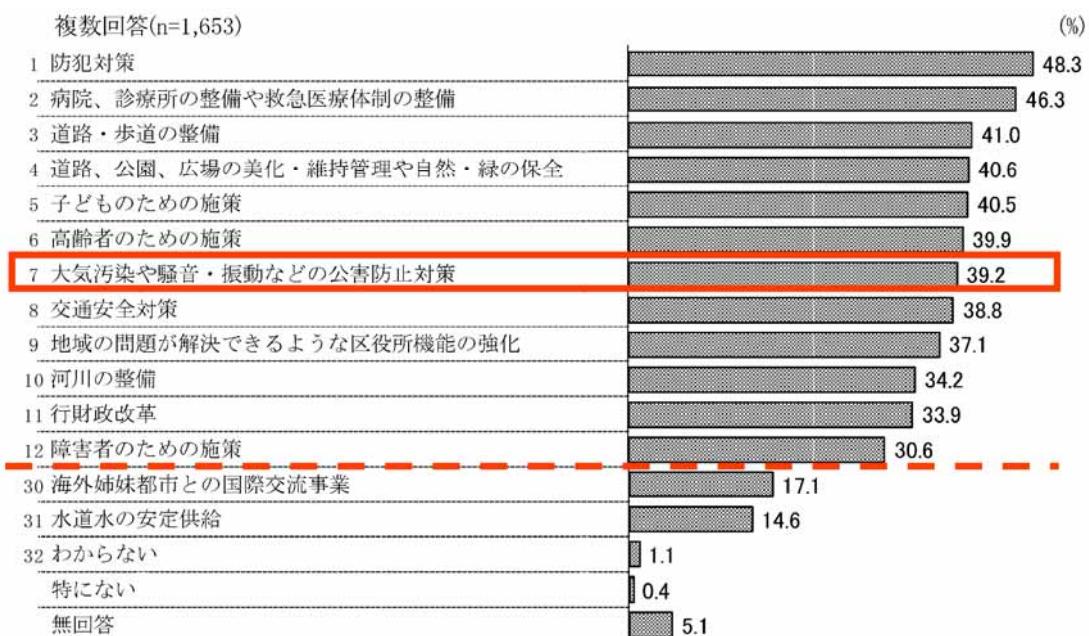


図 2-25 市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと

出典：「かわさき市民アンケート（令和2（2020）年度調査）」

なお、都市イメージ調査（平成29（2017）年）でも、本市に対するイメージを自由記入する項目で「公害・環境汚染・汚い」と答えた割合が上位となるなど、環境改善の実感が伴っていない状況が見られました。

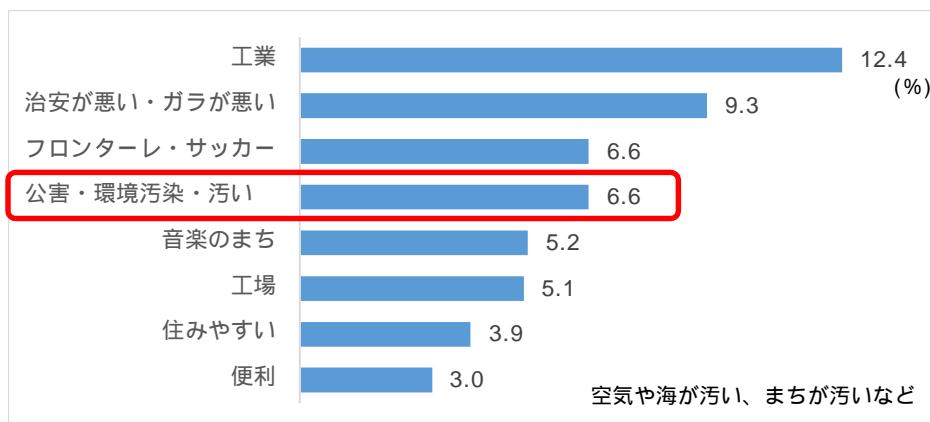


図 2-26 市民が「川崎市」と聞いてイメージすること（自由記入）

出典：「都市イメージ調査（平成29（2017）年度調査）」
（シティプロモーション戦略プラン第2次推進実施計画）より作成

(2) 地域別、年代別の満足度の傾向

各種アンケート結果を地域別、年代別に分析した結果、満足度について以下のようない傾向が見られました。

大気、水などの環境に関するアンケートでは、自宅周辺の「空気のきれいさ」「静かさ」「におい」については、満足度が5割を超えていますが、「川・海などの水のきれいさ」は5割に至らず、全体的に南部（川崎区）の方の満足度が低く、北部に行くに従い満足度が高くなる傾向が見られました。

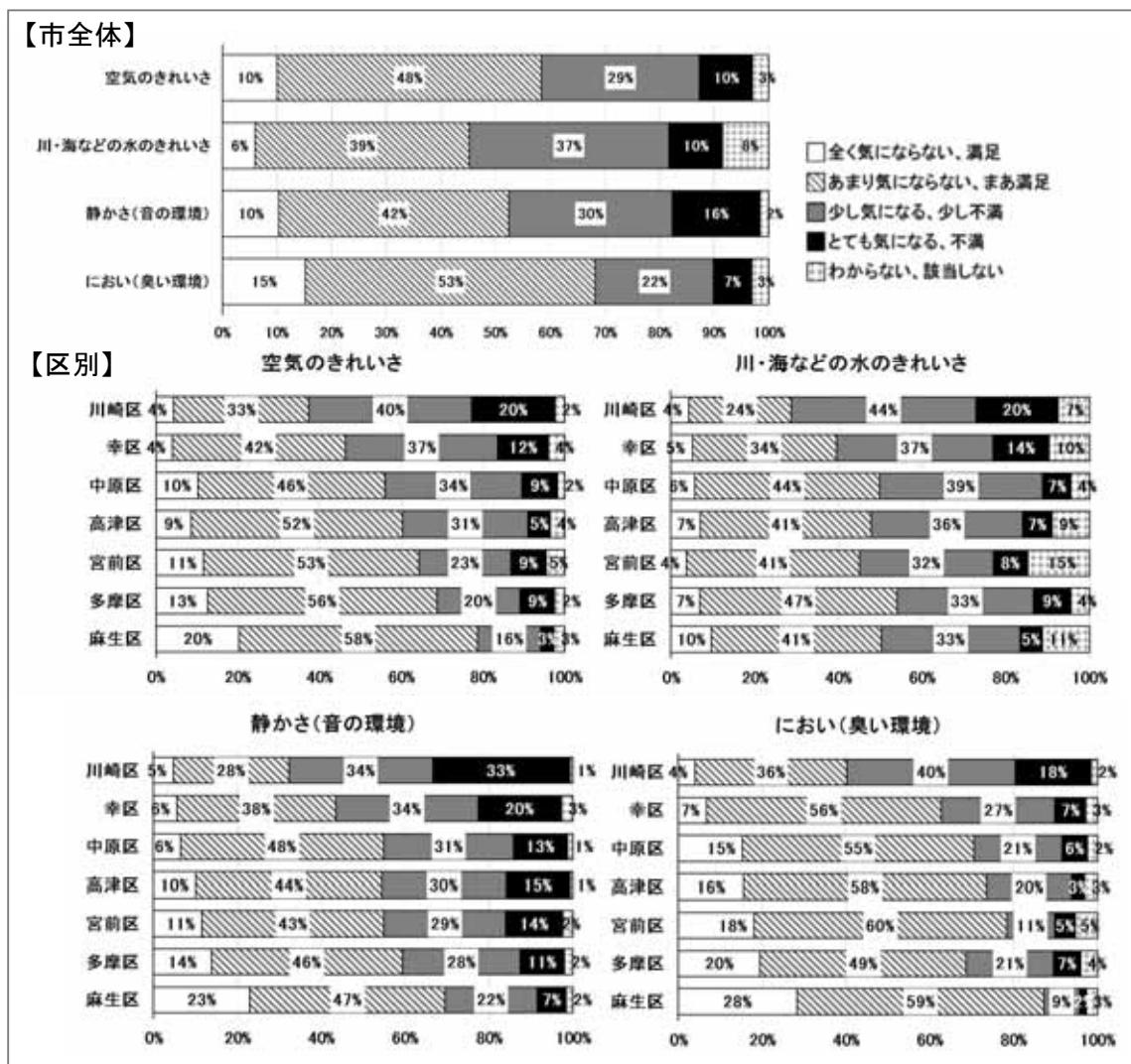


図 2-27 自宅周辺の環境について気になる・不満なこと(上段:市全体、中下段:区別)

出典：「大気、水などの環境に関するアンケート（令和元（2019）年度調査）」

(n=川崎区 254、幸区 177、中原区 295、高津区 257、宮前区 244、多摩区 246、麻生区 187)

かわさき市民アンケートでの「市内の空気や川、海のきれいさの満足度」を年代別に見ると、過去の川崎の状況を知る 60~69 歳と 70 歳以上の満足度は高くなっていますが、30~39 歳と 40~49 歳の「満足している」「まあ満足している」と答えた割合の合計は 5 割未満となっており、満足度はあまり高くない状況となっています。

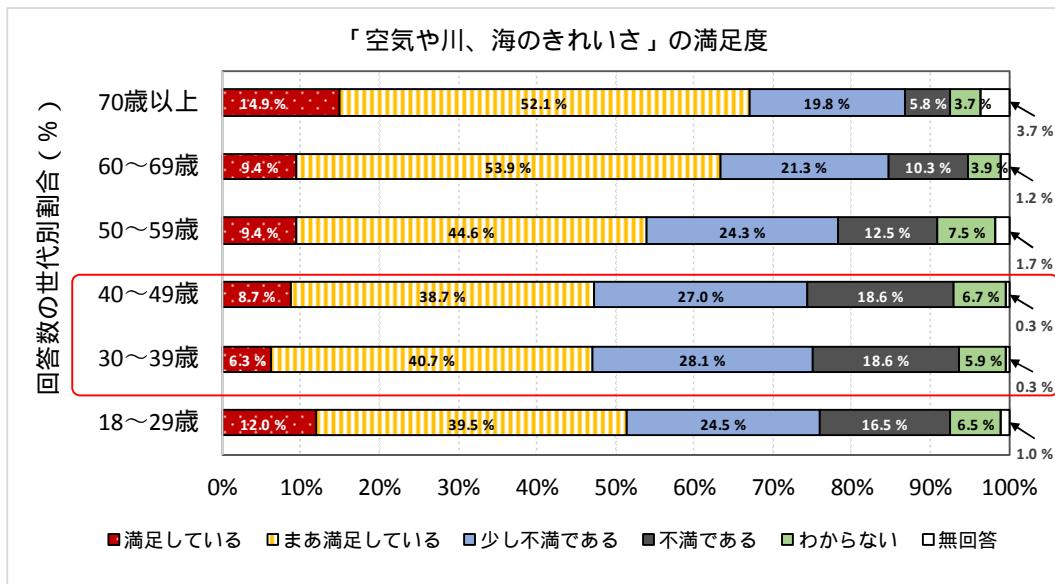


図 2-28 年代別環境への満足度

出典：「令和 2(2020)年度第 2 回かわさき市民アンケート」より

(3) 大気・水環境に対する関心及び配慮行動

大気、水などの環境に関するアンケートでは、「大気や水などの環境についての関心度」を聞いた結果、「特に関心はない（気にしたことがない）」という回答が約 4 分の 1、「関心があるが、特に自分から調べたりしたことではない」という回答が約半数を占める結果となっており、大気や水などの環境に関して、特段の関心を示していない市民が一定数いる（興味を持っていただくまでには至っていない）状況が見られました。

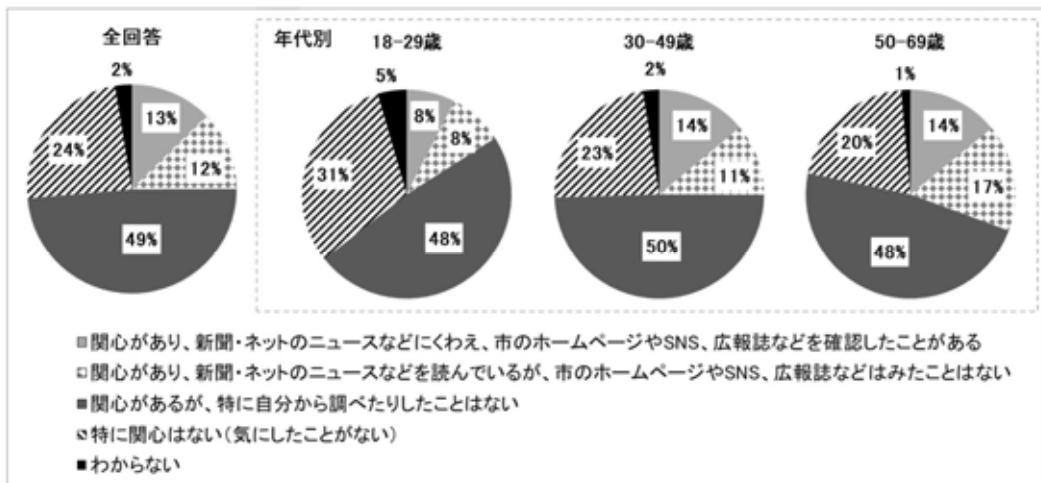


図 2-29 大気や水などの環境の状況についての関心

出典：「大気、水などの環境に関するアンケート（令和元（2019）年度調査）」

また、普段実施している取組についての回答では、「油や調理くずを排水口に流さない」「公共交通機関や自転車、徒歩で移動」が高い割合を示した一方、「環境保護活動の参加」「低 VOC 塗料やミストタイプのスプレー製品の選択」は実施している割合が低くなっていました。

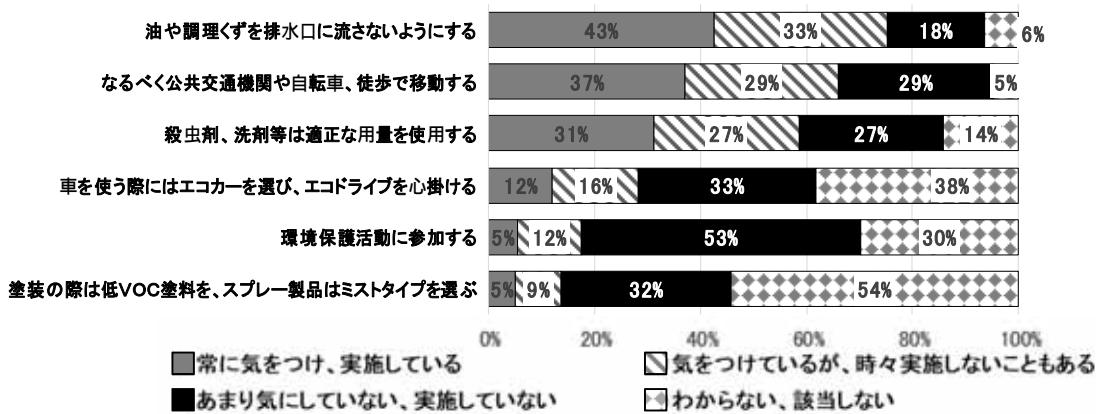


図 2-30 市民が普段実施している取組について

出典：「大気、水などの環境に関するアンケート（令和元（2019）年度調査）」

(4) 効果的な情報発信手法

大気、水などの環境に関するアンケートの「環境の状況を知るために利用したい方法」を年代別で見ると、SNS という回答は 18~29 歳で多く、広報誌等の紙媒体は 50 ~69 歳で回答が多くなっています。30~49 歳はその中間で、様々な媒体を利用したい意向が見られました。ホームページは、50~69 歳で最も多くなっているほか、どの年代でも回答が多いことが分かりました。

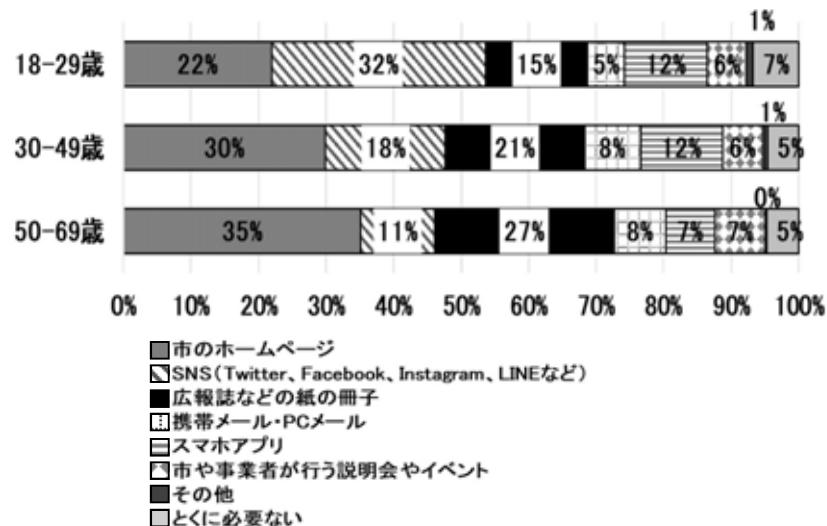


図 2-31 市内の環境の状況を知るために利用したい情報取得方法(年代別)

出典：「大気、水などの環境に関するアンケート（令和元（2019）年度調査）」

3 今後の課題概要

これまでの取組や成果などの現状を踏まえ、今後の課題概要を次のとおり整理します。

(1) 大気や水などの環境に係る課題

ア 大気環境

これまでの取組により、大気環境は大幅に改善し、ほぼ全ての項目で環境基準（巻末付属資料の付-2 参照）を達成していることから、今後においても、これまでの取組を継続することにより、環境基準の達成を維持していくとともに、課題の残る二酸化窒素、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントについては、更なる大気環境の改善に向けて重点的に取り組む必要があります。

(ア) 二酸化窒素（NO₂）

交通量の多い高速横羽線・産業道路等の幹線道路沿道では、対策目標値（環境基準）の上限値（0.06ppm）に近い値で推移しているなど、自排局においては、下限値（0.04ppm）の達成に至っていないため、これまでの取組を継続するとともに、更なる低減に向けて、交通環境対策について、事業者の自主的取組を一層推進する必要があります。

また、二酸化窒素濃度は地域ごとに差異があることから、これまでの取組を継続するとともに、地域の特性に応じた取組を推進する必要があります。

(イ) 微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント

微小粒子状物質（PM2.5）は、一部の測定局で環境基準に近い値で推移しています。また、光化学オキシダントは全国的に環境基準を達成しておらず、本市においても、首都圏の他地域と同様に光化学スモッグ注意報が毎年発令されています。このため、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）濃度の低減に向けて、大気汚染防止法及び市条例等に基づく取組のほかに、市民や事業者の自主的な取組を促進する必要があります。

微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントは、生成までの過程に未解明な部分が多いことから、他地域からの移流等による広域的な影響も考慮したデータ解析を含めた監視や原因究明に向けた調査研究を拡充していくことが求められます。

(ウ) 石綿（アスベスト）

石綿（アスベスト）対策については、今後も石綿（アスベスト）使用の可能性がある建築物の解体等工事が継続することから、解体等工事により石綿（アスベス

ト) が大気に飛散しないよう、大気汚染防止法及び市条例に基づく監視・指導を引き続き実施する必要があります。

(エ) 騒音、振動及び悪臭等に係る苦情相談

騒音、振動及び悪臭等に係る苦情相談は減っておらず、依然として苦情相談が寄せられており、工事現場や事業所に対する監視・指導を引き続き実施する必要があります。

イ 水環境

これまでの取組により、健康項目の環境基準（巻末付属資料の付-3 参照）は全て達成するなど水環境は大きく改善しました。今後は、生物多様性の観点も踏まえ、より良い水環境をめざして、水質、水量、水生生物、水辺地の構成要素ごとのこれまでの取組を引き続き進めるとともに、市民と水とのより良いふれあいの場づくりなど、水環境の構成要素を総合的に捉えた施策を関係機関と連携して推進する必要があります。

(ア) 水質

河川の環境基準の主な項目である生物化学的酸素要求量 (BOD) は、全地点で環境基準値に適合しており、引き続き全地点での環境基準値適合を維持するため、これまでの法律や市条例に基づく取組を継続して着実に推進する必要があります。海域は、臨海部に近接した水域である運河部と、陸地から距離が離れて潮流などの様々な影響を受けやすい沖合部で、水質を調査しています。環境基準の主な項目である化学的酸素要求量 (COD) は、運河部では全 3 地点で環境基準値に適合していることから、引き続き、これまでの法律や市条例に基づく取組を実施し、環境基準値の適合をめざします。沖合部では全 3 地点で環境基準値を上回っており、東京湾に面する他都市においても、本市と同様に環境基準値を上回っている状況が続いています。また、運河部及び沖合部の水質は、近年上昇傾向を示しています。東京湾は閉鎖性水域であり、汚れが滞留しやすいなど様々な要因から水質改善が困難で、長期的かつ広域的な課題となっているため、海域の水質改善に向けて汚濁原因の調査研究を行い、国や周辺自治体と連携した取組を進める必要があります。

また、水質事故については、事業活動に起因するものだけでなく、生活排水に起因した事故も発生しているため、市民や事業者に対して、水質事故の未然防止に向けて普及啓発を行う必要があります。

(イ) 水量

水量は、健全な水循環の確保への対応として、法律や市条例に基づく揚水規制の

取組を継続するとともに、鶴見川流域水協議会、多摩川流域協議会等への参画等、流域全体での広域的な取組を推進する必要があります。

(ウ) 水生生物

水生生物については、より多様な生物が生息生育するよう環境を保全するとともに、その状況について引き続き把握していく必要があります。また、水質と生息する水生生物の関係を利用して、きれいな水にすむ生物の情報などをより分かりやすく市民に伝えるなど、水環境の構成要素を総合的に捉えた施策を推進する必要があります。

(エ) 水辺地

水辺地は、水生生物の生息生育に適した環境の整備を継続して実施するとともに、市民と水とのより良いふれあいの場となることをめざす必要があります。また、より良い水環境をめざし、河川と合わせて整備されている親水施設を活用し、身近な水辺にふれあう機会を創出し、市民の水環境への関心を高め、環境配慮意識の向上を図り、水環境を保全する行動を促す取組を推進する必要があります。

(オ) 土壌環境及び地盤環境

水量や水質と関係している土壌環境及び地盤環境は、市域の開発や地下水の利用が継続していることから、これまでの法律や市条例に基づく取組を継続して着実に推進する必要があります。

これらのことから、水環境保全計画における4つの構成要素に係る取組については、引き続き関連部署と情報を共有しながら、取組を推進していく必要があります。また、より良い水環境をめざし、市民に対しては、身近な水辺にふれあう機会の創出をより充実させることにより、水環境への関心を高め、環境配慮意識の向上を図り、市民に水環境を保全する行動を促していく必要があります。

ウ 化学物質対策

本市は京浜工業地帯の中核として発展し、化学工業、石油製品製造業等の化学物質を取り扱う工場・事業場が集積しています。これまで事業者が排出量の多い物質からの代替や工程の見直し、処理・回収技術の導入などの対策により、市内における化学物質の環境への総排出量は大幅に削減されてきましたが、近年、排出量の削減は鈍化傾向となっています。本市は、取り扱っている化学物質の種類及び量が多いことから、排出量を増加させないために、排出抑制に向けた取組を継続して実施していく必要があります。

一方、第5次環境基本計画（平成30（2018）年4月17日、環境省）では、有害化物質の管理について、化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進が位置づけられるなど、化学物質対策の方向性は、環境リスクの最小化をめざす流れとなっています。

このため、総排出量を増加させない取組を継続するとともに、環境リスクの低減のための取組を効果的に推進する必要があります。

また、化学物質そのものの情報や化学物質による影響は一般的に理解が難しいものであることから、化学物質の正確な情報を市民・事業者・行政で共有しつつ、意思疎通を図ることで、化学物質の環境リスク等に係る情報について、理解を促進する必要があります。

（2）大気や水などの環境に関する市民実感の向上をめざした取組の課題

ア 環境への関心、環境活動への参加意識の向上

アンケート結果によると、大気や水などの環境に関する情報を特に自分から調べたりしたことのない方も含めて、大気や水などの環境に対して特段の関心を示していない市民が一定の割合で見られます。そのため、環境配慮意識の向上に向けて、身近な環境への関心を高めてもらえるような分かりやすい情報提供や、環境を知るとともに親しむことができる環境教育や環境学習、イベント等も含めて参加を促していく必要があります。

イ 市民への広報の充実

大気や水などの環境は大きく改善し、近隣都市と比べても遜色ない状況となっていますが、一方で、市政の仕事で今後特に力を入れてほしい取組として「大気汚染や騒音・振動などの公害防止対策」が継続して上位に位置しています。このことから、環境を保全するために行っている市の取組や、改善が図られた環境の現状を市民に分かりやすく伝えるなど、実感の向上を意識して取り組んでいくことが必要であると言えます。特に、環境への満足度が低い傾向のある30歳代から40歳代の世代は、情報の取得のために利用している方法が、ホームページ、SNS、広報誌などの紙の冊子等多岐にわたっているため、他の世代も含め、伝えたい相手に応じて様々な媒体を効果的に活用し、広報する内容も含めて必要な情報を届ける工夫を行う必要があります。

(3) これまでの成果を踏まえた主な課題のまとめ

ア 大気環境の主な課題

- 二酸化窒素については、対策目標値（環境基準）の下限値（0.04ppm）の全局達成に向けて、これまでの取組を継続するとともに、事業者の自主的な取組を推進する必要があります。
- 微小粒子状物質（PM2.5）については、一部の測定局で環境基準に近い値で推移していることから、これまでの取組を継続するとともに、原因物質の削減に向けて、市民や事業者の自主的な取組を促進する必要があります。
- 光化学オキシダントが高濃度になって発令される光化学スモッグ注意報が、依然として毎年発令されていることから、原因究明に向けた調査研究を拡充するとともに、光化学オキシダント濃度の低減に向けた取組を効果的に推進する必要があります。

イ 水環境の主な課題

- 河川の生物化学的酸素要求量（BOD）は全地点で環境基準値に適合しています。また、海域の化学的酸素要求量（COD）は、運河部で環境基準値に適合しており、陸地から距離が離れて潮流などの様々な影響を受けやすい沖合部では、環境基準値を上回っています。また、海域の COD は、近年上昇傾向を示しています。このため、河川の BOD 及び運河部の COD は今後も環境基準値の適合をめざすとともに、海域の水質改善に向けて汚濁原因の調査研究を行い、国や周辺自治体と連携した取組を推進する必要があります。
- 更なる水質改善に向けて、市民の水環境への環境配慮意識の向上を図り、水環境を保全する行動を促す取組を推進する必要があります。
- 市民の水環境への関心を高めるため、水質と生物の関係を利用して、きれいな水にすむ生物の情報などより分かりやすく市民に伝えることなど、水環境の構成要素を総合的に捉えた施策を推進する必要があります。

ウ 化学物質の主な課題

- 化学物質の環境への排出量は事業者の努力等により大幅に削減されてきましたが、近年、排出量の削減が鈍化傾向であり、また、本市は取り扱っている化学物質の種類及び量も多いことから、今後も引き続き総排出量を増加させないために、排出量抑制に向けた取組を継続する必要があります。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組を効果的に推進する必要があります。
- 化学物質の環境リスク等に関する理解を促進するため、情報共有等に向けた取組を推進する必要があります。

エ 市民実感の向上をめざした取組の主な課題

- 大気や水などの環境に対して特段の関心が示されていないことから、関心を高め、環境に配慮した行動を促すための取組を推進する必要があります。
- 環境保全の取組や環境の現状が市民に十分伝わっていない状況にあることから、市の取組や環境の現状を市民に分かりやすく伝える必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 本計画がめざすもの

本市には、公害問題について、市民・事業者・行政の全ての主体が取組を進めてきた結果、改善が図られた実績があります。こうした実績を活かし、今後も大幅に改善した大気や水などの環境を維持し、次の世代に確実に引き継いでいくことが重要です。

私たちは、自らが環境に負荷を与えていた存在であることを改めて認識し、健全で良好な環境を育み、健康でかつ心豊かに安心して快適に暮らせるよう、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

本計画では、第1章で掲げた環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、より良い環境づくりを共に進めていく必要があります。そのため、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的に分かりやすくとりまとめ、**だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現をめざします。**

なお、環境基本計画におけるめざすべき環境像である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」を踏まえ、大気や水などの環境保全分野において、川崎市環境基本条例の規定に基づく環境目標値といった長期的にめざすべき水準の達成を見据えた将来の環境の姿を次のとおり示すこととします。

- ・ 市民が安心できる良好な大気環境が保たれているとともに、快適に過ごせる清浄な大気が実現されている
- ・ 河川や海域の環境が良好に保たれているとともに、人と水のふれあいの場となる豊かな水環境が実現されている
- ・ 化学物質による環境リスクが最小化された安心できる環境が保たれている

また、これらの実現をめざしていくことを通じて、大気や水などの環境に係る市民実感の向上をめざします。

環境基本計画の目標を達成するためには、本計画の対象範囲である大気環境・水環境・化学物質に市民実感も含めた、それぞれの項目について、きれいさや環境リスクの低減等に係る望ましい状態を示した上で、各項目の望ましい状態の実現に向けて取り組んでいくことが必要となります。

そのため、本計画においては、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに目標を整理した上で各目標に成果指標を設定し、毎年達成状況を評価していくことで、目標の達成に向けた進行管理を行っていきます。

2 目標

環境基本計画に掲げる大気や水などの環境保全分野の目標を踏まえるとともに、第2章において整理した今後の課題を踏まえ、大気環境・水環境・化学物質対策・市民実感の項目ごとに、めざす状況、目標及び成果指標を示します。

大気

大気環境のめざす状況

大気環境は、これまでの法律や条例に基づく取組などにより大幅に改善しているものの、二酸化窒素は対策目標値（環境基準）の下限値の達成までには至っておらず、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準に近い濃度で推移しており、光化学スモッグ注意報は毎年発令されている状況にあるため、「二酸化窒素濃度の更なる低減」、「PM2.5 濃度の更なる低減」、光化学スモッグ注意報発令0日に向けて「光化学オキシダント高濃度の低減」を主なものとして、各種取組を推進することで大気環境全体の負荷の低減をめざします。

- 【目標】**
- 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成
 - PM2.5 の環境基準の達成維持
 - 光化学スモッグ注意報発令0日
 - 光化学オキシダント高濃度の低減

[成果指標]

- ・二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）以下を達成した測定局の割合
令和2（2020）年度 現状 58.8 % \rightarrow 令和12（2030）年度 77.8 %
- ・PM2.5 の環境基準を達成した測定局の割合
令和2（2020）年度 現状 100 % \rightarrow 令和12（2030）年度 100 %
- ・光化学スモッグ注意報の発令日数
令和2（2020）年度 現状 2 日 \rightarrow 令和12（2030）年度 0 日
- ・光化学オキシダント環境改善評価指標値
令和2（2020）年度 現状 0.0106 ppm \rightarrow 令和12（2030）年度 0.0103 ppm

*窒素酸化物濃度、非メタン炭化水素濃度（VOCの一種）、国の新指標についても把握します。

光化学オキシダント環境改善評価指標値

本計画では、市独自の新たな成果指標として、光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した成果指標を設定します。

この指標は、光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC））の環境濃度との関係性が強く、事業者や市民の原因物質削減の取組の効果が把握できる指標となっています。（詳細は巻末付属資料の付-15 参照）





水環境のめざす状況

水環境は、これまでの法律や条例に基づく監視・指導により大幅に改善し、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）は全地点で環境基準値に適合し、海域の化学的酸素要求量（COD）は運河部で環境基準値に適合しています。しかし、近年、海域の COD は上昇傾向が見られるため、引き続き環境基準値の適合をめざすとともに、河川水質の更なる改善に向けた生活排水対策等の推進や、海域の水質改善に向けた汚濁原因の調査研究及び広域連携の取組を推進します。また、**水質と生息する水生生物の関係を利用して、「きれいな水」の指標となる魚類の生息地点数から水質改善の程度を市民に知つもらうことなど、水環境の構成要素である水量、水質、水生生物、水辺地を総合的に捉えた施策を関係機関と連携して推進し、より良い水環境をめざします。**

【目標】● 河川の BOD 及び運河部の COD の環境基準値適合

● 「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加

[成果指標] • 河川の BOD 及び運河部の COD の環境基準値の適合地点の割合

令和 2 (2020) 年度 現状 100 % \supseteq 令和 12 (2030) 年度 100 %

• 「きれいな水」の指標魚種の生息地点の割合

令和 2 (2020) 年度 現状 75 % \supseteq 令和 12 (2030) 年度 100 %



化学物質対策のめざす状況

市内における化学物質の環境への排出量は、事業者の努力などにより大幅に削減されていますが、近年、削減が鈍化傾向であり、また、取り扱っている化学物質の種類及び量が多いことから、今後も、**第一種指定化学物質の総排出量を増加させないよう、排出量抑制に向けた取組の促進を図ります。また、化学物質による環境リスクの低減に向けて、事業者による自主的な取組を促進し、個々の化学物質の環境リスクを考慮した適正管理に係る施策を推進します。さらに、化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた環境・リスクコミュニケーションに係る施策を推進するなど、市民や事業者等の理解を促進します。**

【目標】●市内の PRTR 対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

[成果指標] PRTR 対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量

令和元 (2019) 年度* 現状 965 t \supseteq 令和 11 (2029) 年度 965 t 以下

*令和元年度の排出量は、令和 2 年に事業者から届出されたものを、国が集計し令和 3 年に公表



市民実感のめざす状況

大気や水などの環境は大きく改善した一方で、市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境については特段の関心も示していないことから、更なる環境負荷の低減を図るとともに、世代ごとに合わせた分かりやすい情報発信や、身近な環境に親しむ取組などを通じて関心を高め、市民参加を促し、環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上を図ります。

【目標】●大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上

[成果指標] 市内の空気や川、海のきれいさの満足度（かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」）

平成 28～令和 2 (2016～2020) 年度 現状 52.9 %* \supseteq 令和 8～12 (2026～2030) 年度 55.0 %

*「満足している」「まあ満足している」の合計の過去 5 年間の平均値

3 方向性及び視点

これまでに述べたことを踏まえて、安全かつ安心で快適に暮らせる大気や水などの環境をめざし、次の2つの方向性を基本として施策を推進します。

【2つの方向性】

安全で良好な環境を保全する

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの環境関連法、市条例に基づく規制を中心とした取組を継続して実施し、環境基準の達成維持を図るなど、これまでの取組で改善した大気や水などの安全で良好な環境を保全する。

安心で快適な環境を共に創る

市民など多様な主体と協働した環境配慮意識の向上に資する取組や事業者の自主的な取組の促進、環境への悪影響の未然防止につながる取組などを実施し、更なる環境負荷の低減や良好な環境に関する市民実感の向上を図るなど、市民や事業者と一緒にって、安心で快適な環境づくりを進める。

また、取組を効果的に推進するためには、大気や水などの環境保全分野だけでなく、関連する分野との連携や本市の地域特性に留意した取組が重要となるため、次の2つの視点を踏まえた取組の推進を図ります。

《2つの視点》

複合的な環境施策の展開

主要な環境分野や大気や水などの環境と関連する施策等、相互に効果が波及し合うことが期待される取組を推進する。

こうした取組を通じて、環境分野間の連携、社会・経済をはじめとする他分野との連携による複合的な環境施策の展開を図る。

地域の特性を踏まえた取組

本市は地域ごとに特徴があるため、地域の特性を踏まえ、地域ごとの大気や水などの環境に係る取組や情報を効果的に発信する。

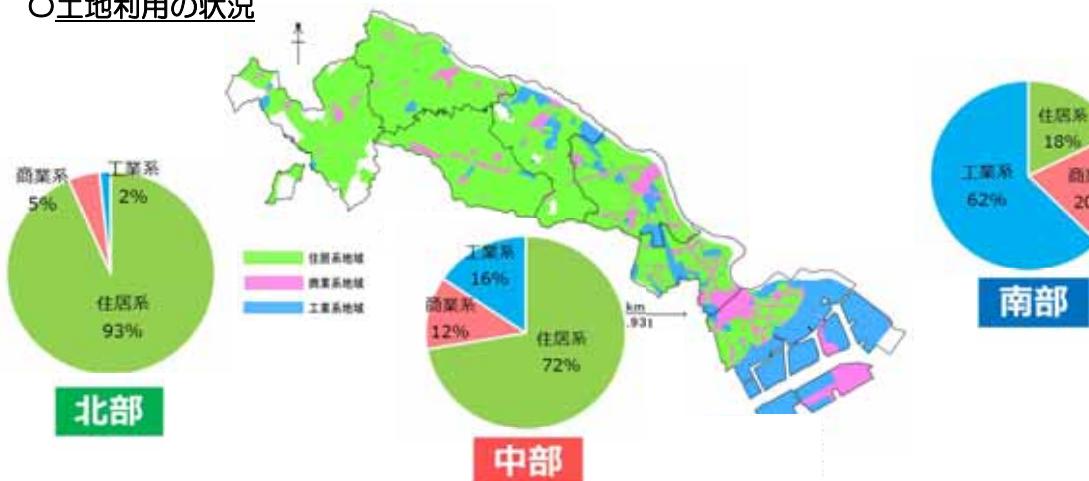
こうした取組を通じて環境配慮意識の向上や市民実感の向上を図る。

● 地域の特性について

本市は、政令指定都市の中では面積が一番小さい(一番大きい浜松市の10分の1以下)ですが、地域ごとに特性があります。

ここでは、土地利用の状況や河川・海域と水生生物の状況を比較してみます。

○土地利用の状況

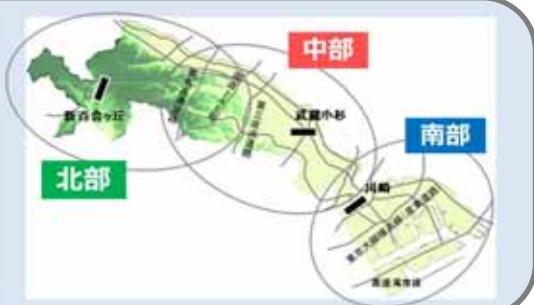


○河川・海域と水生生物



こうした特徴を踏まえて、本計画では、本市を南部(臨海部)、中部(内陸部)、北部(丘陵部)の3つに分類しています。

P. 60に「地域の特性を踏まえた取組」を掲載



第4章 基本施策の推進に向けて

1 基本施策の方向性

前章に記載した「2つの方向性」を基本として施策を推進するために、具体的な施策体系では、基本施策の方向性Ⅰとして、「安全で良好な環境を保全する」を、方向性Ⅱとして、「安心で快適な環境を共に創る」を位置づけます。

「安全で良好な環境を保全する」には、大気や水などの環境を保全するため、各種規制等の基盤となる取組に加えて、大気や水に関わる事故等の発生時に適切に対応する取組などを、基本施策Ⅰ-1として設定します。

「基本施策の方向性Ⅰ 安全で良好な環境を保全する」 (基盤となる取組)

- ・基本施策Ⅰ-1 「大気や水などの環境保全」

また、「安心で快適な環境を共に創る」には、市民が身近な地域で安心して快適に暮らせる環境を、市民や事業者と連携して共に創るため、市民実感等の向上を図る新たな視点による取組を、基本施策Ⅱ-1から4として4つ設定します。

「基本施策の方向性Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」 (新たな視点による取組)

- ・基本施策Ⅱ-1 「環境配慮意識の向上」
- ・基本施策Ⅱ-2 「多様な主体との協働・連携」
- ・基本施策Ⅱ-3 「事業者の自主的な取組の促進」
- ・基本施策Ⅱ-4 「環境影響の未然防止」

さらに、経済・社会・環境の統合的な向上に寄与する観点から、川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針(第3期実施計画に統合予定)を踏まえ、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら施策を推進します。

なお、「2つの視点」による取組を整理するため、環境分野間の連携や他分野の施策との連携について「複合的な環境施策の展開」として示すとともに、地域特性等から本市を3つの地域区分に分類した「地域の特性を踏まえた取組」を示します。

2 基本施策

(1) 基本施策の構成

基本施策は、次のとおり「施策」、「具体的取組」、「リーディングプロジェクト」等から構成されます。それぞれの内容は、以下のとおりです。

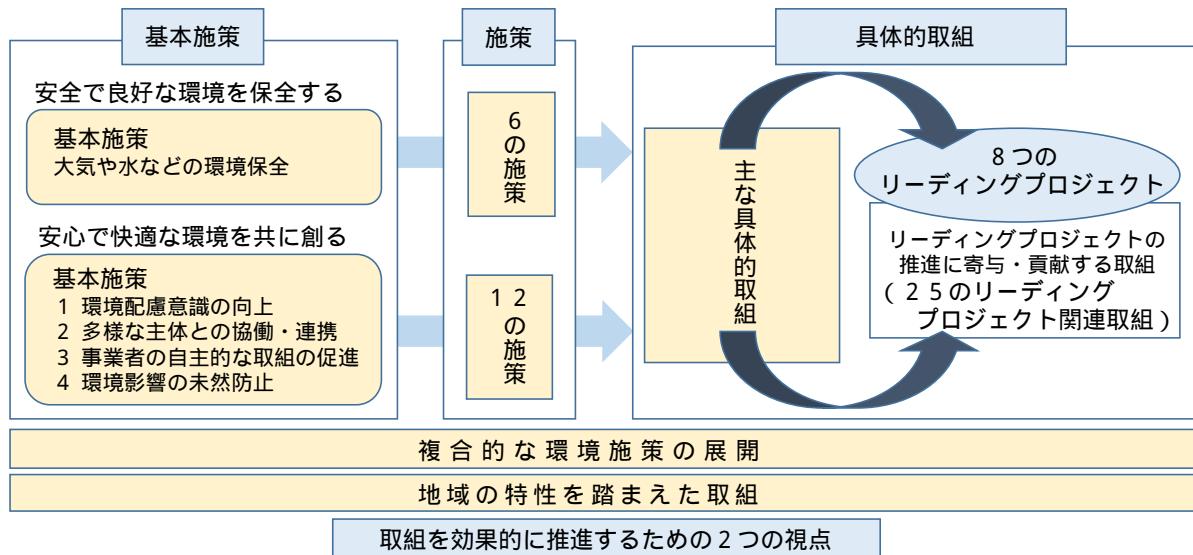


図 4-1 施策体系図

<施策>

基本施策 I、II の下に、「施策」を設定します。【P. 53 (3) 施策 参照】

<具体的取組>

それぞれの施策には「具体的取組」が紐づき、第6章には具体的取組のうち主なもの（以下「主な具体的取組」という。）を記載しています。

【P. 80 第6章 2 具体的取組 参照（詳細は巻末付属資料 付-16～28 参照）】

<リーディングプロジェクト>

基本施策を進める上で核となる取組として、8つの「リーディングプロジェクト」を設定し、その取組の推進に寄与・貢献するものを「リーディングプロジェクト関連取組」として位置づけます。【P. 57 (6) 基本施策とリーディングプロジェクト 参照】

【リーディングプロジェクトの詳細は P. 64 第6章 1 リーディングプロジェクト 参照】

<取組を効果的に推進するための2つの視点>

○複合的な環境施策の展開 【P. 58 (7) 複合的な環境施策の展開 参照】

・主要な環境分野との連携

脱炭素化・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待される取組を位置づけます。

・大気や水などの環境に影響する施策との連携

大気や水などの環境に影響する施策は、本市の様々な部局で行われていることから、それらについては大気や水などの環境への効果を踏まえた関連する施策として、本計画にも位置づけます。

○地域の特性を踏まえた取組 【P. 60 (8) 地域の特性を踏まえた取組 参照】

地域の特性や地域ごとの環境の状況を考慮した取組が必要であることから、地域の特性を踏まえた情報を効果的に発信します。

(2) 施策体系

基本施策の方向性
I 安全で良好な環境を保全する

基本施策の方向性
安心で快適な環境を共に創る

本計画がめざすもの
だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現

目 標

- 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成
- PM2.5の環境基準の達成維持
- 光化学スモッグ注意報0日
- 光化学オキシダント高濃度の低減

基本施策

基本施策 I -1 大気や水などの環境保全 【環境保全の基盤となる取組】

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壤汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時に適切な対応を行う。



施策

① 大気環境に係る事業所等の監視・指導



② 水環境に係る事業所等の監視・指導



③ 大気環境に係るモニタリングの実施



④ 水環境に係るモニタリングの実施



⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応



⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施



基本施策 II -1 環境配慮意識の向上

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進により更なる環境負荷の低減をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。



① 大気や水辺に親しむ取組の推進



② 環境教育・環境学習の推進



③ 効果的な情報発信の推進



基本施策 II -2 多様な主体との協働・連携

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化する。



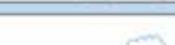
① 市民協働・連携の取組



② 広域連携等の推進



③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進



基本施策 II -3 事業者の自主的な取組の促進

環境負荷の更なる低減を図るために、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。



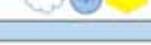
① 交通環境配慮行動の促進



② 事業者の自主的な取組の支援



③ 事業者との情報共有の促進



基本施策 II -4 環境影響の未然防止

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持つよう情報共有を図る。



① 化学物質の適正管理と理解の促進



② 環境影響の低減に向けた取組



③ 環境影響の低減に向けた調査研究





- 河川のBOD及び運河部のCODの環境基準値適合
- 「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加



化学物質

- 市内のPRTR対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減



市民実感

- 大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上

主な具体的取組

- ・大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査
- ・大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導
- ・石綿（アスベスト）飛散防止対策に係る届出等の審査・指導
- ・水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査
- ・水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導
- ・土壤汚染に係る届出等の審査・指導
- ・大気環境の監視
- ・光化学オキシダントに係る監視
- ・河川、海域の水質調査
- ・地下水質の監視
- ・精密水準測量による地盤沈下量の監視
- ・騒音、振動に係る苦情相談対応
- ・悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応
- ・事故時の対応
- ・災害時の対応
- ・水処理センターの高度処理化の推進
- ・合流式下水道の改善の推進
- ・下水道利用の促進
- ・河川改修事業の推進

取組を効果的に推進するための2つの視点

複合的な環境施策の展開

地域の特性を踏まえた取組

主要な環境分野

- 脱炭素化
- 自然共生
- 資源循環

地域区分

- 南部
- 中部
- 北部

大気や水などの環境に影響する施策との連携

複合的な取組につなげる

市民実感の向上につなげる

水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上

- ・水辺に親しめる河川環境整備の推進
- ・水環境に係る調査及び普及啓発（河川の生物調査など）
- ・大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進

環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進

- ・水辺に親しむイベント等の実施
- ・地域環境リーダーの育成
- ・「エコシティたかつ」推進事業の取組
- ・多様な世代に合わせた情報発信
- ・地域ごとの取組や環境データの情報発信
- ・情報発信等による次世代自動車の普及促進
- ・自転車の活用に向けた取組の推進

市民創发型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進 市民参加型の大気を身边に感じる機会の創出

- ・緑のボランティアなどの活動支援
- ・ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組
- ・他自治体連携による取組
- ・国、自治体等が連携した東京湾の環境調査
- ・新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携
- ・国際的な環境保全活動への支援・連携
- ・環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援

次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組

- EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組
- ・バス車両等の低炭素化に向けた取組の推進
- ・エコ運搬制度の運用
- ・工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用）
- ・VOC等排出削減に向けた取組の推進（事業者等の排出状況の把握及び自主的削減取組の支援）
- ・中小企業への円滑な資金供給等の推進
- ・脱炭素化に向けたエコ化支援の推進
- ・事業者交流の取組（事業者との連絡会など）
- ・事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施

環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進

- ・環境・リスクコミュニケーションの促進

新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進

- ・環境影響評価の推進
- ・交差点改良などの渋滞緩和対策の推進
- ・街路樹の適正な維持管理の推進
- ・大気環境に係る調査研究（光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など）
- ・水環境に係る調査研究（公共用水域における水質改善に係る調査研究など）
- ・化学物質に係る調査研究（環境リスク評価に係る調査研究など）

※主な具体的取組の太字はリーディングプロジェクトを表しています。

(3) 施策

基本施策の下には、取り組むべき施策を位置づけ、本計画に掲げる目標の達成に向けた取組を推進していきます。

○基本施策 I-1 「大気や水などの環境保全」

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壤汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行うものとして、次の施策を推進します。

- ① 大気環境に係る事業所等の監視・指導
- ② 水環境に係る事業所等の監視・指導
- ③ 大気環境に係るモニタリングの実施
- ④ 水環境に係るモニタリングの実施
- ⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応
- ⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施

○基本施策 II-1 「環境配慮意識の向上」

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進により更なる環境負荷の低減をめざす。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝えることで実感の向上を図るものとして、次の施策を推進します。

- ① 大気や水辺に親しむ取組の推進
- ② 環境教育・環境学習の推進
- ③ 効果的な情報発信の推進

○基本施策 II-2 「多様な主体との協働・連携」

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、他自治体との広域連携や事業者・学術機関との連携を強化するものとして、次の施策を推進します。

- ① 市民協働・連携の取組
- ② 広域連携等の推進
- ③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進

○基本施策Ⅱ－3 「事業者の自主的な取組の促進」

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援するものとして、次の施策を推進します。

- ① 交通環境配慮行動の促進
- ② 事業者の自主的な取組の支援
- ③ 事業者との情報共有の促進

○基本施策Ⅱ－4 「環境影響の未然防止」

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民や事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図るものとして、次の施策を推進します。

- ① 化学物質の適正管理と理解の促進
- ② 環境影響の低減に向けた取組
- ③ 環境影響の低減に向けた調査研究

(4) 本計画による取組推進イメージ

大気や水などの環境分野には、大気、水、騒音、振動、土壌など様々な要素があり、從来から環境関連法や市条例に基づく取組が進められてきました。これらの主に規制を中心とした取組は、環境を保全するための基盤となる取組であり、今後も着実に推進すべき重要な取組として、「I 安全で良好な環境を保全する」に位置づけています。

また、更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の向上をめざすためには、効果的な情報発信や環境教育を推進することで環境配慮意識の向上を図り、市民や事業者の連携・協力・参加を促進する必要があります。このため、こうした視点を加えた取組として、「II 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけています。

本計画では、「I 安全で良好な環境を保全する」及び「II 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけられている取組を効果的に推進することで、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに設定した目標の達成をめざします。こうした取組推進のイメージを図示すると次の図のようになります。

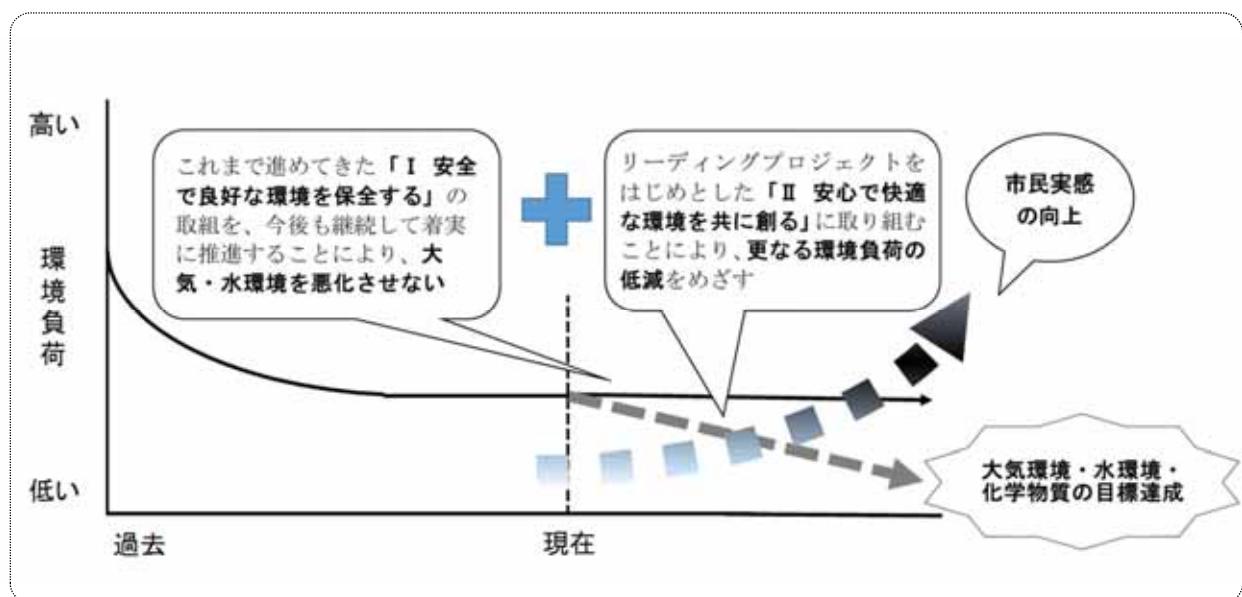


図 4-2 本計画による取組推進のイメージ

(5) 基本施策と目標・指標の関係

本計画の目標は、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに設定していますが、これらの目標を達成するためには、基本施策Ⅰに位置づけられている従来からの環境関連法や市条例等に基づく取組だけでなく、基本施策Ⅱに位置づけられている環境配慮意識の向上を図るための取組である、効果的な情報発信や環境教育等の推進に加えて、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった取組も含めて、総合的に実施する必要があります。こうした本計画の基本施策と大気環境・水環境・化学物質・市民実感の各目標との関係を図示すると下図のようになります。

本計画の進行管理は、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の各目標に係る成果指標で評価し、リーディングプロジェクトを含めた具体的な取組については、毎年度、各取組の活動量や取組内容等の実施状況を把握し点検することにより、効果的に取組を推進していくこととします。

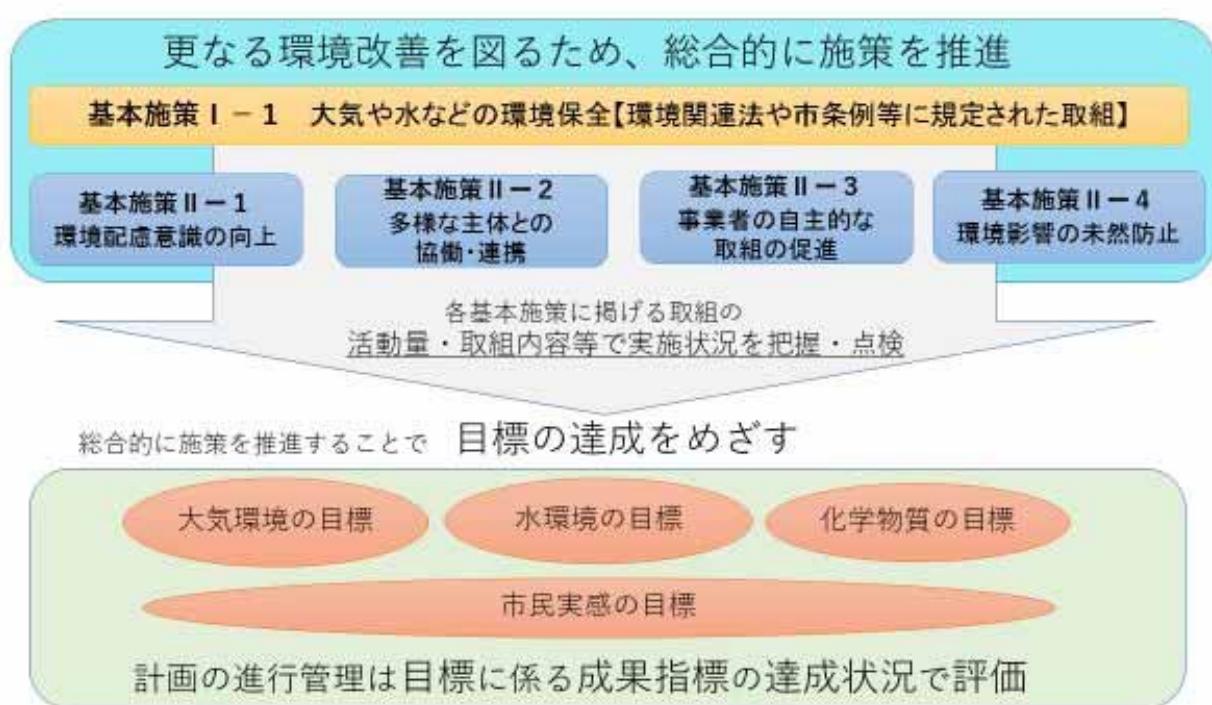


図4-3 基本施策と目標・指標の関係図

(6) 基本施策とリーディングプロジェクト

具体的取組のうち基本施策Ⅰは、主に法律や条例に基づく規制を中心とした環境を保全するための基盤となる取組であることから、今後も着実に各取組を推進していきます。

一方、基本施策Ⅱは、更なる環境負荷の低減や市民実感の向上を図る新たな視点による取組として、今後、効果的に進めていく必要があることから、基本施策Ⅱを推進する上で核となり、先導的な役割を果たす取組として、「リーディングプロジェクト」を設定します。リーディングプロジェクトを率先して実施していくことによって、基本施策Ⅱの取組全体を波及的に促進する効果が期待できます。

リーディングプロジェクトは、基本施策Ⅱの「環境配慮意識の向上」、「多様な主体との協働・連携」、「事業者の自主的な取組の促進」、「環境影響の未然防止」の中で最も関連する基本施策に対応する取組として、8つのプロジェクトを位置づけていますが、その他の基本施策Ⅱの要素も含んだ取組となっています。

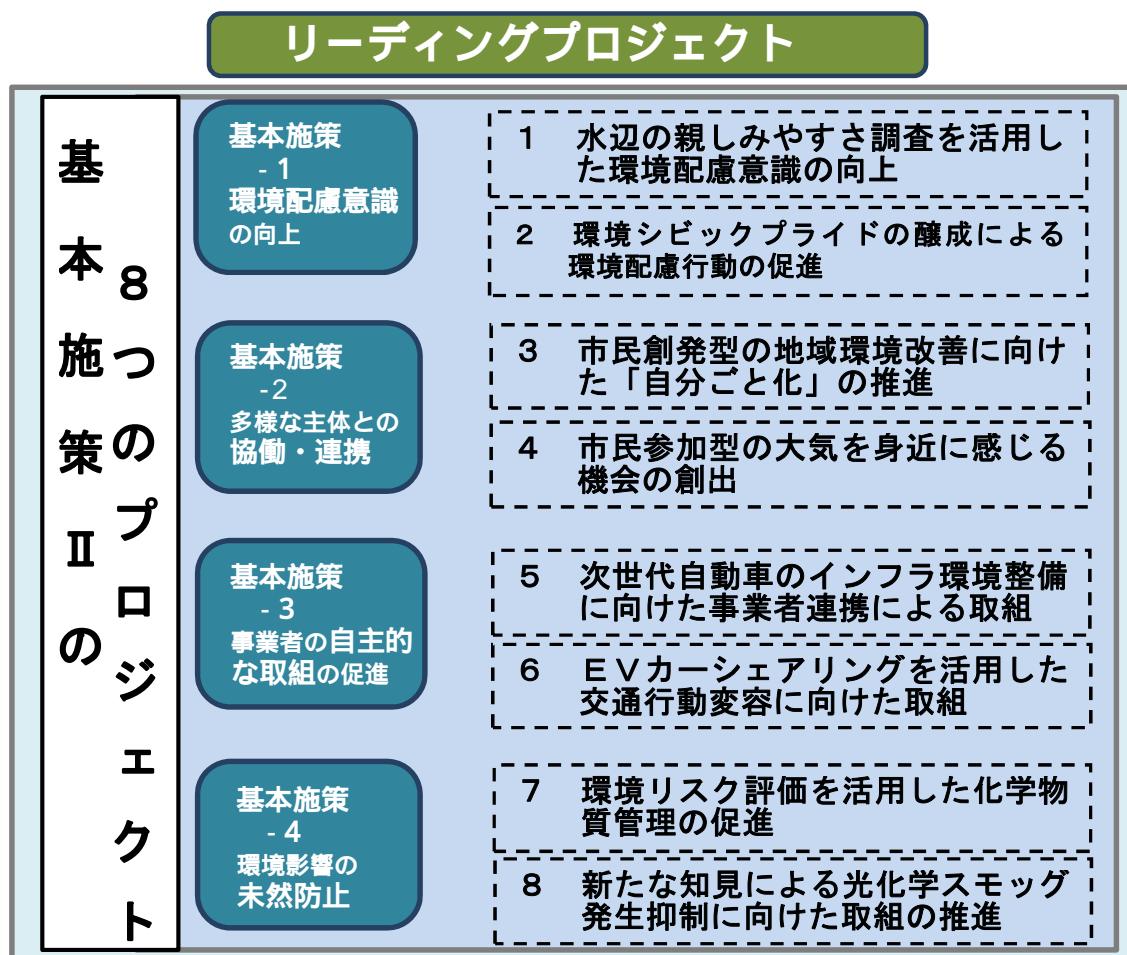


図4-4 リーディングプロジェクトの体系図

なお、主な具体的取組のうちリーディングプロジェクトの推進に寄与・貢献する取組をリーディングプロジェクト関連取組として位置づけています。

(7) 複合的な環境施策の展開

大気や水などの環境に係る取組は、産業振興、健康維持等の多様な地域課題、気候変動等の地球規模の課題等の解決に向けた取組と互いに貢献し合うものであり、環境基本計画においても、環境分野間の連携、SDGs の考え方を活用した社会・経済をはじめとする他分野との統合的施策などの横断的な視点を示すことが掲げられています。

本計画においても、同様な視点により施策の展開を図ることが重要であるため、脱炭素化・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待できる「主要な環境分野との連携」の取組、他分野の施策による大気や水などの環境への効果を踏まえた施策についても連携した取組として示し、関連する様々な分野との連携を図りつつ、複合的に施策を展開します。

ア 主要な環境分野との連携

具体的取組の中で、「大気や水などの環境保全」分野以外の主要な環境分野に関連するものとして脱炭素化・自然共生・資源循環については、期待できる効果とともに取組の一例を示します。

巻末付属資料の取組一覧には、具体的取組ごとに連携する環境分野（脱炭素化・自然共生・資源循環）を記載します。

(ア) 脱炭素化

地球温暖化対策として緩和策や適応策を推進することは、防災・減災など、市民の安全・健康な暮らしや、安定的な事業活動環境の確保などにも寄与していくことが期待されます。大気や水などの環境保全分野から脱炭素へ寄与する取組としては、温室効果ガスの排出量削減に向けた次世代自動車の普及をはじめとした交通環境対策の推進などがあります。

(イ) 自然共生

緑地の保全や緑化の推進、水辺空間の活用等を推進することは、生物多様性の保全のみならず、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和につながり、また、災害時の避難の場や、自然災害の緩和・防止などにも寄与することが期待されます。大気や水などの環境保全分野から自然共生へ寄与する取組としては、多様な水生生物との共生につながる良好な河川・海域の水質保全などがあります。

(ウ) 資源循環

市民・事業者・行政が一体となって、より一層のごみの減量化・資源化を図り、ごみ焼却量が削減されることで大気環境への効果も期待されます。大気や水などの環境保全分野から資源循環へ寄与する取組としては、事業者の廃棄物

削減に向けた自主的取組の支援や水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究などがあります。

イ 大気や水などの環境に影響する施策との連携

大気や水などの環境に影響する施策は、本市の様々な部局で行われており、これらの取組が結びつき、つながることで良好な環境に向けた取組が進んでいきます。

本計画では、こうした取組についても、大気や水などの環境への効果を踏まえた関連する施策として連携して取り組んでいきます。大気環境・水環境・化学物質に影響する施策の取組の一例を以下に示します。

(ア) 大気環境に影響する施策

大気汚染物質は、工場・事業場の煙突や自動車等から排出され、高濃度になると健康影響を及ぼすおそれがあるため、法律や条例により排出等を規制する取組に加えて、副次的に大気環境の改善につながる取組も重要な取組として、効果的に推進する必要があります。

- ・大気環境対策：街路樹の適正管理、ごみの減量化・資源化の推進等
- ・交通環境対策：渋滞緩和対策、自転車の活用に向けた取組の推進等
- ・健康影響対策：医療費の一部助成などの健康影響対策等

(イ) 水環境に影響する施策

都市化が進んだ本市においても、水辺に親しめる河川環境の保全が進み、生物の大切な生育環境も守り育まれ、市民が身近な水辺に親しむ機会が創出されてきたことから、市民が環境についてより関心が持てるような機会を提供する必要があります。また、下水道整備や浄化槽の管理及び河川整備等の水環境の保全につながる取組も継続して実施する必要があります。

- ・水質：下水道整備、浄化槽管理、水質検査等
- ・水量：緑地保全、緑化の推進等
- ・水生生物・水辺地：環境に配慮した河川整備、環境教育・環境学習の推進等
- ・水環境保全推進：市民協働・市民参加の推進、自治体連携、国際貢献等

(ウ) 化学物質に影響する施策

毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっている化学物質について、市民の皆様に環境や人の健康に影響を及ぼすものがあることを、正しく理解してもらいう必要があります。

- ・化学物質の適正使用：農薬の適正使用等

(8) 地域の特性を踏まえた取組

ア 地域区分の考え方及び地域の課題と主な取組

本市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があり、その特徴と市民の生活行動圏に応じて本市を大きく分けると、南部（臨海部）・中部（内陸部）・北部（丘陵部）の3つに分類することができます。

一方で、統計データや環境データはほぼ行政区別に整理されていることから、立地的特徴を踏まえつつ、以下のとおり行政区を基本とした地域区分の考え方を示します。また、各地域の特性・課題及び課題を踏まえた主な取組を示します。

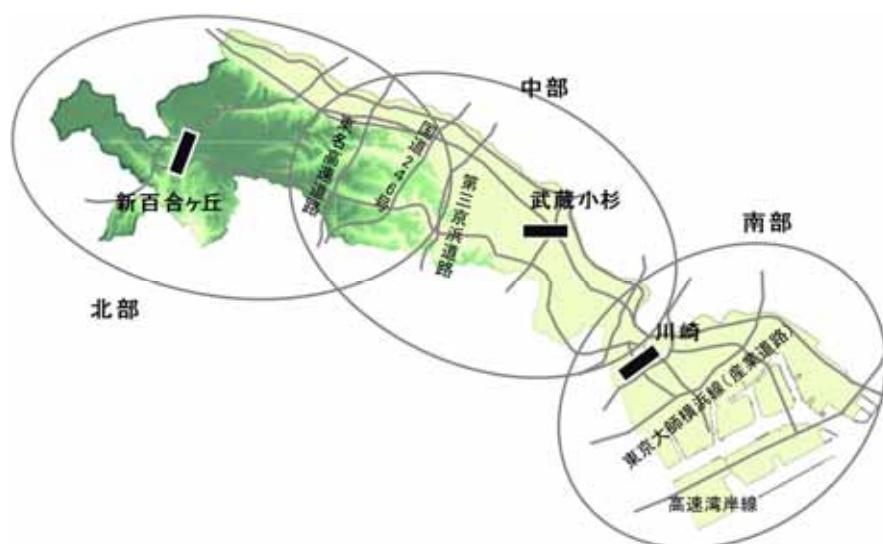


図 4-5 本計画における本市の地域区分

（ア）南部（臨海部）・・・主に川崎区

産業道路以南の工業専用地域は東京湾に面し、石油化学、鉄鋼、発電所等の大規模な工場が集積しており、近年では研究開発機関や物流施設の集積も進んでいます。また、産業道路以北では工場跡地に大規模集合住宅が建設されるなど、工業・商業地域の一部が住宅地となっており、工場・商業施設・住宅が混在しています。

環境面では、大型車交通量の多い幹線道路（産業道路等）が存在し、沿道等で二酸化窒素の濃度が高い場所が見られます。河口干潟には多様な生物が生息しています。下水道は、市街地は合流式区域で、工業専用地域は下水道処理区域外となっています。

a 主な特性・課題

- ・工業地帯には大規模な工場・事業場が集積している。さらに、物流施設が集積していることから大型車交通量が多く、道路沿道での二酸化窒素濃度が高い。
- ・発生源の特定が困難な広域的な悪臭等の苦情がある。

- ・埋立地の下水道処理区域外では、工場・事業場は海域に排水している。
- ・干潟など特徴のある水辺地が存在している。
- ・化学物質を取り扱う事業者の多くが臨海部の工場地帯に立地しており、市全体の化学物質排出量の約9割を占めている。

b 主な取組

- ・法律や市条例による工場・事業場の大気汚染に係る監視・指導の実施及び大型車からの大気汚染物質排出量の削減に向けた次世代自動車の普及促進等の取組
- ・広域的な悪臭、粉じん苦情への対応及び未然防止に向けた取組
- ・法律や市条例による工場・事業場の排水に係る監視・指導の実施
- ・多摩川河口干潟や人工海浜を活用した水辺に親しむ取組
- ・環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進

(イ) 中部（内陸部）・・・主に幸区、中原区、高津区

多摩川沿いに広がる比較的平坦な地域です。道路・鉄道網が発達し、交通利便性が高いことから、大規模集合住宅が多く、近年、若年層人口が増加しています。また、住宅地と中小規模の工場、商業地、研究施設等が混在している地域もあります。

環境面では、河川が市街地近くを流れ、親水護岸整備区間があります。市を横断する幹線道路も居住地近くに存在しています。下水道は合流式区域と分流式区域が混在しています。

a 主な特性・課題

- ・市を横断する幹線道路がある。
- ・主要駅周辺の商業系地域では騒音、振動の苦情が多く、また、飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情も多い。
- ・下水処理が分流方式の区域では、雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している。
- ・河川の親水施設など特徴のある水辺地が存在している。

b 主な取組

- ・道路沿道の排出ガス対策としての交通量削減に向けた再配達抑制等の取組
- ・市民からの騒音、振動、悪臭等の苦情相談への対応
- ・河川の水質改善に向けた市民向け普及啓発の推進
- ・汽水域の多様な生物や、親水護岸を活用した水辺と親しむ取組

(ウ) 北部（丘陵部）・・・主に宮前区、多摩区、麻生区

生田緑地や多摩丘陵等、豊かな自然が残されています。一方で、定住化する都市型住宅が多く、高齢化が進行しています。

環境面では、豊かな緑が多く、湧水も多く存在しています。河川には親水護岸整備区間があります。下水道は分流式区域となっていますが、浄化槽も存在しています。

a 主な特性・課題

- ・飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い。
- ・雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している。
- ・飲用井戸が存在している。
- ・湧水地など特徴のある水辺地が存在している。

b 主な取組

- ・野焼き等のばい煙をはじめとする苦情への対応及び未然防止に向けた取組
- ・河川の水質改善に向けた市民向け普及啓発の推進
- ・飲用井戸の保全のための地下水質の監視
- ・湧水地等を活用した水辺と親しむ取組

イ 地域の取組の必要性

本市の大気や水などの環境は、市全体としては環境基準をおおむね達成していますが、環境基準等の達成状況には地域により差異があるため、地域的な特性や課題を把握し、そのことを踏まえた取組を実施することにより、更なる環境負荷の低減につなげる必要があります。

また、大気や水などの環境に関するアンケート等の結果から、地域の環境が良好であるという実感が高まっているとは言えず、良好な環境を保全する取組が地域でどのように行われているか、市民に十分認知されていない状況があると考えられます。そのため、市民が「住んでいる地域の状況」、「住んでいる地域において、どういう目的でどのような取組が行われているか」について理解できるよう情報発信するほか、身の回りの生活環境に目を向けることができる市民参加型の環境調査を実施するなど、身近な地域環境への関心を高めるようにする必要があります。

このため、本計画では具体的取組ごとに関係する地域（南部・中部・北部）を整理した上で、「基本施策II-1 環境配慮意識の向上」の「③ 効果的な情報発信の推進」において、「地域ごとの取組や環境データの情報発信」を位置づけ、身近な地域における環境保全の取組や地域の環境データについて紹介していく取組を進めます。

第5章 推進体制及び進行管理

大気や水などの環境を保全して、更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の向上をめざすには、総合的に施策を推進するとともに、庁内の連携を強化して取組の実効性を高める必要があるため、庁内推進組織を設け、本計画の進捗に関して単年度ごとに取組状況を把握、点検して取組の修正を行うなど、適切に進行管理を行います。

年度ごとに、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の成果指標の実績、リーディングプロジェクト及び基本施策の主な具体的取組の実施状況として、活動量や取組内容等の実績、地域の取組の実施状況等をとりまとめ、環境審議会に報告するとともに公表します。(図の<単年度ごとの小さなPDCAサイクル>)。

進行管理を実施する中で、次のとおり PDCA サイクルを基本とした仕組みで取組の実効性を評価し、新たな取組や既存の取組の見直しを図る観点から、本計画の具体的取組については、必要に応じて見直すこととし、また、各種制度や条例等の見直しについても併せて検討していきます。

(1) 計画 (Plan)

目標や基本的な施策の方向性及び具体的取組等を定めた計画を策定・改定する。

(2) 実施 (Do)

計画に定める各取組について、人材育成の観点を踏まえて、職員のスキルアップも図りながら、適切に予算措置をした上で実施する。

(3) 点検・評価 (Check) <単年度ごとの小さなPDCAサイクル>

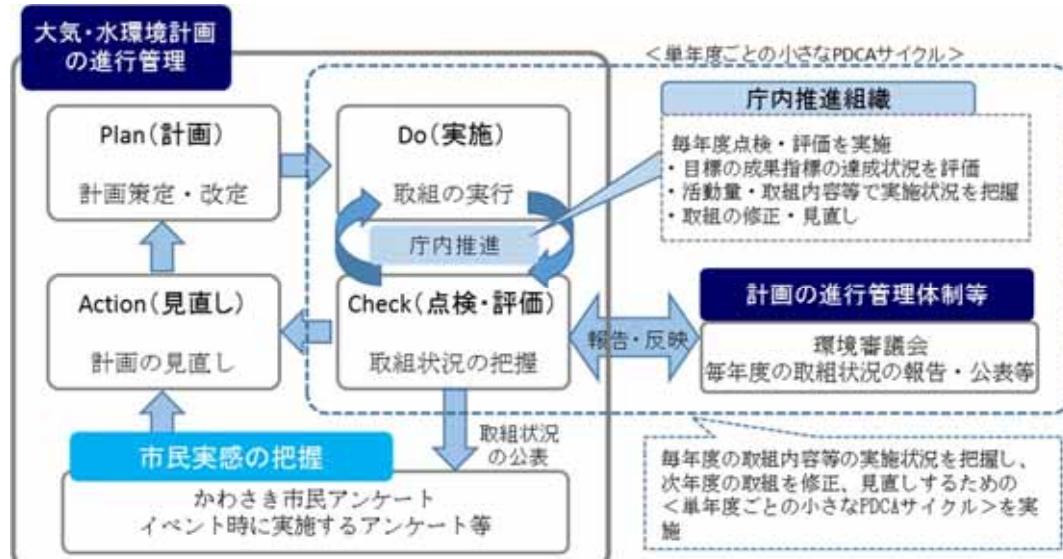
- a 成果指標による評価を行い、各取組の活動量及び取組内容等を活用して取組の実施状況を適切に把握・点検し、取組の修正・見直しを行う。
- b 把握した取組の実施状況を環境審議会に報告・公表し、取組の見直しを反映する。

(4) 市民意識の把握

かわさき市民アンケート等を活用して施策の実施状況に係る市民意識を把握する。

(5) 見直し (Action)

点検・評価の結果を踏まえて取組を見直し、計画の見直しに反映する。



第6章 具体的取組について

1 リーディングプロジェクト

主な具体的取組のうちリーディングプロジェクトは、更なる環境負荷の低減や市民実感の向上につながる先導的な役割を果たす取組として推進します。

(1) 基本施策Ⅱ-1のリーディングプロジェクト

【環境配慮意識の向上に向けたプロジェクトのねらい】

市民の環境配慮意識の向上を図るために、大気や水などの環境への関心を高めることが重要です。そのため、市民が水辺にふれあうきっかけの創出や、大気や水などの環境の大切さを直接伝える取組を推進します。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝える取組を進めます。

<リーディングプロジェクト 1>

○水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上【Ⅱ-1-①】

<リーディングプロジェクト 2>

○環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進【Ⅱ-1-②】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組
Ⅱ-1-①	水辺に親しめる河川環境整備の推進
Ⅱ-1-②	水辺に親しむイベント等の実施
Ⅱ-1-③	地域環境リーダーの育成
Ⅱ-1-④	「エコシティたかつ」推進事業の取組
Ⅱ-1-⑤	多様な世代に合わせた情報発信
Ⅱ-2-①	ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組
Ⅱ-2-②	他自治体連携による取組

リーディングプロジェクト 1

基本施策 -1



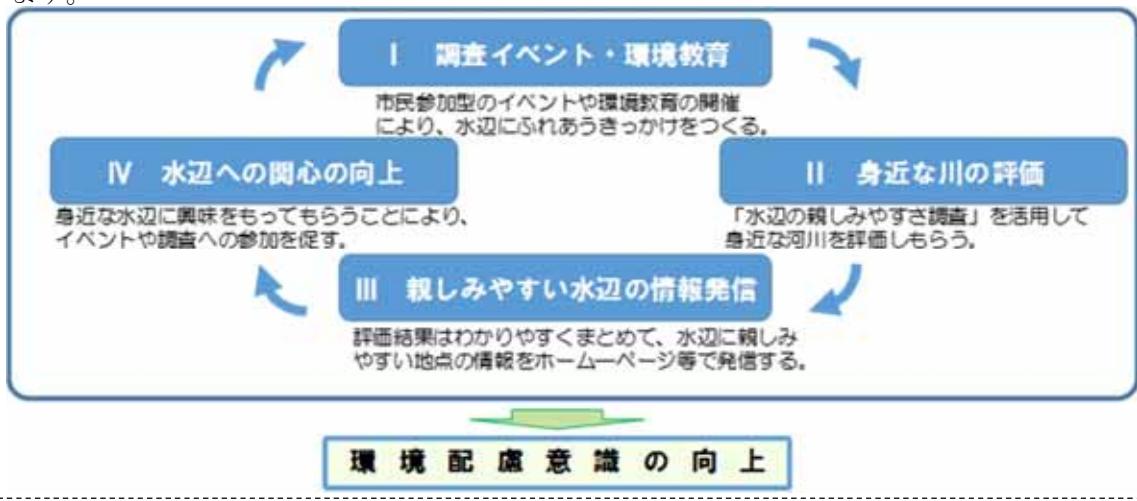
水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上

●目的

より良い環境を市民と共に創るとともに実感の向上を図るために、市民の環境への関心や配慮意識を高め、環境配慮行動を促すことが重要です。そのため、市民が身近に感じられる河川を活用した取組により、水辺にふれあうきっかけをつくるとともに水環境に係る情報を知つもらうことで、水環境への関心を高め、環境配慮意識の向上を図ることを目指します。

●事業内容

市民参加型のイベントや環境教育で「水辺の親しみやすさ調査」※を行い、市民が河川にふれあうきっかけをつくります。市民が行った調査結果を活用し、水辺に親しみやすい地点の情報等を発信することにより、身近な水辺への関心を高めていきます。この取組を推進することにより、市民が身近な河川を知り、河川を汚さない意識を持つなどの環境配慮意識の向上を図ります。



※「水辺の親しみやすさ調査」について

市内の川に「散歩したい、遊びたい」と思えるような場所があることを知つてもらい、水辺に親しんでもらうことの目的として、市民が自ら河川で調査を行い、歩道や階段があるかなどの「利用のしやすさ」や、水の透明さやごみの量などの「快適さ」について星の数で評価します。

の利 用 分 の し や す さ	I 「川沿い」が利用できる (散歩など)	快適さのランク		
		☆ 利用できる	☆☆ 気持ちよく利用できる	☆☆☆ とても気持ちよく利用できる
	II 「岸辺」が利用できる (休憩、川をのぞく)	川沿いが利用できる	川沿いが気持ちよく利用できる	川沿いがとても気持ちよく利用できる
	III 「水際」が利用できる (水にさわる、水遊び)	岸辺が利用できる	岸辺が気持ちよく利用できる	岸辺がとても気持ちよく利用できる
		水際が利用できる	水際が気持ちよく利用できる	水際がとても気持ちよく利用できる

注) 利用のしやすさが「- : 利用できない」、快適さが「- : 利用したいと思わない」のどちらかの場合は「利用できる川はない」という評価になります。

リーディングプロジェクト 2

基本施策 - 1



環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進

●目的

本市が市民・事業者・行政の連携により環境改善を図ってきた歴史や、現在の本市の環境をとりまく状況への理解を促し、地域への愛着を育てることにより、環境シビックプライド（市民の環境面の誇り）を醸成し、自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材の育成を目指します。

●事業内容

環境に関する教育を受け始める小学生に対する出前授業の充実や、公害の歴史に関する情報の発信など、本市が市民・事業者・行政の連携により環境改善を図ってきた歴史や、現在、良好となってきた本市の大気や水などの環境について伝える機会を増やすことにより、環境シビックプライドの醸成を図ります。



環境配慮意識の向上に向けては、他にも様々な取組を行っています。
その一部を紹介します。

コラム（リーディングプロジェクトに関する取組）

●水辺に親しむイベント等の実施（水辺の楽校）

水辺の楽校とは、水辺をフィールドに、子どもたちが河川に親しむ自然体験活動を推進しようというものです。国土交通省が文部科学省、環境省と連携して進めているプロジェクトで、実際の活動主体は市民ですが、安全で活動に適した水辺の整備等、市や国も関わりながら事業を展開しています。



●地域環境リーダーの育成

本市における環境教育・学習推進のための基盤の一つとして地域や職場で環境学習活動や環境保全活動について主導的役割を担う人材を育成し、市民の自主的な環境保全活動を活性化することを目的とした「地域環境リーダー育成講座」を実施しています。

多くの修了生の方が、地域などで精力的に環境保全活動などに取り組んでいます。



●「エコシティたかつ」推進事業の取組

「エコシティたかつ」とは、100年後のたかつのまちのために、自然の賑わいとともに持続可能な循環型都市「エコシティたかつ」の再生と創造を目指す取組です。

低炭素・省資源社会の実現、自然共生型都市再生の推進、地域に即した防災まちづくりの推進の3つを基本目標として、小学校との連携による区内の谷戸の森の保水力向上等を目指す取組の実施、大地のデコボコの特徴にあった賢い雨水の引き受け方を考える機会となる3D映像を活用した環境学習の支援等、様々な取組を行っています。



(2) 基本施策Ⅱ-2のリーディングプロジェクト

【多様な主体との協働・連携に向けたプロジェクトのねらい】

市民が環境についてより関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進することが重要です。そのため、ワークショップ等の市民参加の機会を提供し、行政と市民の対話の機会を設けることで、相互理解を図っていきます。また、対話の機会を通じて、日常生活では意識することが少ない大気や水などの環境について、身近に感じてもらい、また、日々の生活が環境に与える影響などの情報共有も図ることで、「自分ごと化」してもらい、これまでになかった発想や新たな気づきの創出など、多様性を活かした相乗効果も生み出していきます。

<リーディングプロジェクト 3>

- 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進【Ⅱ-2-①】

<リーディングプロジェクト 4>

- 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出【Ⅱ-2-①】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組
Ⅱ-2-①	緑のボランティアなどの活動支援
Ⅱ-2-①	ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組
Ⅱ-2-②	新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携
Ⅱ-1-①	大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進
Ⅱ-1-③	多様な世代に合わせた情報発信
Ⅱ-3-③	事業者交流の取組

リーディングプロジェクト 3

基本施策 - 2



市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進

●目的

日常生活では意識することが少ない大気や水などの環境を身近にとらえ、「自分ごと化」し、市民の自発的な環境配慮行動を促すため、市民等との情報共有や対話を図るとともに、市民感覚を取り入れた発想やアイデアを地域環境対策に反映する取組を推進します。

●事業内容

親子向け環境学習や施設見学と組み合わせ、様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じて、身近な環境の取組や環境の状況をわかりやすく伝えることにより、大気や水などの環境の「自分ごと化」を図るとともに、市民目線に立った市民創発による地域環境の改善を実施します。

<背景>
市民の大気・水環境に関する関心は必ずしも高いとはいえない



リーディングプロジェクト 4

基本施策 - 2



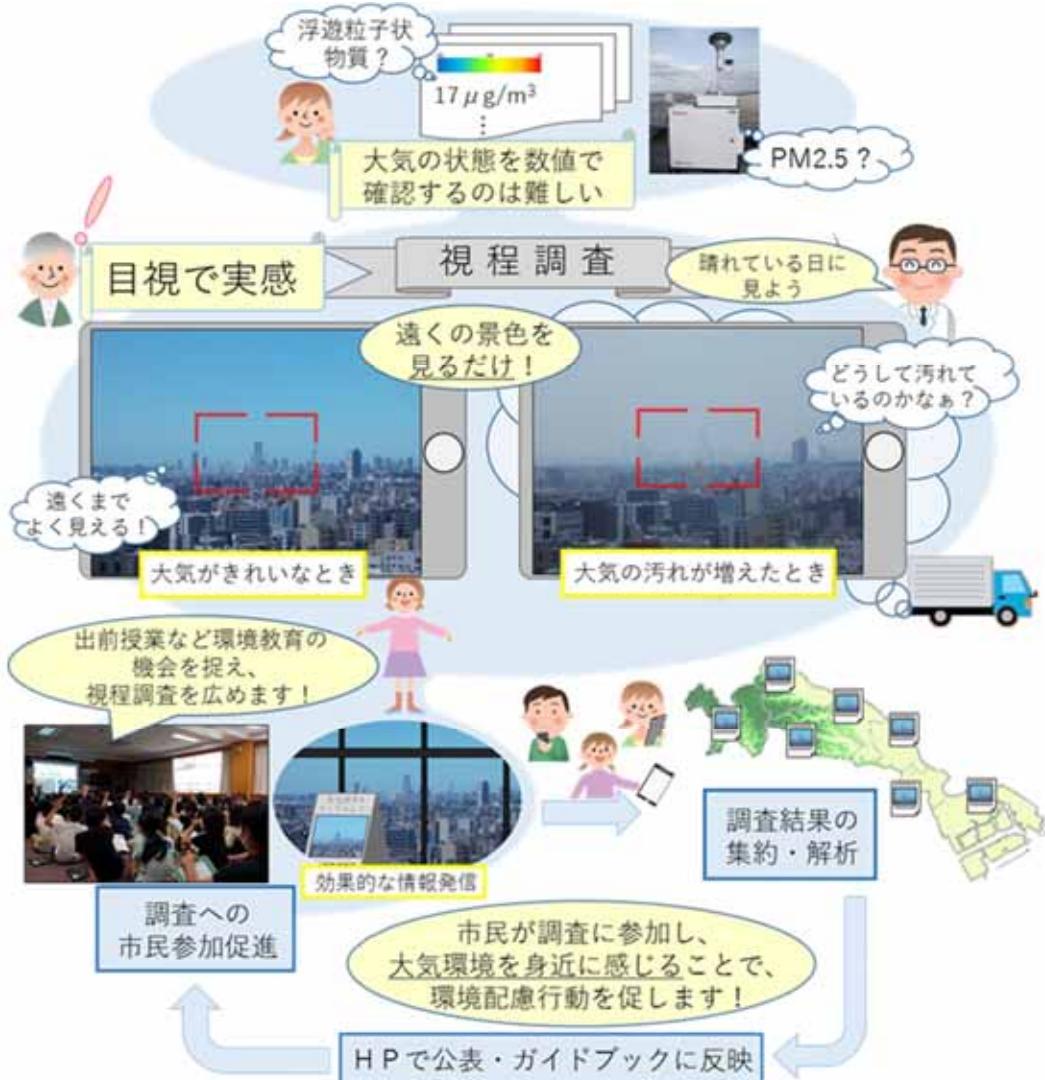
市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出

●目的

生活に不可欠な要素であるにも関わらず、理解することが難しい大気のきれいさを実感してもらうための市民参加型の調査を実施します。また、この調査結果を活用して、調査ガイドブックを充実させていくことにより、市民の調査への更なる参加を促します。

●事業内容

大気のきれいさを目視で感覚的に理解できる方法として視程調査を市民に周知します。視程調査への参画を促すため、出前授業のテーマとして紹介や、展望スポットへの周知パネルの設置など、効果的な情報発信を行います。また、市民の調査結果を市が収集・解析し、大気のきれいさと視程の関係性を明らかにしていくなど、調査ガイドブックの充実を図ることにより、大気を身近に感じる機会を創出します。



多様な主体の参加と協働促進については、他にも様々な取組を行っています。
その一部を紹介します。

コラム（リーディングプロジェクトに関連する取組）

● 緑のボランティアなどの活動支援

緑を実感できる質の高い居住環境を形成していくためには、地域を構成するさまざまな主体の持続的な参加と連携が大切です。こうしたことから、緑の活動等に気軽に参加できる取組や、他分野と連携した取組などにより、緑に触れてもらうきっかけを作るとともに、多様な手法により効果的な情報発信を行い、協働の裾野を広げる取組を進めています。



出前講座



地域住民向けイベント

● ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組（ごみゼロカフェ）

ごみゼロカフェとは、ごみの減量化・資源化をより推進するため、さまざまな年代の市民や事業者など多様な主体が意見交換する場です。

カフェのようにくつろぎながら小グループで意見交換をし、アイディアを積み重ねていきます。



ごみを燃やす量が減れば、大気環境にも効果があるんだよね



● 感染を防ぎ、新たな日常を

新型コロナウイルス感染症については、令和2（2020）年に国内でも感染が拡大し、「新しい生活様式」の実践例が示されました。環境活動を行う上でも感染予防への注意が必要となるなど、イベント、ワークショップなどの開催にあたっての配慮が必要になっています。

今後は、市の感染者数等の社会の状況を踏まえながら、マスクの着用、対人距離の確保、換気や消毒、適切な人数制限やオンラインでの市民参加など、感染防止対策に配慮しつつイベント・セミナーなどを実施していきます。



(3) 基本施策Ⅱ-3のリーディングプロジェクト

【事業者の自主的な取組の促進に向けたプロジェクトのねらい】

大気環境の改善及び脱炭素社会の実現をめざすための手法として、社会的に進んでいく脱ガソリンの動きに合わせて次世代自動車の普及促進を図ることが重要です。そのため、車両の導入促進と併せて、充電スタンドや水素ステーション等のインフラ環境の整備に向けた事業者との連携を進める必要があります。そこで次世代自動車の普及促進や導入・利用などに関心がある事業者に対して、行政が積極的に関与し、事業者の自主的な取組を促すとともに、事業者との協働・連携した事業を実施するなど、効果的に支援していきます。

<リーディングプロジェクト 5>

○次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組【Ⅱ-3-①】

<リーディングプロジェクト 6>

○EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組【Ⅱ-3-①】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組
Ⅱ-3-①	バス車両の低炭素化に向けた取組の推進
Ⅱ-3-②	脱炭素化に向けたエコ化支援の推進
Ⅱ-1-③	多様な世代に合わせた情報発信
Ⅱ-1-③	情報発信等による次世代自動車の普及促進
Ⅱ-4-②	交差点改良などの渋滞緩和対策の推進

リーディングプロジェクト 5

基本施策 - 3



次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組

●目的

次世代自動車の普及に向けては、車両の導入促進と併せて、充電スタンドや水素ステーションなどインフラ環境の整備を行っていく必要があります。その両方のバランスを取りながら、次世代自動車を普及させ、大気環境の改善や脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。

●事業内容

次世代自動車の普及を促進するため、充電インフラや水素ステーションの整備促進を事業者との連携により実施するとともに、インフラ整備に係る優遇措置等の検討を行います。

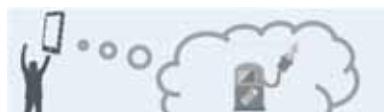
集合住宅等における充電インフラ整備



集合住宅の世帯の比率が他都市と比較しても高い本市においては、集合住宅への取組は不可欠であるため、事業者と連携し、インフラ整備などEV普及に向けた取組を実施します。



+
充電スタンド情報の迅速・的確な情報発信



ユーザーの充電スタンドの数や場所不安を払拭し、EVの選択率を上げるために、設置箇所・稼働状況を迅速・的確に把握・伝達する仕組みづくりの検討を九都県市と共同して行います。

脱炭素社会の実現へ



環境省 脱炭素化にむけた水素サプライチェーン・プラットフォームより

+
水素ステーションの利便性向上に向けた国への働きかけ



燃料電池自動車の普及に向けては、水素ステーション数の増加や利便性の向上が不可欠であるため、九都県市と共同して、新たな水素ステーションの整備促進及びさらなる利便性向上に向けた国への規制緩和等の働きかけを行います。

リーディングプロジェクト 6

基本施策 - 3



EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組

●目的

EV（電気自動車）カーシェアリングは、自動車の利用が必要最小限となることにより交通渋滞の緩和や渋滞に起因する事故防止などの効果があるカーシェアリングに、走行時にNO_x等の大気汚染物質やCO₂を排出しないEVを組み合わせることで、大気環境への影響や温室効果ガスの排出を抑制することが可能です。

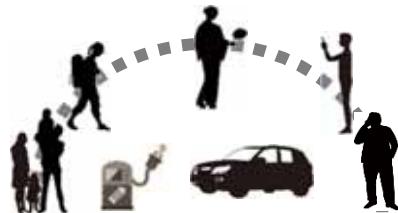
実際にEVを利用して、EVの特徴である静かさや乗り心地の良さを実感していただくことで車両の購入時やカーシェアリング利用時のEV選択率の向上へつなげていきます。

また、EV利用時におけるエコドライブを促進する取組を通じて、環境意識の醸成を図ります。

●事業内容

人が集まりやすい場所や低未利用地を活用したEVカーシェアリングの促進

- 駅前など人の往来が多く、高い稼働率が期待できる場所や、市の所有する低未利用地等を活用し、事業者との共同取組によるEVカーシェアリングを促進します。



社用車等のEVカーシェアリングの促進

- 市内企業の従業員へのEVの認知度向上や、市民への認知度向上につながる、社用車のEVカーシェアリングの取組をカーシェアリング事業者との連携により促進します。



EVカーシェアリングによるエコドライブの促進

- ガソリン車やディーゼル車を中心取り組んできたエコドライブは、EVにおいても電力使用量の削減につながるため有効です。EVカーシェアリングを促進していく中で、エコドライブについても意識してもらうため、事業者と協力して、実証等の検討を行っていきます。



事業者の自主的取組の推進や、交通政策に係る関連する取組として、他にも様々な取組を行っています。

その一部を紹介します。

コラム（リーディングプロジェクトに関する取組）

●交差点改良などの渋滞緩和対策の推進

交通渋滞は、大きな経済的損失を招くとともに、環境の悪化や交通の安全性の低下など、市民生活や経済活動に大きく関わる課題であることから、幹線道路の整備を進めるとともに、交差点改良等の渋滞対策が進められています。具体的な渋滞対策として、右折レーンの延伸や信号制御の改善などの即効的な対策を行っており、渋滞長の減少や通過時間の短縮の効果が得られています。

(4) 基本施策Ⅱ-4のリーディングプロジェクト

【環境影響の未然防止に向けたプロジェクトのねらい】

人の健康や環境への悪影響を未然に防止するためには、環境影響を低減する取組を推進するとともに、市民や事業者が互いに環境に対する正しい認識を持つことが重要です。そのため、現在の環境中の影響を把握する調査研究等を実施し、調査結果から得られた知見により未然防止に向けた取組を推進するとともに、市民や事業者に対して適時、適正に情報共有を図っていきます。

<リーディングプロジェクト 7>

- 環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進【Ⅱ-4-①】

<リーディングプロジェクト 8>

- 新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進【Ⅱ-4-②】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組
Ⅱ-4-①	環境・リスクコミュニケーションの促進
Ⅱ-4-②	街路樹の適正な維持管理の推進
Ⅱ-4-③	大気環境に係る調査研究
Ⅱ-4-③	化学物質に係る調査研究
Ⅱ-1-③	多様な世代に合わせた情報発信
Ⅱ-2-②	他自治体連携による取組
Ⅱ-3-②	揮発性有機化合物（VOC）等排出削減に向けた取組の推進

リーディングプロジェクト 7

基本施策 - 4



環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進

●目的

化学物質は、毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっていますが、環境や人の健康に影響を及ぼすものがあります。化学物質による環境影響を未然に防止するため、化学物質の環境リスクを正しく理解するとともに、事業者による環境リスクの低減に向けた化学物質の適正管理を促進します。

環境リスクの概念式



* 環境リスクの詳細は、P. 30 を参照

環境リスク評価を活用した先進的な取組！



●事業内容

本事業は、未規制等の化学物質について、個々の有害性や暴露量を考慮した化学物質管理を促進するもので、本市が全国に先駆けて検討を行ってきた「環境リスク評価」を活用して進めます。

①環境リスク評価

市内で排出のある未規制等の化学物質のうち、有害性情報がある物質について、環境リスク評価（右図参照）

②自主管理優先物質の選定

環境リスクが一定以上の化学物質を自主管理優先物質*として選定

[環境リスク評価対象グループのイメージ]

日本で使われる化学物質（6万物質以上）

PRTR制度届出対象の化学物質（462物質）

うち、市内で大気に排出されている化学物質

うち、未規制等の化学物質

（法令に基づいて排出基準が設定されてない物質等）

うち、環境リスク評価をするための有害性情報がある化学物質
(34物質)

（）内の物質数は令和3年3月現在

③周知等

事業者

優先度の高い化学物質を認識することで、「環境リスク」を考慮した化学物質の適正管理を促進

市民

環境リスクの理解を促進

●効果的な環境リスク低減 ●環境影響の未然防止

*自主管理優先物質：有害性の程度や市内の大気環境の状況等を鑑み、事業者による自主的な管理の優先度が高い化学物質をいいます。自主管理優先物質及び選定基準は本計画と別に定め、自主管理優先物質については、定期的に見直しを行います。

リーディングプロジェクト 8

基本施策 - 4



新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進

●目的

本市では、毎年光化学スモッグ注意報が発令されています。光化学スモッグ※は光化学オキシダントが増加することで発生し、呼吸器へ悪影響を及ぼすなど健康被害を引き起こします。そのため、原因物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）について、実態把握を行い、自主的な排出削減に向けた取組を進めることで、光化学スモッグの発生を抑制します。

※光化学スモッグの詳細は、P. 14 を参照

●事業内容

光化学オキシダントの削減を効果的に行うためには、市内及び周辺自治体においてどのVOC成分が光化学オキシダントの生成に大きく影響しているかを把握することが重要になります。そのため、VOCについて周辺自治体と連携した調査等を行い、原因物質の発生状況等を把握し、その知見を活用することで市民や事業者の自主的なVOC排出削減に向けた取組を促進して、光化学スモッグ発生抑制に向けた取組を推進します。



【課題】光化学オキシダントの生成においてどのVOC成分の影響が大きいか不明

新たな調査によるVOC成分の詳細把握

周辺自治体と連携した
広域調査



市内調査

ヒアリング等による
排出状況調査



調査及び取組の
方向性確認

市独自に作成した
光化学オキシダント
環境改善評価指標値

※光化学オキシダント
環境改善評価指標値の詳細は
P. 45 下段を参照

排出削減の取組の推進

- 事業者や市民向けに、どのVOCの影響が大きいか周知するなどして、自主的な排出削減等の取組を促進
例
・光化学オキシダント生成への影響が大きいと推定されるVOC成分について削減の協力依頼
・周辺自治体と連携して使用削減の周知など

光化学スモッグ発生抑制へ！

環境影響の未然防止に向けては、他にも様々な取組を行っています。
その一部を紹介します。

コラム（リーディングプロジェクトに関連する取組）

●街路樹の適正な維持管理の推進

街路樹は、都市の景観を向上させる機能など様々な機能が期待される重要なグリーンインフラとなっていますが、自動車騒音に対する障壁となる機能や窒素酸化物等を吸着するといった大気の浄化機能もあります。しかしながら、街路樹は植栽後相当年数が経過しているものも少なくなく、良好な都市環境を確保するために、街路樹を適正に維持管理する必要があります。

現在、安全・安心な街路樹の管理を実施するため、計画的な樹木診断と樹木更新を実施していますが、更新にあたっては、地域住民等の意向に配慮するとともに、歩道の幅員、周辺環境との整合を勘案し、生長の遅い樹木や中低木への変更等も検討しています。



更新前



更新後

2 具体的取組

基本施策の下に紐づく各施策では、次の具体的な取組を推進していきます。主な具体的な取組については、進行管理として主な活動量・取組内容及び環境基準等の達成状況を把握します。

本計画に位置づける施策の主な具体的な取組について、次の【凡例】のとおり整理します。

【凡例】											
基本施策の方向性 II 安心で快適な環境を共に創る	関連する SDGs のゴール										
基本施策 II-1 環境配慮意識の向上											
市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境負荷の低減をめざします。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝えることで実現します。	<table border="1"><thead><tr><th>アイコン</th><th>目標との関係</th></tr></thead><tbody><tr><td> 大気</td><td>大気環境に係る目標</td></tr><tr><td> 水</td><td>水環境に係る目標</td></tr><tr><td> 化学物質</td><td>化学物質に係る目標</td></tr><tr><td> 市民実感</td><td>市民実感に係る目標</td></tr></tbody></table>	アイコン	目標との関係	 大気	大気環境に係る目標	 水	水環境に係る目標	 化学物質	化学物質に係る目標	 市民実感	市民実感に係る目標
アイコン	目標との関係										
 大気	大気環境に係る目標										
 水	水環境に係る目標										
 化学物質	化学物質に係る目標										
 市民実感	市民実感に係る目標										
【施策】 主な具体的な取組を記載（取組一覧は巻末付属資料の付録 II 取組一覧を参照）											
① 大気や水辺に親しむ取組の推進											
都市化が進んだ本市においても、水辺に親しめる河川の生物の大切な生育環境も守り育まれてきたことから、市民が水辺を創出することで、市民の環境配慮意識の向上につなげる取組を実現します。											
また、大気を身近に感じる市民参加型の環境調査の取組を実現するため、環境調査会の創出を推進します。											
具体的な取組	概要										
水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上 【リーディングプロジェクト】	より良い水環境を目指すため、市民が河川等の水辺に親しむ機会を創出することで、水環境への配慮意識の向上を図ります。 【主な活動量・取組内容】 イベント等における調査の実施回数										
水辺に親しめる河川環境の整備の推進	河川・水路について、環境に配慮した都市景観の形成や懶わいとうのいるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。 【主な活動量・取組内容】 環境整備工事進捗率										
水環境に係る調査及び普及啓発（河川の生物調査など）	市内河川、河口干潟、人工海浜、他、市内の池や湧水池等における測定や生物の生息状況の調査を行います。また、水辺に親しみ、生物多様性を保全するため、希少種や外来種を電										
計画期間の取組内容											
● 沿岸配慮意識の向上に係る取組 ● 水環境の保護に係る取組の推進											
【の取組について】 この計画案では、「計画期間の取組内容」を●で示していますが、今後、事業内容等をさらに精査し、詳細な取組内容を公表する予定です。											
【具体的な取組の進行管理について】 各取組の実施状況を、主な活動量・取組内容及び環境基準等の達成状況として把握し、点検します。 (例:、イベント開催数、調査回数 等)											
計画期間の取組内容については、令和4(2022)年度以降の取組内容を記載していますが、リーディングプロジェクトをはじめとする一部の取組については、令和3年度から実施しています。											

基本施策の方向性 I 安全で良好な環境を保全する

基本施策 I-1 大気や水などの環境保全



環境基準の達成・維持等のため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壤汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行います。

【施策】 主な具体的取組を記載（取組一覧は巻末付属資料の付-16～28 参照）

① 大気環境に係る事業所等の監視・指導



大気環境を保全するために、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査	法律や市条例等に基づき、ばい煙、VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 立入調査件数	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導
大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導	法律や市条例等に基づき、大気、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 届出審査件数（法律・条例）	●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づく届出等の審査 ●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導
石綿飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿飛散防止のため、法律や市条例に基づき、建築物等の解体等工事に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 届出審査件数・立入調査件数	●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石綿の飛散防止対策の実施

② 水環境に係る事業所等の監視・指導



水環境を保全するために、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、工業用水法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査	<p>法律や市条例等に基づき、届出施設の設置等確認、排水基準の遵守状況の監視のため工場・事業場の立入調査を行います。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 立入調査件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ●工場・事業場排出水の分析調査
水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導	<p>法律や市条例等に基づき、水質、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 届出審査件数（法律・条例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく届出等の審査 ●水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場等に対する指導の実施
土壤汚染に係る届出等の審査・指導	<p>法律や市条例に基づき、土壤汚染に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 届出審査件数</p>	●土壤汚染対策法及び市条例に基づく土壤汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施

③ 大気環境に係るモニタリングの実施



市内の大気環境の状況を 24 時間測定する装置等で常時監視し、環境基準等の達成状況を確認します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
大気環境の監視	<p>法律に基づき、一般環境大気測定局（9 局）、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局（9 局）で大気汚染物質を常時監視し、環境基準等の達成状況を確認します。また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても、常時監視調査を実施し、環境基準等の達成状況を確認します。</p> <p>【環境基準等の達成状況】 NO₂、SO₂、SPM 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素(NO₂)、ベンゼン等の常時監視の実施 ●ダイオキシン類による汚染状況の把握を目的とした常時監視の実施
光化学オキシダントに係る監視	<p>光化学オキシダントの原因物質の削減効果を把握するため、NO_xと非メタン炭化水素（VOC の一種）について、常時監視を行うとともに、光化学オキシダントが高濃度となる 4 月から 10 月までのデータ解析を行います。また、国の新指標についても把握します。</p> <p>【環境基準等の達成状況】 NMHC 濃度等</p>	●光化学オキシダント対策の実施

④ 水環境に係るモニタリングの実施



市内の水環境の状況を把握するため、河川、海域、地下水の水質・水量や地盤沈下の状況について、定期的にモニタリング調査を行い、環境基準等の達成状況を確認します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
河川、海域の水質調査	<p>法律等に基づき、河川、海域の水質環境基準項目等について常時監視し、環境基準の適合状況を評価します。</p> <p>【環境基準等の達成状況】 水質環境基準等 河川流量の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁防止法に基づく公共用水域（河川・海域）の水質の常時監視の実施 ●河川・海域における水質調査等の実施 ●ダイオキシン類に係る河川、海域の水質及び底質の常時監視の実施
地下水質の監視	<p>法律等に基づき地下水質調査を実施し、地下水の水質の状況を把握します。</p> <p>【環境基準等の達成状況】 地下水環境基準等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の常時監視の実施 ●水質汚濁防止法に基づく地下水の状況把握のための水質調査及び汚染井戸の監視の実施 ●ダイオキシン類に係る地下水の水質及び土壤の常時監視の実施
精密水準測量による地盤沈下量の監視	<p>精密水準測量により、水準点の標高を年1回測定し、地盤沈下の状況を監視します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 地盤沈下観測所における地下水位の観測地点数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●精密水準測量による水準点における地盤高の観測

⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応



騒音、振動、悪臭等の苦情相談があった際には、適宜、現場等を確認して、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などの法律や市条例に基づき適切に対応します。

また、大気汚染物質の漏洩時や、河川や海域に汚水や油等が流れ込み水質が著しく汚染される水質事故の発生時に関連機関と連携するなど、緊急時等の対応を適切に行います。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
騒音、振動に係る苦情相談対応	<p>騒音、振動に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 騒音・振動に係る苦情受付件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●騒音、振動に関する苦情相談に対する実態把握と適切な対応
悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応	<p>悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 臨海部パトロール回数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広域悪臭対策の実施 ●悪臭防止法、大気汚染防止法及び市条例等に基づく工場、事業所の監視及び排出低減に向けた指導

事故時の対応	<p>大気汚染物質の漏洩や水質事故などに関係機関と連携して現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ●事故時における有害物質流出防止に備えた取組 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査
災害時の対応	<p>災害時協定等に基づき災害時の環境調査等に迅速に対応するなど、災害時における有害物質等の漏洩・流出防止に備えた取組を推進します。また、平時において、法律や市条例等に基づき、大気汚染物質や水質汚濁物質等について、工場・事業場の立入調査等を実施し、施設が適正に管理されていることを確認します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 協定の件数及び取組内容の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における有害物質流出防止に備えた取組 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導

⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施



良好な大気や水環境の保全に向けた基盤となる取組を継続して実施します。

また、公共用水域（河川・海域）の水質を保全するために、高度処理施設の導入等、下水道施設の整備を進めるとともに、河川の改修等により治水の安全性を高める河川整備を実施します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
水処理センターの高度処理化の推進	<p>これまでの下水処理に加え、赤潮等の原因となる窒素やりんも大幅に除去できるよう、水処理センターの高度処理化を推進します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 高度処理普及率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●水処理センターの高度処理化の推進
合流式下水道の改善の推進	<p>合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、遮集幹線の能力増強に向けた整備等を推進します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 合流改善率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●合流式下水道の改善目標達成に向けた取組の推進 (令和5年度に整備完了予定)
下水道利用の促進	<p>未普及地域の解消にむけた取組を推進します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 下水道普及率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●未普及地域の解消に向けた取組の推進
河川改修事業の推進	<p>平瀬川支川において、多自然川づくりを進め、都市環境の向上と良好な水辺空間の形成を図ります。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 平瀬川支川の改修率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●平瀬川支川河川改修事業の推進

基本施策の方向性 II 安心で快適な環境を共に創る

基本施策 II-1 環境配慮意識の向上



市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境負荷の低減をめざします。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝えることで実感の向上を図ります。

【施策】 主な具体的取組を記載（取組一覧は巻末付属資料の付-16～28 参照）

① 大気や水辺に親しむ取組の推進



都市化が進んだ本市においても、水辺に親しめる河川の環境整備が進められ、生物の大切な生育環境も守り育まってきたことから、市民が身近な水辺に親しむ機会を創出することで、市民の環境配慮意識の向上につなげる取組を推進します。

また、大気を身近に感じる市民参加型の環境調査の取組を通じて、市民参加の機会の創出を推進します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上 【リーディングプロジェクト】	より良い水環境を目指すため、市民が河川等の水辺に親しむ機会を創出することで、水環境への配慮意識の向上を図ります。 【主な活動量・取組内容】 イベント等における調査の実施回数	●環境配慮意識の向上に係る取組の推進 ●水環境の保全に係る取組の推進
水辺に親しめる河川環境の整備の推進	河川・水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。 【主な活動量・取組内容】 環境整備工事進捗率	●渋川環境整備事業の推進
水環境に係る調査及び普及啓発（河川の生物調査など）	市内河川、河口干潟、人工海浜、その他、市内の池や湧水地等における水質測定や生物の生息状況の調査を行います。また、水辺に親しみ、生物多様性を保全するため、希少種や外来種を含めた水生生物の生息状況を広く情報発信します。 【主な活動量・取組内容】 河川等の水質及び水生生物の生息・生育状況モニタリング調査地点数	●河川・海域における水質・生物調査等実施 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施
大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進	大気をより身近に感じてもらうため、視程調査等の新たな環境調査手法を開拓していく取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 視程調査に係る取組内容の実績	●大気環境の保全に係る取組の推進

② 環境教育・環境学習の推進



市内の小学生を対象に、大気や水環境を守る業務の概要や環境の現状、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について直接伝える環境教育として、出前授業やイベント等を実施します。

また、市民等に環境配慮の考え方・行動が定着することをめざし、環境学習の教材プログラム、人材育成を充実するとともに、市民や学校等における環境学習を支援します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進 【リーディングプロジェクト】	<p>自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材を育成するため、川崎市が環境改善を図ってきた歴史や、現在の川崎市の環境について伝える機会を増やすことにより、環境シビックプライドの醸成を図ります。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 大気や水環境を学ぶ出前授業等の実施回数及びアンケート結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮意識の向上に係る取組の推進 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ●機材の貸し出しや教材提供等を通じた地域における環境学習の支援 ●市民や学校、研究機関協議会等との連携による普及啓発の推進 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進
水辺に親しむイベント等の実施	<p>市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して水辺の魅力を発信します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 イベント等開催数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内3校の水辺の楽校活動支援、川の安全教室及び丸子の渡しイベント等の実施 ●環境配慮意識の向上に係る取組の推進 ●水環境の保全に係る取組の推進
地域環境リーダーの育成	<p>持続可能な社会の実現に向けた人材育成のため、環境配慮行動を促す仕組みの基盤となる環境教育・学習の取組を地域全体で推進します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 地域環境リーダー数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域環境リーダー育成講座の開催
「エコシティたかつ」推進事業の取組	<p>学校ビオトープ等を活用した環境学習、水・緑・生き物の調査や間伐体験等を通じ身近な森の再生過程を学習する機会の提供を図ります。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 環境学習支援回数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●区内市立小学校等への環境学習支援の実施

③ 効果的な情報発信の推進



大気や水などの環境の分野は、一般的になじみのない用語が使われることも少なくないため、分かりやすさを意識するとともに、情報の受け取り手を考慮して、リーフレット、ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、身近な地域環境への関心を高めてもらえるよう、地域ごとの取組や環境データの紹介及び公害の歴史や優れた環境の取組などの展示等による情報発信を推進します。

また、次世代自動車や自転車の活用などを通じた、地球にやさしい交通環境に関する普及啓発など、市民の環境配慮行動の促進につながる情報発信等に係る取組も推進していきます。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
多様な世代に合わせた情報発信	<p>大気・水環境分野についての市民実感の向上をめざして、効果的な情報発信を推進します。また、環境総合研究所の研究成果についてSNS、インターネットなどを通じて市民、事業者等へ情報を発信し、環境問題への関心や理解、環境配慮意識の向上につなげます。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT等を活用した情報発信の推進 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ●環境技術情報の収集・発信
地域ごとの取組や環境データの情報発信	<p>地域の状況や取組を容易に把握できるよう、地域ごとの取組や環境データの公表・提供を行います。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●常時監視測定結果等の情報提供 ●河川・海域における水質・生物調査等の実施 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進
情報発信等による次世代自動車の普及促進	<p>自動車に関する地球温暖化対策を推進するため、情報発信等による次世代自動車の普及に向けた取組を推進します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 低公害車導入補助件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた導入補助制度の運用 ●脱炭素戦略を踏まえた情報発信等による次世代自動車の普及促進 ●ディーゼル車のZEV化の推進 ●公用車への次世代自動車導入の推進
自転車の活用に向けた取組の推進	<p>安全・快適に利用できる移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進に加え、環境負荷の低減等にも寄与する身近な自転車の活用の取組を推進します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●シェアサイクルの取組の推進 ●自転車の活用に関する広報啓発

基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携



市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進します。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染や海域の水質等の広域的な課題を解決するため、周辺自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化します。

【施策】具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-16～28参照）

① 市民協働・連携の取組



大気や水などの環境に対する関心を高めるための取組を、市民等と共に実施し、市民参加を促進します。また、市民を対象としたイベントで大気を身近に感じる視程調査といった市民参加型・体験型の環境調査を行うとともに、市民活動団体やコミュニティと連携した取組を行うなど、協働・連携の取組を進めます。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進 【リーディングプロジェクト】	様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図ります。 【主な活動量・取組内容】 ワークショップ等の実施回数	●多様な主体との協働・連携に係る取組の推進
市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出 【リーディングプロジェクト】	大気環境について関心を持ってもらうため、市民参加型の環境調査を実施し、市民協働・連携の推進を図ります。 【主な活動量・取組内容】 視程調査周知活動の実施回数	●多様な主体との協働・連携に係る取組の推進 ●大気環境保全に係る取組の推進【再掲】
緑のボランティアなどの活動支援	花や緑に囲まれたまちを目指し、地域緑化推進地区への花苗等の提供や緑のボランティアなどへの活動支援、緑化推進重点地区計画に基づく市民や企業等との協働による緑化の推進などを通じて都市緑化を推進します。 【主な活動量・取組内容】 地域緑化推進地区認定数	●地域緑化推進地区の指定と活動支援 ●緑の活動団体の活動支援 ●緑化推進重点地区計画に基づく緑化の推進
ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組	ごみの減量化・資源化を推進するために、市民、町内会、自治会、川崎市廃棄物減量指導員、関係事業者等と連携し、普及啓発・環境学習及び市民参加の取組を進めます。 【主な活動量・取組内容】 ごみゼロカフェ開催数	●ごみゼロカフェの実施による市民参加の推進 ●出前ごみスクールの実施 ●ふれあい出張講座の実施 ●資源物とごみの分別アプリの普及

② 広域連携等の推進



周辺自治体等と連携して、大気や水などの環境に係る広域的な課題解決に向けた取組や普及啓発等を推進します。また、国や周辺自治体と連携し、流域の住民の環境への関心を高める取組を実施するなど、協働・連携による取組を進めます。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
他自治体連携による取組	<p>広域的な大気や水などの環境課題を解決するために、九都県市首脳会議等の周辺自治体との連携を強化し、各種調査や普及啓発等の取組を実施します。(神奈川県公害防止推進協議会、九都県市首脳会議大気保全専門部会、六大都市自動車技術評価委員会、関東地方大気環境対策推進連絡会等)</p> <p>【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広域連携による大気環境の保全に係る取組の推進 ●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治体、事業者等との連携
国、自治体等が連携した東京湾の環境調査	<p>東京湾再生への関心を高め、水質環境の把握、汚濁メカニズムの解明等を目的として、国、東京湾岸の自治体が連携し、企業、市民団体の参加を募り、東京湾岸域で一斉調査を実施します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 東京湾一斉調査の参加団体数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進
新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携	<p>多摩川の魅力向上のため、市民や流域自治体との協働・連携による取組を推進します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 協働・連携によるイベント等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩川プラン推進会議の実施 ●多摩川流域懇談会等による流域連携の実施

③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進



国際的な環境保全活動への支援・連携を実施し、優れた環境技術を活用した国際貢献を推進します。また、国際・研究機関と連携して海外からの視察・研修を受け入れるとともに、市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出などを推進します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
国際的な環境保全活動への支援・連携	<p>川崎の優れた環境技術による国際貢献の推進及び環境技術情報を収集・発信します。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 海外自治体とのプロジェクト数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携 ●国連環境計画（ＵＮＥＰ）との連携 ●環境技術情報の収集・発信
環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援	<p>市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、環境産業の発展や国際競争力の強化を図ります。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 川崎国際環境技術展等でのビジネスマッチング数 グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングに向けた場の提供 ●川崎国際環境技術展出展企業等へのビジネスマッチングの推進 ●グリーンイノベーションクラスターのプロジェクト創出による企業の海外展開の支援

基本施策 II-3 事業者の自主的な取組の促進



環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進します。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援します。

【施策】具体的な取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-16～28 参照）

① 交通環境配慮行動の促進

自動車排出ガス中の大気汚染物質や二酸化炭素の排出を低減するため、事業者による次世代自動車の導入やエコ運搬制度の運用などの交通環境配慮行動を促す取組を推進します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者との連携による取組 【リーディングプロジェクト】	大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、インフラ環境の整備を推進することにより、次世代自動車の普及を促進します。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーション等の整備に向けた取組の推進 ●国や近隣自治体と連携した次世代自動車の普及促進・導入支援
EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組 【リーディングプロジェクト】	EVカーシェアリングを広めることで、自動車利用時のEV選択率の向上を図ります。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●EVカーシェアリングを活用したEVの普及促進
バス車両の低炭素化に向けた取組の推進	市バス車両から排出されるCO ₂ の削減を推進します。 【主な活動量・取組内容】 ハイブリッドバスの市バス車両に占める割合	●ハイブリッドバスの導入等によりCO ₂ の削減を図る
エコ運搬制度の運用	貨物自動車等から排出される大気汚染物質及びCO ₂ 削減のため、条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進します。 【主な活動量・取組内容】 要請件数	●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進

② 事業者の自主的な取組の支援

環境負荷の更なる低減に向けて、事業者の自主的な取組が促進されるよう、行政が事業者を支援する取組を推進します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
工場・事業場の 自主的取組を促す取組の推進 (環境行動事業所制度の運用)	環境保全に関する配慮を積極的に実施している事業所が、ある一定の基準を満たしている場合、事業所からの申請により「環境行動事業所」に認定します。 【主な活動量・取組内容】 環境行動事業所認定数	●市条例に基づく届出等の審査・指導
揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び自主的削減取組の支援)	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行います。 【主な活動量・取組内容】 VOC削減に向けた支援及び普及啓発を行った事業者数	●事業者の自主的取組支援など、光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質等の排出実態調査及び排出抑制の自主的取組の促進
中小企業への円滑な資金供給等の推進	市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施により、中小企業者等の資金調達の円滑化を図ります。 【主な活動量・取組内容】 融資実績	●中小企業者等への安定的な資金供給 ●中小企業者等の資金調達の支援
脱炭素化に向けたエコ化支援の推進	脱炭素社会の実現に向けて、市内中小規模事業者を対象にエコ化支援補助を実施します。 【主な活動量・取組内容】 エコ化支援補助実施件数	●市内中小規模事業者を対象としたエコ化支援補助の実施

③ 事業者との情報共有の促進

事業者の環境対策を円滑化するため、事業者との協議や調整の場を設けるとともに、事業者間の情報共有や事業者と行政との情報共有など、ネットワーク機能強化に向けた取組を推進します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
事業者交流の取組(事業者との連絡会など)	事業者との連絡会等、事業者と行政の交流を通じて、事業者の環境対策に係る自主的取組の推進支援等を実施します。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●多様な主体との協働・連携に係る取組の推進
事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施	ネットワークの機能強化に向けて、各団体や他部署等との連絡・調整を行い、セミナー等を通して、事業者との情報共有の促進を行います。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】 ●共同研究事業に関する情報発信(セミナー開催等)

基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止



人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進します。また、市民や事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図ります。

【施策】具体的な取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-16～28参照）

① 化学物質の適正管理と理解の促進



化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な適正管理を促すとともに、化学物質対策に関する普及啓発を進め、さらに、PRTR制度を運用することで、化学物質の適正管理を促進します。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進 【リーディングプロジェクト】	化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な適正管理を促進します。 【主な活動量・取組内容】 環境リスク評価等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質の環境実態調査及び環境リスク評価の実施、結果の公表 ● 環境リスク評価結果を活用した事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進
環境・リスクコミュニケーションの促進	市民や事業者を対象としたセミナーを開催するなど、化学物質対策に関する普及啓発を推進します。 【主な活動量・取組内容】 セミナー開催数	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に関する普及啓発

② 環境影響の低減に向けた取組



工場・事業場が環境影響の低減に向けた取組を積極的に実施するよう、事業者に対する普及啓発等の推進を図ります。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為等の事業の事前段階において環境影響評価を実施するほか、大気や水などの環境への悪影響を未然に防ぐための取組を行います。

具体的な取組	概要	計画期間の取組内容
新たな知見による光化学オキシダント高濃度時における新たな手法による調査結果からVOC成分ごとの影響を把握し、事業者の自主的な排出削減を促進するに向けた取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 事業者の自主的な排出削減を促進する取組の実施件数	光化学オキシダント高濃度時における新たな手法による調査結果からVOC成分ごとの影響を把握し、事業者の自主的な排出削減を促進するに向けた取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 事業者の自主的な排出削減を促進する取組の実施件数	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の自主的取組支援など、光化学オキシダント対策の実施 ● 光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施

環境影響評価の推進	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を総覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。 【主な活動量・取組内容】 環境影響評価手續実施件数	<ul style="list-style-type: none"> ●環境影響評価手續の的確な実施 ●環境影響評価審議会の運営 ●地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用 ●温暖化対策法改正に伴う本市環境影響評価制度の影響への検証と対応 ●環境調査手續の的確な実施
交差点改良などの渋滞緩和対策の推進	交差点改良等の局所的かつ即効的な対策などにより、効率的・効果的に渋滞緩和を図ります。 【主な活動量・取組内容】 既存道路内の付加車線の設置、信号制御の改善等に係る取組内容の実績	<ul style="list-style-type: none"> ●市内交通の円滑化に向けた緊急渋滞対策の推進
街路樹の適正な維持管理の推進	街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。 【主な活動量・取組内容】 街路樹の維持管理、樹木診断及び樹木更新に係る取組内容の実績	<ul style="list-style-type: none"> ●街路樹の適正な維持管理の実施 ●街路樹の樹木診断及び樹木更新の実施

③ 環境影響の低減に向けた調査研究



更なる環境影響の低減につなげるため、生成過程が未解明な光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）等に係る調査研究、海域のCOD等に係る調査研究、未規制化学物質や環境リスク評価に関する調査研究などの、新たな環境課題に関する大気環境や水環境に係る調査研究等を推進し、それらの結果を活用することで、今後の条例や本計画における各種施策の方向性を検討していきます。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
大気環境に係る調査研究（光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など）	光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染物質の発生や広がりなどについて、その実態の解明に向けて調査を実施します。 【主な活動量・取組内容】 PM2.5の実態調査件数	<ul style="list-style-type: none"> ●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施【再掲】 ●一般環境及び道路沿道におけるPM2.5の実態調査の実施 ●有害大気汚染物質を含む揮発性有機化合物（VOC）等の調査の実施 ●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う大気中の石綿濃度調査の実施【再掲】 ●酸性雨の実態調査の実施【再掲】 ●他自治体の研究機関等との広域連携による共同調査・研究の実施【再掲】

水環境に係る調査研究（公共用 水域における水質改善に係る調 査研究など）	<p>市内公共用水域における水質等の実態調査を行い、海域の COD など水環境に係る課題に対し、改善に向けた調査研究を行います。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 市内の河川、海域及び親水施設等の水質や水生生物の生息状況調査の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場排出水の分析調査【再掲】 ●地下水汚染等に係る調査・研究 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査【再掲】 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施（河川、河口干潟、人工海浜等）【再掲】 ●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施【再掲】 ●水環境に係る調査研究及び情報収集・成果発信
化学物質に係る 調査研究（環境 リスク評価に係 る調査研究など）	<p>化学物質の環境実態を把握するため、既存分析法を本市の環境調査用に改良して環境調査を行うなど、化学物質に関する調査研究を行います。</p> <p>【主な活動量・取組内容】 調査・研究件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●未規制の化学物質を中心とした、大気環境及び水環境中における化学物質に関する実態調査・研究の実施 ●実態調査結果に基づく環境リスクの評価の実施 ●未規制化学物質等の分析法開発及び改良の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施 ●未規制化学物質の調査・研究に関する情報収集及び成果発信

付 属 資 料

資料 1 環境基準等一覧

資料 2 水環境保全計画の総括について

資料 3 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について

資料 4 取組一覧

資料 5 市民・事業者からの意見聴取

資料 6 用語集

資料1. 環境基準等一覧(大気質、水質、土壤汚染、騒音、振動に関する基準)

【大 気】

<市環境目標値及び市対策目標値並びに環境基準>

		川崎市		国	
		環境目標値	対策目標値	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値	0.04ppm 以下	0.04ppm 以下	0.04ppm 以下	短期的評価：1時間値の1日平均値と1時間値が共に基準値以下
	1時間値	0.10ppm 以下	0.10ppm 以下	0.1ppm 以下	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下	長期的評価：1日平均値の年間2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値	—	0.20 mg/m ³ 以下	0.20 mg/m ³ 以下	
	年平均値	0.0125 mg/m ³ 以下	—	—	
微小粒子状物質	1日平均値	—	—	35 μg/m ³ 以下	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。1日平均値については、長期的評価としての測定結果の年間 98% 値を日平均値の代表値として選択し、評価する。
	1年平均値	—	—	15 μg/m ³ 以下	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.02ppm 以下	0.04~0.06ppm のゾーン内 又はそれ以下	0.04~0.06ppm のゾーン内 又はそれ以下	日平均値の年間 98% 値が ゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント	1時間値	—	—	0.06ppm 以下	1時間値が 0.06ppm 以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値	—	—	10ppm 以下	短期的評価：1時間値の1日平均値と1時間値の8時間平均値が共に基準値以下 長期的評価：1日平均値の年間2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値の8時間平均値	—	—	20ppm 以下	

備考：年間2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した1日平均値

年間98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する1日平均値

微小粒子状物質については、2009年9月に国が新たな環境基準を設定

年間の測定時間が6,000時間以上（微小粒子状物質については、年間の測定日数が250日以上）の測定局を有効測定局といい、環境基準の評価は有効測定局に対して行う。

令和2年4月現在

【参考資料】測定局における測定項目一覧

地図番号 (P.8)		測定局	大気測定項目										気象測定項目						
			一酸化窒素	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	非メタン炭化水素	メタン	微小粒子状物質	酸性雨	風向	風速	気温	湿度	日射量	雨量	放射収支量
			NO	NO ₂	SPM	Ox	SO ₂	CO	NMHC	CH ₄	PM2.5	Acid Rain	WD	WS	TEMP	HUM	SUN	RAIN	RB
一般局	1	大師	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	田島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	川崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5	中原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6	高津	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7	宮前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8	多摩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	9	麻生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自排局	⑩	池上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑪	日進町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑫	市役所前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑬	遠藤町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑭	中原平和公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑮	二子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑯	宮前平駅前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑰	本村橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑱	柿生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

＜有害大気汚染物質の環境基準＞

物質	環境基準	物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ (3 μg/m ³) 以下であること	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ (200 μg/m ³) 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ (130 μg/m ³) 以下であること	ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ (150 μg/m ³) 以下であること

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（中央公害対策審議会答申）

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

【水 質】

ア 健康項目（環境基準）

項目	河川	海域	項目	河川	海域
	基準値 (mg/L)	基準値 (ng/L)		基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタノール	1 以下	1 以下
全シアン	検出されないと	検出されないと	1,1,2-トリクロロエタノール	0.006 以下	0.006 以下
鉛	0.01 以下	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	0.002 以下
緑水銀	0.0005 以下	0.0005 以下	チラム	0.006 以下	0.006 以下
アルカリ水銀	検出されないと	検出されないと	シマジン	0.003 以下	0.003 以下
PCB	検出されないと	検出されないと	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	セレン	0.01 以下	0.01 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	硝酸性窒素及び無機性窒素	1.0 以下	1.0 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	ふつ素	0.8 以下	—
メタ-1,2-ジクロロエチル	0.04 以下	0.04 以下	ほう素	1 以下	—
			1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値。

イ 生活環境項目

① 河川（湖沼を除く）（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
B類型	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C類型	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D類型	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E類型	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	—

備考 1 基準値は日間平均値。BODについては、年間の日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足しているもの。

2 B類型：多摩川中・下流（拝島橋より下流）、多摩川支川（二ヶ領本川、平瀬川） C類型：多摩川支川（三沢川）

D類型：鶴見川上流（鳥川合流点より上流） E類型：鶴見川下流（鳥山川合流点より下流）

3 雨水幹線及び二ヶ領用水円筒分水下流の水域は、環境基準の類型が指定されていないため、雨水幹線は合流先の多摩川中・下流（拝島橋より下流）、二ヶ領用水円筒分水下流は上流の多摩川支川（二ヶ領本川）の類型を当てはめて評価。

(水生生物保全水質環境基準)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

備考 1 基準値は 年間平均値とする。

2 生物B:多摩川中・下流(猿島橋より下流)、多摩川支川(二ヶ領本川、平瀬川、三沢川)、鶴見川

(② 海域 (環境基準))

項目 類型	水素(水)濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	ヘザン抽出物質 (油分等)
				B類型 C類型
B類型	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	検出されないと
C類型	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—

備考 1 基準値は日間平均値とする。CODについては、年間の日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足しているもの。

2 B類型:運河等を除く川崎港 C類型:運河等

(窒素及び燐に係る環境基準)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値(年間平均値)	
		全 窒 素	全 燐
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1.0 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考 1 基準値は 年間平均値とする。

2 水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

(水生生物保全水質環境基準)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

ウ 地下水質

項 目	環境基準 (mg/L)	項 目	環境基準 (mg/L)
カ ド ミ ウ ム	0.003 以下	1 , 1 , 1 - トリクロロエタノ	1 以下
全 シ ア ン	検出されないと	1 , 1 , 2 - トリクロロエタノ	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六 倍 ク ロ ム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒 素	0.01 以下	1 , 3 - ジクロロプロパン	0.002 以下
総 水 銀	0.0005 以下	チ ウ ラ ム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないと	シ マ ジ ジ ン	0.003 以下
P C B	検出されないと	チ オ ベ ナ カ ル ブ	0.02 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下	ベ ン ゼ ン	0.01 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 以下	セ レ ン	0.01 以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ノ	0.004 以下	ホ フ つ 素	0.8 以下
1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 以下	ホ う 素	1 以下
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 以下	1 , 4 - ジ オ キ サ ノ	0.05 以下

【土壤汚染（環境基準）】

項目	環境上の条件
カドミウム*	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B 銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタソ	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチソ	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチソ	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタソ	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタソ	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチソ*	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチソ	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

* 2021年3月までカドミウムの基準値は検液1Lにつき0.01mg以下、トリクロロエチレンの基準値は検液1Lにつき0.03mg以下である。

ダイオキシン類（環境基準）

媒体	基準値
大気	年間平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	年間平均値が1 pg-TEQ/L以下
土壤	1,000 pg-TEQ/g以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

【騒音】

① 道路に面する地域以外の地域(一般地域) (環境基準)

(単位: デシベル)

地域类型	該当地域	基準値 ($L_{Aeq,T}$)	
		昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A	第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域	55以下	45以下
B	第一種・第二種住居地域 準住居地域、その他の地域	55以下	45以下
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	60以下	50以下

ただし、次表に掲げる地或いは該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

② 道路に面する地域 (環境基準)

(単位: デシベル)

地域の区分	基準値 ($L_{Aeq,T}$)	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1 級別の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位: デシベル)

基 準 値 ($L_{Aeq,T}$)	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70以下	65以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。

備考 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
 - ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

③ 自動車騒音に係る要請限度(要請限度)

(単位: デシベル)

区域の区分	基準値 ($L_{Aeq,T}$)	
	昼間	夜間
午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時	
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考 a区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域: 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域

c区域: 近隣商業地、商業地、準工業地、工業地

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から20mの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず特例として次のとおりとする。

(単位: デシベル)

基準値 ($L_{Aeq,T}$)	
昼間	夜間
75	70

④ 鉄道：新幹線沿線 (環境基準)

(単位: デシベル)

地域の区分	基準値
・主として住居の用に供される地域	70以下
・商工業の用に供される地域	75以下
・通常の生活を保全する必要がある地域	

⑤ 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針 (指針)

新線	等価騒音レベル ($L_{Aeq,T}$) として、昼間(7~22時)については60デシベル(A)以下、夜間(22時~翌日7時)については55デシベル(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

【振動】

① 道路交通振動に係る要請限度 (要請限度)

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	該当地域	
	8時から19時	19時から翌日の8時
第1種区域	昼間	夜間
	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	65
	第二種中高層住居専用地域	60
	第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域、無指定	
第2種区域	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	

② 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について (勧告)」(指針)

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること。(ここでいう補正加速度レベルは、振動加速度レベルと同一のものである。)

資料2. 水環境保全計画の総括について

川崎市水環境保全計画は、良好な水環境の実現に向けて、平成24（2012）年10月に策定し、令和2（2020）年度までの計画期間として、取組を推進してきました。

【良好な水環境像】

水環境保全計画では、めざすべき水環境像として良好な水環境像「人と水とのつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境」を定めています。

【計画における基本的な考え方と目標】

良好な水環境の実現に向けた計画の基本的な考え方を次のように定め、水環境の4つの構成要素ごとに目標及び指標を定めています。

- 水環境を水量、水質、水生生物、水辺地の4つの構成要素として総合的に捉えた施策の推進を図る
- 健全な水循環を確保するために雨水浸透機能の回復を図る

表1 計画における構成要素ごとの目標

構成要素	目標	指標
水量	水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること	指標1：市内河川の平常時河川流量
		指標2：地下水揚水による地盤沈下量
水質	公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること	指標1：生活環境の保全に関する環境目標（河川BOD及びCOD）
		指標2：健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準（河川、地下水、海域）
水生生物	水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること	指標：河川における対象水域ごとの生息生物
水辺地	人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること	指標：水に親しめる環境づくりのための環境目標

当該計画では、4つの構成要素ごとに目標に係る評価指標を設定していますが、いずれの指標も計画期間において、概ね達成するなど成果が得られています。構成要素ごとの指標の評価結果についての詳細は、以下のとおりとなっています。

【構成要素ごとの指標の評価】

1 水量の評価

(1) 河川流量

表 2 水量の指標1

指標	指標がめざす方向
市内河川の平常時河川流量	現状の流量を維持すること

○二ヶ領用水など多摩川からの取水量により河川流量が変動する地点を除くと、評価期間中である平成 24（2012）年度以降の平常時の河川流量は、地点により増減のバラつきがみられましたが、平成 22 年（2010）年当時の流量を概ね維持しています。

表 3 「河川流量」推移

(単位 : m³/s)

水系	番号	河川名	地点名	H22 流量平均	各年度別流量平均値								
					H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
多 摩 川 水 系	①	五反田川	追分橋	0.26	0.26	0.25	0.22	0.20	0.20	0.16	0.17	0.19	0.18
	②	二ヶ領本川	堰前橋	0.68	0.54	0.52	0.69	0.87	0.75	0.74	0.72	0.66	0.81
	③	二ヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋	0.46	0.29	0.24	0.19	0.22	0.24	0.26	0.23	0.21	0.24
	④	二ヶ領用水宿河原線	出会い橋	0.29	0.29	0.22	0.26	0.30	0.20	0.24	0.27	0.22	0.28
	⑤	平瀬川	平瀬橋(人道橋)	0.61	0.50	0.52	0.55	0.66	0.74	0.61	0.54	0.53	0.61
	⑥	三沢川	一の橋	0.80	0.84	0.82	1.01	0.78	1.05	0.87	1.18	1.03	1.25
鶴 見 川 水 系	⑦	麻生川	耕地橋	0.74	0.85	0.86	0.83	0.83	0.75	0.72	0.70	0.81	0.87
	⑧	片平川	片平橋下	0.05	0.06	0.05	0.04	0.03	0.04	0.04	0.05	0.05	0.07
	⑨	真福寺川	水車橋前	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05
	⑩	矢上川	矢上川橋	2.38	3.65	3.32	3.00	2.12	3.65	3.90	4.44	3.63	3.95
	⑪	有馬川	五月橋	0.15	0.09	0.13	0.12	0.10	0.09	0.08	0.09	0.10	0.10
	⑫	渋川	渋川橋	0.34	0.23	0.16	0.16	0.13	0.15	0.16	0.15	0.16	0.19

(2) 地盤沈下量

表 4 水量の指標2

指標	指標がめざす方向
地下水揚水による地盤沈下量	年間 20mm 未満に抑えること

○地盤沈下の測定を行っている市内の水準点は、例年 320 点程度で観測しており、評価期間中である平成 24（2012）年度以降に年間 20mm 以上沈下した地点は、平成 30（2018）年度に 1 地点ありましたが、下記の主な水準点の地点を含めて、その他の地点は年間 20mm 未満に抑えられています。

表 5 主な水準点における年間の地盤変動量の推移(H24 年度～R1 年度) (単位:mm)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
① 川崎区大師河原	1.8	-1.7	-2.6	1.8	-0.8	-0.5	-3.9	5.5	-3.3
② 川崎区宮本町	0.4	-10.2	2.1	3.5	1.8	-1.7	-2.8	-3.2	-3.0
③ 川崎区鋼管通	-0.2	-3.2	-5.7	7.0	-1.1	-6.1	-4.3	3.5	1.8
④ 幸区下平間	4.7	-2.7	-4.3	8.9	0.9	-3.6	-0.3	2.8	-2.7
⑤ 中原区小杉御殿町	5.6	-1.2	-1.2	1.9	0.6	-1.3	-1.5	4.2	-1.7
⑥ 高津区二子	7.5	-2.2	1.6	3.8	0.9	2.0	-1.8	4.6	-5.0
⑦ 宮前区土橋	5.5	-5.7	1.4	4.5	-1.6	-0.8	-0.5	3.5	-2.5
⑧ 多摩区登戸新町	7.7	-4.9	2.5	4.1	-2.6	-2.1	-1.0	7.3	-4.7
⑨ 麻生区高石	8.2	-5.7	3.1	4.4	-2.4	-0.8	-2.8	8.7	-4.9

2 水質の評価

(1) 生活環境の保全に関する環境目標

表6 水質の指標1

対象水域	対象項目	環境目標値	
		BOD	COD
AA目標 (五反田川・ニヶ領用水・ニヶ領本川・平瀬川)		3mg/L 以下	5mg/L 以下
A目標 (三沢川)		5mg/L 以下	5mg/L 以下
B目標 (麻生川・片平川・真福寺川)		8mg/L 以下	8mg/L 以下
C目標 (矢上川・有馬川・渋川)		5mg/L 以下	10mg/L 以下

※C目標(矢上川、有馬川、渋川)のBODについては、平成28年度に環境基準がC類型(5mg/L以下)に指定されたため、環境目標値も10mg/Lから5mg/Lへ改定しました。

- 河川のBODは、全地点(12地点)で環境目標を達成しました。
- 河川のCODは、平成24(2012)～28(2016)年度は全地点(12地点)で環境目標を達成しました。平成29(2017)年度以降は、平成29(2017)、30(2018)年度は10地点、令和元(2019)年度は9地点、令和2(2020)年度は11地点で環境目標を達成しました。

表7 河川BODの達成状況

水系	番号	河川名	地点名	環境目標		各年度別BOD75%値(mg/L)及び環境目標達成状況								
				区分	(mg/L)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
多摩川水系	①	五反田川	追分橋	AA目標	3	1.2	1.7	1.3	1.6	1.4	1.7	1.1	1.4	1.2
	②	ニヶ領本川	堰前橋	AA目標	3	1.8	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	1.6	1.4
	③	ニヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋	AA目標	3	1.8	1.8	1.7	2.1	1.7	2.4	2.3	2.4	1.9
	④	ニヶ領用水宿河原線	出会い橋	AA目標	3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4	1.7	1.1	1.5	1.2
	⑤	平瀬川	平瀬橋(人道橋)	AA目標	3	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	1.6	1.5
	⑥	三沢川	一の橋	A目標	5	1.7	1.7	2.1	1.7	1.2	1.2	1.1	1.3	1.3
鶴見川水系	⑦	麻生川	耕地橋	B目標	8	4.4	2.9	3.1	3.1	2.9	4.7	2.9	4.0	5.0
	⑧	片平川	片平橋下	B目標	8	1.2	1.3	1.2	0.9	0.8	1.1	1.0	1.5	0.9
	⑨	真福寺川	水車橋前	B目標	8	1.8	1.3	1.3	1.1	1.6	1.2	0.9	1.4	1.4
	⑩	矢上川	矢上川橋	C目標	5	2.4	2.7	2.2	2.0	3.7	1.6	1.8	2.1	1.7
	⑪	有馬川	五月橋	C目標	5	2.6	2.9	2.5	1.7	1.4	2.0	1.4	1.8	1.6
	⑫	渋川	渋川橋	C目標	5	1.3	1.4	1.2	1.4	1.1	1.4	1.3	1.4	1.1

表8 河川CODの達成状況

水系	番号	河川名	地点名	環境目標		各年度別COD75%値(mg/L)及び環境目標達成状況								
				区分	(mg/L)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
多摩川水系	①	五反田川	追分橋	AA目標	5	2.1	3.3	2.2	2.6	2.5	3.0	3.0	3.3	3.0
	②	ニヶ領本川	堰前橋	AA目標	5	3.1	3.4	4.3	3.6	4.1	4.7	4.5	4.5	4.5
	③	ニヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋	AA目標	5	3.6	3.9	4.1	4.3	4.9	5.1	5.6	6.1	4.8
	④	ニヶ領用水宿河原線	出会い橋	AA目標	5	3.9	4.3	4.4	4.8	5.0	5.4	4.5	5.2	4.5
	⑤	平瀬川	平瀬橋(人道橋)	AA目標	5	3.0	3.2	3.9	3.6	4.1	4.3	4.0	4.6	4.2
	⑥	三沢川	一の橋	A目標	5	3.2	3.8	4.2	3.8	3.8	3.4	3.6	4.1	4.1
鶴見川水系	⑦	麻生川	耕地橋	B目標	8	6.6	6.8	7.3	7.5	7.5	7.8	8.1	8.4	8.2
	⑧	片平川	片平橋下	B目標	8	2.5	2.8	2.7	3.0	2.6	3.2	3.0	3.7	3.0
	⑨	真福寺川	水車橋前	B目標	8	3.9	4.2	3.8	3.7	4.2	4.2	4.5	5.0	4.8
	⑩	矢上川	矢上川橋	C目標	10	5.8	6.8	6.6	6.6	6.9	7.0	6.7	6.5	6.5
	⑪	有馬川	五月橋	C目標	10	3.7	4.7	3.4	3.4	3.0	4.0	3.7	4.6	3.9
	⑫	渋川	渋川橋	C目標	10	3.3	3.5	4.4	3.7	4.2	4.7	5.2	5.3	4.7

凡例：グレーの網掛けが目標非達成 網掛けなしは目標達成

(2) 健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

表 9 水質の指標2

対象水域	多摩川水系3河川（三沢川、二ヶ領本川、平瀬川）、地下水、海域
対象項目	環境基準項目（健康項目及び生活環境の保全項目）

ア 河川

- 健康項目は、全地点で環境基準を達成しました。
- 生活環境の保全項目のうちBODは多摩川支川の3河川で環境基準を達成しました。
- 水生生物保全項目であるノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)は、多摩川水系の3河川で環境基準を達成しました。

イ 地下水

- 地下水の環境基準(28項目)は、定点調査地点(18地点)において、全調査地点で環境基準を達成しました。
- 過去の調査で汚染が確認された地点については、継続的に調査を行っています。
(令和2(2020)年度は28地点で継続監視調査を実施しました。)

ウ 海域

- 健康項目は、全地点で環境基準を達成しました。
- CODは、3水域が設定されており、運河部(水域名：東京湾(6)[類型C])では環境基準を達成しています。環境基準値が厳しい沖合部(水域名：東京湾(9)、東京湾(12)[類型B])では環境基準を達成しておらず、市内の沖合部の3地点で平成28(2016)年度以降環境基準値を上回っています。
- 全窒素、全りんは、市内の測定地点ごとの結果では環境基準値を上回る地点がありますが、水域ごとの環境基準は達成しています。

3 水生生物の評価

河川ごとに次のとおり定めています。

表10 水生生物の指標

対象水域	指標
AA目標 (五反田川・二ヶ領用水・二ヶ領本川・平瀬川)	多様な生物が生息できる水環境
A目標 (三沢川)	
B目標 (麻生川・片平川・真福寺川)	ドジョウ、モコ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水環境
C目標 (矢上川・有馬川・渋川)	コイ、フナが生息でき 不快感のない水環境

- AA目標、A目標の地点では、直近の調査で確認された在来魚の種数は、全6地点で3種以上であり、6地点中4地点で5種以上確認されました。B目標の地点では、全3地点で指標の魚種が確認されました。C目標の地点では、3地点中2地点で指標の魚種が確認されました。
- AA目標～B目標は概ね増加傾向、C目標は減少傾向がみられました。また、矢上川のように、C目標であっても多くの魚類の生息が確認された地点がみられました。

表 11 市内河川の魚類の出現種類数

水系	河川名	地点名	目標（指標）	目標	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
多摩川水系	五反田川	大道橋	多様な生物が生息できる	AA	2種			3種			4種		
	二ヶ領本川	ひみず橋	多様な生物が生息できる	AA	0種			5種			5種		
	二ヶ領用水円筒分水下流	今井上橋	多様な生物が生息できる	AA	2種			4種			3種		
	二ヶ領用水宿河原線	東名高速下	多様な生物が生息できる	AA	6種			6種			5種		
	平瀬川	正安橋	多様な生物が生息できる	AA		7種			5種			5種	
	三沢川	下の橋	多様な生物が生息できる	A		9種			10種			10種	
鶴見川水系	麻生川	耕地橋	ドジョウ、モコ、コイ、フナ等の魚類が生息できる	B			1種(1種) 1			3種(2種) 1		2種(1種) 1	
	片平川	片平橋下	ドジョウ、モコ、コイ、フナ等の魚類が生息できる	B			2種(1種) 1			2種(1種) 1		3種(2種) 1	
	真福寺川	水車橋前	ドジョウ、モコ、コイ、フナ等の魚類が生息できる	B			1種(1種) 1			2種(1種) 1		2種(1種) 1	
	矢上川	日吉橋	コイ、フナが生息でき不快感がない	C		9種(2種) 2			7種(1種) 2			5種(1種) 2	
	有馬川	住吉橋	コイ、フナが生息でき不快感がない	C			1種(0種) 2			0種		1種(0種) 2	
	渋川	八幡橋	コイ、フナが生息でき不快感がない	C		5種(1種) 2			4種(1種) 2			4種(1種) 2	

種数は在来魚種数

カッコ内【 1 : 全数のうちドジョウ等4種の生息数、 2 : 全数のうちコイ、フナ2種の生息数】

4 水辺地の評価

水に親しめる環境づくりのための環境目標として次のとおり定めています。

表12 水辺地の指標

対象項目 対象目標	環境目標（水辺地）		
	水遊びのできる川 (☆☆☆)	魚などの生き物に親しめる川 (☆☆)	散策のできる水辺 (☆)
生物化学的酸素要求量 BOD	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下
化学的酸素要求量 COD	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下
溶存酸素 DO	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	1000MPN/100mL 以下	—	—
臭気	不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと
水深	子どもの膝の高さ位の水深 (約 20cm)	魚類が生息するのに適当な水深 (20~50cm 程度)	一定の水量感を持つ水深 (20~50cm 程度)
流速	子どもの水遊びの際に流される危険がなく、緩急がありよどまないこと	魚類の生息に適当な流速で、緩急がありよどまないこと	小川のイメージで流れを感じさせ、緩急がありよどまないこと
その他	水底が明確に見えること	魚影、水底が見えること	魚影が見えること
	水底に危険な物がないこと	河床が石、礫質であること	藻類（ミズワタ）の異常な繁茂が見られないこと
	水辺に容易に近づけること (護岸の傾斜が緩やかである)	魚等の隠れ場、産卵場所となる水生植物が繁茂していること	水辺の景観が周囲と調和していること

- BOD、DO、臭気の項目は、ほとんど「水遊びのできる川（☆☆☆）」の評価でした。
- 大腸菌群数は「水遊びのできる川（☆☆☆）」の評価もありましたが、ほとんど「魚などの生き物に親しめる川（☆☆）」の評価でした。
- CODは「散策のできる川（☆）」の評価もありましたが、ほとんど「魚などの生き物に親しめる川（☆☆）」の評価でした。
- 調査した9地点における平成24年度から令和2年度までの地点ごとの評価は、概ね「魚などの生き物に親しめる川（☆☆）」の評価を維持しました。

表 13 水辺地指標の評価

地点	項目	測定値								項目毎評価結果									
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
二ヶ領本川 上河原親水施設	BOD	1.5	1.0	1.8	2.0	1.4	3.8	1.5	1.4	0.8	☆☆☆	☆☆	☆☆☆						
	COD	3.3	3.4	6.7	5.5	5.1	5.7	3.8	3.1	3.6	☆☆	★	☆☆						
	DO	6.0	6.7	9.1	6.0	11.2	8.5	8.7	8.7	7.6				☆☆					
	大腸菌群数	13,000	9,500	7,900	4,900	3,300	1,700	4,900	13,000	7,000									
	臭気	微藻臭	極微下水臭	藻臭	無臭	藻臭	無臭	草臭	無臭	無臭				☆☆☆					
二ヶ領本川 一本丸橋	流速	0.40	0.33	0.27	0.21	0.33	0.25	0.44	0.42	0.46									
	BOD	1.3	1.0	1.4	1.9	0.8	1.1	1.0	0.9	0.8				☆☆☆					
	COD	3.1	3.1	6.1	5.3	4.8	5.6	4.0	4.1	3.1	☆☆	★	☆☆	☆☆					
	DO	6.0	8.0	9.2	8.4	8.9	10.1	10.3	8.2	8.8				☆☆☆					
	大腸菌群数	7,000	13,000	1,700	7,900	7,900	700	11,000	1,700	4,600	☆☆	***	☆☆						
二ヶ領用水 宿河原線 北村橋	臭気	無臭	極微下水臭	無臭	無臭	微泥臭	無臭	無臭	微藻臭	無臭				☆☆☆					
	流速	0.30	0.33	0.24	0.36	0.40	0.37	0.41	0.38	0.25									
	BOD	1.5	0.8	1.9	2.6	1.5	1.3	1.1	0.8	0.7				☆☆☆					
	COD	3.8	3.5	6.5	6.3	4.7	4.2	3.9	3.3	2.9	☆☆	★	☆☆	***	☆☆	***			
	DO	6.1	8.0	8.3	8.2	8.0	7.8	8.9	9.5	8.6				☆☆☆					
二ヶ領用水 円筒分水下流 宮内	大腸菌群数	33,000	4,900	4,900	23,000	1,100	7,900	1,100	2,300	28,000				☆☆					
	臭気	藻臭	微下水臭	無臭	微藻臭	藻臭	無臭	無臭	無臭	無臭				☆☆☆					
	流速	0.22	0.13	0.24	0.09	0.21	0.20	0.27	0.15	0.24									
	BOD	1.8	1.2	1.9	0.9	1.0	1.9	1.2	1.0	1.8				☆☆☆					
	COD	4.2	2.8	7.0	3.2	3.7	4.5	3.5	2.9	4.0	☆☆	***	★	☆☆	***	☆☆	***	☆☆	
渋川 親水施設	DO	7.9	10.6	12.5	9.5	12.3	11.8	16.5	12.3	13.8				☆☆☆					
	大腸菌群数	28,000	21,000	3,500	3,300	4,900	13,000	4,900	1,700	23,000				☆☆					
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	藻臭	無臭	無臭				☆☆☆					
	流速	0.56	0.44	0.27	0.52	0.43	0.51	0.53	0.47	0.49									
	BOD	1.6	1.6	1.6	0.7	0.7	1.4	1.3	1.4	1.0				☆☆☆					
三沢川 下村橋	COD	3.2	2.9	7.6	3.4	4.1	4.2	3.1	2.8	4.1	☆☆	***	★	☆☆	***	☆☆	***	☆☆	
	DO	8.8	9.8	11.3	8.9	10.5	10.0	17.9	10.4	11.5				☆☆☆					
	大腸菌群数	4,900	6,400	7,000	14,000	3,300	7,900	3,300	1,300	11,000				☆☆					
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	土臭	無臭	無臭	無臭				☆☆☆					
	流速	0.40	0.52	0.11	0.13	0.16	0.31	0.35	0.13	0.29									
平瀬川支川 下長沢橋	BOD	1.6	0.3	0.6	1.5	0.6	1.6	0.9	0.8	0.6				☆☆☆					
	COD	2.1	2.0	3.3	3.2	2.2	2.8	1.5	2.1	2.3	☆☆☆	☆☆	☆☆	☆☆☆					
	DO	7.0	9.3	8.8	9.3	10.4	9.7	10.5	9.5	9.6				☆☆☆					
	大腸菌群数	4,900	33,000	9,500	4,900	4,900	13,000	13,000	2,800	11,000				☆☆					
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭				☆☆☆					
平瀬川 柳橋	流速	0.10	0.09	0.08	0.05	0.11	0.04	0.10	0.11	0.11									
	BOD	2.0	1.0	0.8	1.0	1.1	1.4	1.0	0.8	0.7				☆☆☆					
	COD	2.0	3.4	2.1	2.6	3.3	3.2	2.1	1.5	2.1	☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆☆					
	DO	7.4	10.0	8.6	12.0	11.5	9.0	10.0	9.4	8.7				☆☆☆					
	大腸菌群数	3,300	7,900	7,900	2,300	2,300	700	4,900	1,700	11,000	☆☆	***	☆☆						
平瀬川 初山水路	臭気	微酸臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭				☆☆☆					
	流速	0.20	0.14	0.59	0.07	0.14	0.20	0.40	0.22	0.84									
	BOD	0.1	0.7	1.3	1.1	1.2	1.2	0.9	1.4	0.7				☆☆☆					
	COD	2.8	2.4	3.1	2.0	2.6	3.4	4.4	2.3	2.5	☆☆☆	☆☆	☆☆	☆☆☆					
	DO	6.9	8.6	8.3	8.9	9.5	11.0	9.6	9.9	8.2				☆☆					
平瀬川 初山水路	大腸菌群数	7,000	31,000	46,000	13,000	7,900	4,900	13,000	7,900	33,000				☆☆					
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭				☆☆☆					
	流速	0.25	0.11	0.11	0.22	0.25	0.21	0.31	0.18	0.28									

資料3. 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について

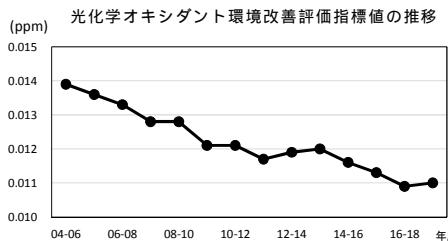
本計画では、市独自の新たな指標として、光化学オキシダント対策の効果が把握できる光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均値）を設定します。

【新たな市独自の評価指標】

光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均値）

光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均値）とは、光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した指標です。



<光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均）の算出方法>

①使用する常時監視データ

4月1日から10月31日までの光化学オキシダントの1時間値

②日中（昼間）と夜間の考え方

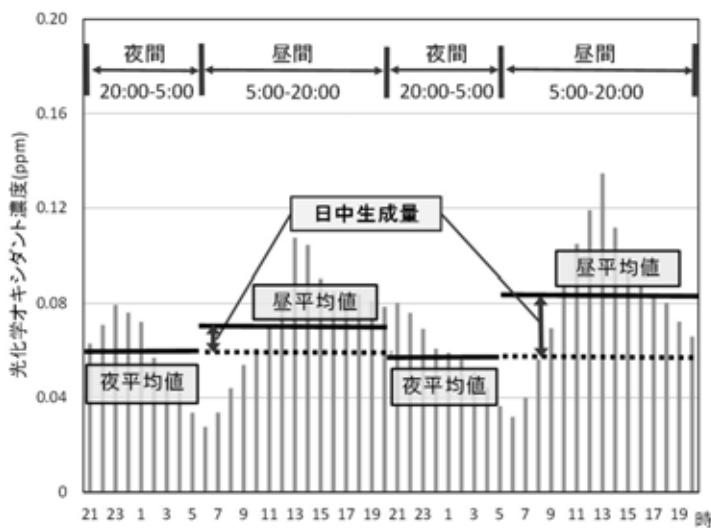
- 「環境大気常時監視マニュアル 第6版（環境省）」で光化学オキシダントについて、昼間と定義している5時から20時までを昼間とする。
- 昼間ではない期間として、前日の20時から当日の5時までを夜間*とする。
* 昼間に生成した量を算出するためには、前日の夜間からの影響を考慮する必要があるため、夜間を前日の20時からとしている。

③算出方法

- 6時から20時までの1時間値から15時間平均値を算出（昼平均値）
- 前日21時から当日5時までの1時間値から9時間平均値を算出（夜平均値）

$$\text{【光化学オキシダント日中生成量】} = \text{【昼平均値】} - \text{【夜平均値】}$$

- 上記計算式で算出し、4月から10月までの平均値を算出
- 気象要因の影響を軽減するため3年移動平均を算出
- 一般環境大気測定局9局の平均値を算出



算出方法イメージ図（2日分データ）

■取組一覧

施策の方向性 基本施策	具体的な取組	具体的な取組の概要	目標との関係		地域		連携する環境分野			
			大気	水	化学	市民				
I 安全で良好な環境を保全する										
I-1 大気や水などの環境保全										
① 大気環境に係る事業所等の監視・指導										
1 大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査	法律や市条例等に基づき、ばい煙、VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導	○			○ ○ ○				
2 大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導	法律や市条例等に基づき、大気、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導	○			○ ○ ○				
3 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿飛散防止のため、法律や市条例に基づき、建築物等の解体等工事に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石綿の飛散防止対策の実施	○			○ ○ ○				
4 発生源自動監視システムによる常時監視	窒素酸化物等の排出量が多い対象工場の測定データを、テレメータで常時監視します。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導	○			○ ○				
5 大気環境に係る法律や条例に基づく排出量の把握	法律、市条例の規制基準遵守状況や対策目標量等を把握するため、工場・事業場の大気汚染物質排出状況を調査します。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導	○			○ ○ ○				
6 大気汚染注意報発令時の対応	市民の健康被害を防止するため、注意報等発令時(光化学スモッグ注意報、PM2.5高濃度予報(注意喚起))の広報活動を実施します。	●光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施	○			○ ○ ○				
7 ディーゼル車運行規制の検査	自動車から排出される粒子状物質の削減に向けて、県条例のディーゼル車運行規制による路上検査、ビデオ調査等を実施し、規制不適合車を使用する事業者に指導を行います。	●ディーゼル車運行規制等に基づく車両検査等の実施	○			○ ○	脱炭素化			
8 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る立入調査	石綿飛散防止のため、建築物等の解体等工事の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石綿の飛散防止対策の実施	○			○ ○ ○				
9 民間建築物のアスベストの調査及び除去工事費の補助	アスベストの飛散による市民の健康障害の予防を図るため、建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト含有調査及びアスベスト除去等の事業を支援します。	●アスベスト含有調査費用の補助 ●アスベスト除去等費用の補助	○			○ ○ ○				
10 法律、条例等に基づく産業廃棄物に係る届出等の審査・指導	産業廃棄物の排出・処理事業者に対する許可・指導等を通じて適正な処理を進めるとともに、3Rを推進します。	●「産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進	○ ○ ○			○ ○ ○	脱炭素化・資源循環			
11 騒音、振動に係る届出等の審査	騒音、振動防止のため、法律や市条例に基づき、事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導並びに立入調査	○			○ ○ ○				
12 騒音、振動防止対策に係る立入調査	騒音、振動の防止対策を推進し、市民の生活環境の保全を図るため、解体工事現場等へ立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導並びに立入調査	○			○ ○ ○				
13 公害防止組織の整備に係る手続きの運用	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査・指導	○ ○ ○			○ ○ ○				
14 環境情報システムの運用	公害関係法令に基づく届出等の情報を環境情報システムで管理することで、公害防止対策の推進の効率化、適正化を図ります。環境情報システムを円滑に運用できるよう適正に管理を実施するとともに、法令改正や業務効率の改善、セキュリティ対策等のためにシステム改修を実施します。	●環境情報システムの安定的な運用保守の実施 ●OSサポート終了、アップデート、法令改正等に伴う環境情報システムの改修、再構築の実施 ●法令改正等に伴う環境情報システムの一部改修の実施 ●今後の更新計画の検討	○ ○ ○							
② 水環境に係る事業所等の監視・指導										

施策の方向性: 基本施策	具体的な取組	具体的な取組の概要	目標との関係		地域		連携する環 境分野
			大気	水	化学	市民	
1 水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査<水質>	法律や市条例等に基づき、届出施設の設置確認、排水基準の遵守状況の監視のため工場・事業場の立入調査を行います。	●工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ●工場・事業場排出水の分析調査	○			○ ○ ○	
2 水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導<水質>	法律や市条例等に基づき、水質、等に基づく届出等について、審査・指導を行います。	●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ●水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場等に対する指導の実施	○			○ ○ ○	
3 土壤汚染に係る届出等の審査・指導	法律や市条例に基づき、土壤汚染に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●土壤汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壤汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施	○	○		○ ○ ○	
4 水環境に係る法律に基づく排出量の把握<水質>	法律の総量規制基準の遵守状況を把握するため、工場・事業場の水質汚濁物質の排出状況を調査します。	●工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導	○			○ ○ ○	
5 下水道法令に基づく立入調査<水質>	下水道への排水について監視する必要のある事業場に対して立入調査を行い、排水指導を継続して実施します。	●排水監視の必要な事業場への立入調査の実施	○			○ ○ ○	
6 し尿・浄化槽の維持管理に係る取組	市民の生活環境の保全のため、し尿収集・浄化槽清掃作業を実施するとともに、浄化槽管理者への維持管理を指導します。	●し尿収集・浄化槽清掃作業の実施 ●浄化槽管理者への維持管理指導	○			○ ○ ○	資源循環
7 汚染土壤処理業の許可申請等の審査・指導	法律に基づく汚染土壤処理業者からの申請等について適正な事業計画となるよう審査・指導を行います。	●土壤汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壤汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施	○			○ ○ ○	
8 地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導<水量>	地盤沈下の未然防止のため、法律や市条例に基づき、地下水揚水に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施	○			○ ○ ○	
9 地下水揚水量の把握<水量>	法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施	○			○ ○ ○	
10 事業所地下水調査<水質>	市条例に基づき有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水調査を実施し、地下水汚染状況の監視を行います。	●汚染井戸における地下水の水質の監視	○			○ ○ ○	
11 法律、条例等に基づく産業廃棄物に係る届出等の審査・指導【再掲】	産業廃棄物の排出・処理事業者に対する許可・指導等を通じて適正な処理を進めるとともに、3Rを推進します。	●「産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進	○	○	○	○ ○ ○	脱炭素化・資源循環
12 公害防止組織の整備に係る手続きの運用【再掲】	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●水質汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査・指導	○	○	○	○ ○ ○	
13 環境情報システムの運用【再掲】	公害対策に関する関係法令に基づき収集した各種の情報を環境情報システムにより効率的に管理するとともに、市条例の総量規制基準等の遵守状況を把握するなど、地域環境対策業務に活用します。	●環境情報システムの安定的な運用保守の実施 ●OSサポート終了、アップデート、法令改正等に伴う環境情報システムの改修、再構築の実施 ●今後の更新計画の検討	○	○	○		

③ 大気環境に係るモニタリングの実施

施策の方向性: 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係		地域		連携する環 境分野
			大気	水	化学	市民	
① 大気環境の監視	法律に基づき、一般環境大気測定局(9局)、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局(9局)で大気汚染物質を常時監視し、環境基準等の達成状況等を確認します。また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても、常時監視調査を実施し、環境基準等の達成状況等を確認します。	●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5、ベンゼン等の常時監視の実施 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気の常時監視の実施	○		○	○ ○ ○	
② 光化学オキシダントに係る監視	光化学オキシダントの原因物質の削減効果を把握するため、NOxと非メタン炭化水素(VOCの一種)について、常時監視を行うとともに、光化学オキシダントが高濃度となる4月から10月までのデータ解析を行います。また、国の新指標についても把握します。	●光化学オキシダント対策の実施	○			○ ○ ○	
③ 酸性雨の環境調査	酸性雨の状況を把握するため、pH等の測定を実施します。	●酸性雨の実態調査の実施	○			○	
④ 土壌浄化モデル施設の性能把握	沿道の大気環境の改善を図るために設置した土壌による大気浄化システムについて二酸化窒素等の除去率の調査を行い、施設を効率的に稼働します。	●ディーゼル車運行規制等の大気汚染対策の実施	○			○	
⑤ 石綿(アスベスト)の大気中濃度調査	大気中の石綿濃度を把握するため、測定を実施します。	●大気中の石綿濃度調査の実施 ●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う大気中の石綿濃度調査の実施	○			○ ○ ○	
⑥ 騒音、振動の監視	法律や市条例に基づき、一般環境の騒音測定、自動車騒音・振動の実態調査を行い、環境基準の達成状況等を確認します。また、中原区・麻生区付近の航空機騒音の実態把握のため、騒音レベルを継続的に監視します。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく環境基準適合状況調査及び騒音・振動の実態調査	○			○ ○ ○	
④ 水環境に係るモニタリングの実施							
① 河川、海域の水質調査 <水質・水量>	法律等に基づき、河川、海域の水質環境基準項目等について常時監視し、環境基準の適合状況を評価します。	●水質汚濁防止法に基づく公共用水域(河川・海域)の水質の常時監視の実施 ●河川・海域における水質調査等の実施 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく河川、海域の水質及び海域の底質の常時監視の実施	○			○ ○ ○	自然共生
② 地下水質の監視 <水質>	法律等に基づき、地下水質調査を実施し、地下水の水質の状況を把握します。	●水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の常時監視の実施 ●水質汚濁防止法に基づく地下水の状況把握のための水質調査及び汚染井戸の監視の実施 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水の水質及び土壤の常時監視の実施	○			○ ○ ○	
③ 精密水準測量による地盤沈下量の監視 <水量>	精密水準測量により、水準点の標高を年1回測定し、地盤沈下の状況を監視します。	●精密水準測量による水準点での地盤高の観測	○			○ ○ ○	
④ 川崎港底質調査 <水質>	東京湾の水質汚濁の要因となる底質の汚染状況について、東京湾岸の自治体が連携して測定を行います。	●河川・海域における水質調査等の実施	○			○	
⑤ 地下水塩水化調査 <水量>	過剰な揚水による地下水の塩水化的状況を把握するため、塩水化調査を実施します。	●地下水塩水化調査の実施	○			○	
⑥ 地盤沈下観測所における地下水位及び地層変動量の監視 <水量>	地下水の過剰な揚水による地盤沈下の未然防止を図るため、観測用井戸の水位、地層変動量を常時監視します。	●地盤沈下観測所における地下水位及び地層変動量の観測	○			○ ○ ○	
⑦ 水道衛生関係施設の衛生確保	環境衛生関係施設の監視指導や自主管理の推進に取り組み、健康で快適な生活環境を確保します。	●「環境衛生・水道衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施	○			○ ○ ○	
⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応							

施策の方向性: 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係		地域		連携する環 境分野	
			大気	水	化学	市民		
	1 騒音、振動に係る苦情相談対応	騒音、振動に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●騒音、振動に関する苦情相談に対する実態把握と適切な対応	○			○ ○ ○	
	2 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応	悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●悪臭防止法、大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく工場・事業所の監視及び排出低減に向けた指導 ●広域悪臭対策の実施	○	○	○ ○ ○		
	3 事故時の対応	大気汚染物質の漏洩や水質事故などに係る機関と連携して現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ●事故時における有害物質流出防止に備えた取組 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査	○ ○		○ ○ ○		
	4 災害時の対応	災害時協定等に基づき災害時の環境調査等に迅速に対応するなど、災害時における有害物質等の漏洩・流出防止に備えた取組を推進します。 また、平時において、法律や市条例等に基づき、大気汚染物質や水質汚濁物質等について、工場・事業場の立入調査等を実施し、施設が適正に管理されていることを確認します。	●災害時における有害物質流出防止に備えた取組 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導	○ ○		○ ○ ○		
	5 放射線の安全推進に係る取組	「川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」に基づき、モニタリング結果の情報を発信することなどにより、安全・安心な市民生活を確保します。	●環境中の放射性物質モニタリングの実施及び結果の公表 ●放射線測定器の貸出しの実施			○ ○ ○ ○		
⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施								
1 水処理センターの高度処理化の推進<水質>	これまでの下水処理に加え、赤潮などの原因となる窒素やりんも大幅に除去できるよう、水処理センターの高度処理化を推進します。	●水処理センターの高度処理化の推進	○			○ ○ ○		
2 合流式下水道の改善の推進<水質>	合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、遮集幹線の能力増強に向けた整備などを推進します。	●合流式下水道の改善目標達成に向けた取組の推進	○			○ ○		
3 下水道利用の促進<水質>	未普及地域の解消に向けた取組を推進します。	●未普及地域の解消に向けた取組の推進	○			○ ○		
4 河川改修事業の推進	平瀬川支川において、多自然川づくりを進め、都市環境の向上と良好な水辺空間の形成を図ります。	●平瀬川支川河川改修事業の推進	○			○ ○	脱炭素化・自然共生	
5 水処理センターの水質管理<水質>	水処理センターで適正な水質管理を実施することで、良好な放流水質を確保します。	●水処理センターでの適正な水質管理の実施	○			○ ○ ○		
6 環境に配慮した河川・水路の維持修復	河川・水路の適切な維持修復を行うことにより、水害の防止と環境の保全に取り組み、市民の安全を守ります。	●河川・水路の維持修復	○			○ ○ ○	脱炭素化・自然共生	
7 環境放射能調査	川崎市地域防災計画に基づき、市内の放射能関連施設周辺等の放射線量を調査します。	●放射能関連施設周辺等の環境放射能に係るモニタリング調査の実施			○ ○ ○			
8 健康調査に係る取組	地域人口集団の健康状態と大気汚染との関連を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために委託調査等を実施します。	●環境保健サーベイランス調査の実施 ●光化学スモッグ健康被害対応の実施 ●公害防止調査研究の実施	○			○ ○ ○		

施策の方向性: 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係		地域		連携する環 境分野	
			大気	水	化学	市民		
	9 公害健康被害に係る補償給付及び支援	公害健康被害被認定者に各種補償費を給付します。また公害健康被害被認定者に対して必要なバス乗車券(証)を交付し、空気清浄機の購入費補助を実施します。	●公害健康被害被認定者に各種補償費給付の実施 ●公害健康被害被認定者に対し通院に係るバス乗車券(証)交付の実施 ●公害健康被害被認定者への空気清浄機購入費補助の実施	○			○ ○ ○	
	10 公害健康被害の予防に係る取組	気管支ぜん息を中心とするアレルギー疾患患者(児)及びアレルギー素因保有児童とその保護者等に対する健康回復・増進、予防知識・自己管理の普及等のため、運動プログラムを取り入れた事業や、相談事業、講演会等を実施することにより、療養上有効となる保健指導や正しい予防知識の普及等の取組を進めます。	●公害健康被害予防事業の実施	○			○ ○ ○	
	11 健康の回復と福祉の増進に係る取組	成人の気管支ぜん息に係る医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ります。	●他の医療費助成制度や他のアレルギー疾患との整合性・公平性等を踏まえた制度のあり方の検討	○			○ ○ ○	
	12 児童福祉の増進に係る取組	小児ぜん息患者に対し、保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	●総合計画等に基づき適正に実施	○			○ ○ ○	

※具体的な取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的な取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的な取組	具体的な取組の概要	目標との関係		地域		連携する環境分野			
			大気	水	化学	市民				
II 安心で快適な環境を共に創る										
II-1 環境配慮意識の向上										
① 大気や水辺に親しむ取組の推進										
1 水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上 【リーディングプロジェクト】	より良い水環境をめざすため、市民が河川などの水辺に親しむ機会を創出することで、水環境への配慮意識の向上を図ります。	●水環境の保全に係る取組の推進 ●環境配慮意識の向上に係る取組の推進	○	○		○ ○	自然共生			
2 水辺に親しめる河川環境整備の推進 ＜水辺地＞	河川・水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	●渋川環境整備事業の推進	○			○	脱炭素化・自然共生			
3 水環境に係る調査及び普及啓発(河川の生物調査など) ＜水生生物＞	市内河川、河口干渉、人工海浜、その他、市内の池や湧水地などにおける水質測定や生物の生息状況の調査を行います。また、水辺に親しみ、生物多様性を保全するため、希少種や外来種を含めた水生生物の生息状況を広く情報発信します。	●河川・海域における水質・生物調査等の実施 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施	○	○	○ ○	○ ○	自然共生			
4 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進	大気をより身近に感じてもらうため、視程調査等の新たな環境調査手法を開拓していく取組を推進します。	●大気環境の保全に係る取組の推進	○	○	○ ○	○ ○				
5 湧水地の保全に向けた普及啓発 ＜水量・水生生物・水辺地＞	市内の水源であり、貴重な生物の生息地でもある湧水地の保全に向けた普及啓発を図ります。	●市で整備した湧水地における調査及び維持管理	○	○	○ ○	○ ○	自然共生			
6 川崎港の生物調査及び普及啓発 ＜水生生物＞	川崎港における生物調査を行い、水質と生物生息状況を把握するとともに、市民の水環境への関心を高めるため、川崎港の生物の情報発信を行います。	●海域における水質・生物調査等の実施	○	○	○ ○		自然共生			
7 生物多様性の保全の推進 ＜水生生物＞	「生物多様性かわさき戦略」に基づき、生物多様性への配慮意識の向上や地域に息づく生き物の生息生育環境の保全、生き物などの情報収集・発信の取組を推進します。	●戦略に基づく生物多様性の保全の推進	○	○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	脱炭素化・自然共生			
② 環境教育・環境学習の推進										
1 環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進 【リーディングプロジェクト】	自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材を育成するため、川崎市が環境改善を図ってきた歴史や、現在の川崎市の環境について伝える機会を増やすことにより、環境シビックプライドの醸成を図ります。	●環境配慮意識の向上に係る取組の推進 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ●機材の貸し出しや教材提供等を通じた地域における環境学習の支援 ●市民や学校、研究機関協議会等との連携による普及啓発の推進 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進	○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	脱炭素化・自然共生			
2 水辺に親しむイベント等の実施 ＜水質・水生生物・水辺地＞	市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して水辺の魅力を発信します。	●市内3校の水辺の楽校活動支援、川の安全教室及び丸子の渡しイベント等の実施 ●環境配慮意識の向上に係る取組の推進 ●水環境の保全に係る取組の推進	○	○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	自然共生			
3 地域環境リーダーの育成	持続可能な社会の実現に向けた人材育成のため、環境配慮行動を促す仕組みの基盤となる環境教育・学習の取組を地域全体で推進します。	●地域環境リーダー育成講座の開催	○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	脱炭素化・自然共生・資源循環			
4 「エコシティかわさき」推進事業の取組 ＜水生生物＞	学校ビオトープ等を活用した環境学習、水・緑・生き物の調査や間伐体験等を通して身近な森の再生過程を学習する機会の提供を図ります。	●区内市立小学校等への環境学習支援の実施	○	○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	脱炭素化・自然共生			

施策の方向性: 基本施策	具体的な取組	具体的な取組の概要	目標との関係		地域		連携する環 境分野				
			大気	水	化学	市民					
③効果的な情報発信の推進	1 多様な世代に合わせた情報発信	大気・水環境分野についての市民実感の向上をめざして、効果的な情報発信を推進します。また、環境総合研究所の研究成果についてSNS、インターネットなどを通じて市民、事業者等へ情報を発信し、環境問題への関心や理解、環境配慮意識の向上につなげます。	●ICT等を活用した情報発信の推進 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ●環境技術情報の収集・発信	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 地域ごとの取組や環境データの情報発信	地域の状況や取組を容易に把握できるよう、地域ごとの取組や環境データの公表・提供を行います。	●常時監視測定結果等の情報提供 ●河川・海域における水質等の評価と生物の生育状況の把握 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 情報発信等による次世代自動車の普及促進	自動車に関する地球温暖化対策を推進するため、情報発信等による次世代自動車の普及に向けた取組を推進します。	●脱炭素戦略を踏まえた情報発信等による次世代自動車の普及促進 ●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた導入補助制度の運用 ●ディーゼル車のZEV化の推進 ●公用車への次世代自動車導入の推進	○		○	○	○	○	○	脱炭素化
	4 自転車の活用に向けた取組の推進	安全・快適に利用できる移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進に加え、環境負荷の低減等にも寄与する身近な自転車の活用の取組を推進します。	●シェアサイクルの取組の推進 ●自転車の活用に関する広報啓発	○		○	○	○	○	○	脱炭素化
	5 市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供	環境調査結果等のデータをCSV等の利用しやすい形で提供（オープンデータ化）します。	●河川・海域における水質等の評価 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進【再掲】 ●常時監視測定結果等の情報提供【再掲】	○	○	○	○	○	○	○	
	6 生活排水対策等の推進<水質>	生活排水による水質汚濁を防止するため、市民、事業者に普及啓発を図ります。	●水環境の保全に係る取組の推進	○		○	○	○	○	○	
	7 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発<水量>	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	●雨水浸透の取組の推進	○		○			○		脱炭素化
	8 水洗化率向上に向けた取組<水質>	公共下水道への接続に向けた指導を行い、水洗化率の向上を図ります。	●ウェブサイト、パンフレット等による広報 ●助成・融資あっせん制度の活用 ●戸別訪問による説明・勧奨	○		○	○	○	○	○	
	9 川崎港の魅力発信の推進<水辺地>	港の果たす役割を市民に理解してもらうため、関係団体と連携し、川崎みなど祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	●川崎みなど祭り、ビーチバレー・ボール川崎市長杯等の開催 ●港湾緑地をはじめとする川崎港の魅力向上に向けた取組みの実施	○		○	○	○	○	○	
	10 農地の保全及び活用の推進<水量>	多面的な機能を持つ農地の保全を図るほか、市民が農業へ親しみ理解を深めるため、農業情報の発信等を行い、農地の活用を進めます。	●生産緑地地区の指定の推進による都市農地の保全 ●大震災時に一時避難所として利用される市民防災農地の確保 ●里地里山用地の整備・管理、里地里山等利活用実践による人材育成 ●グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進 ●大型農産物直売所「セレサモス」と連携した都市農業の振興	○				○	○		自然共生

※具体的な取組は、総合計画（実施計画）の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的な取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性: 基本施策	具体的な取組	具体的な取組の概要	目標との関係		地域		連携する環境分野			
			大気	水	化学	市民				
II-2 多様な主体との協働・連携										
① 市民協働・連携の取組										
1 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進【リーディングプロジェクト】	様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図ります。	●多様な主体との協働・連携に係る取組の推進 ●多様な主体との協働・連携に係る取組の推進 ●大気環境保全に係る取組の推進【再掲】	○	○	○	○	○	自然共生		
2 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出【リーディングプロジェクト】	大気環境について関心を持つもらうため、市民参加型の環境調査を実施し、市民協働・連携の推進を図ります。	●多様な主体との協働・連携に係る取組の推進 ●大気環境保全に係る取組の推進【再掲】	○		○	○	○			
3 緑のボランティアなどの活動支援<水量>	花や緑に囲まれたまちを目指し、地域緑化推進地区への花苗等の提供や緑のボランティアなどへの活動支援、緑化推進重点地区計画に基づく市民や企業等との協働による緑化の推進などを通じて都市緑化を推進します。	●地域緑化推進地区の指定と活動支援 ●緑の活動団体の活動支援 ●緑化推進重点地区計画に基づく緑化の推進	○		○	○	○	脱炭素化・自然共生		
4 ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組	ごみの減量化・資源化を推進するために、市民・町内会・自治会・川崎市廃棄物減量指導員・関係事業者等と連携し、普及啓発・環境学習及び市民参加の取組を進めます。	●ごみゼロカフェの実施による市民参加の推進 ●出前ごみスクールの実施 ●ふれあい出張講座の実施 ●資源物とごみの分別アプリの普及	○		○	○	○	資源循環		
5 エコシティ形成に向けた連携・推進<水量>	地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会(エコシティ)の形成をめざします。	●エコシティのかつ推進会議の開催 ●各種普及啓発活動の実施	○			○		脱炭素化・自然共生		
6 河川等の維持管理に係る協働・連携<水量・水生生物・水辺地>	「二ヶ領用水総合基本計画」に基づき、河川維持管理、特に樹木においては、地元ボランティア団体との協働により、清掃等を実施します。	●地元ボランティア団体との協働による清掃活動等	○			○	○	脱炭素化・自然共生		
7 市民150万本植樹運動	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市民・事業者との協働により、令和6年度までに150万本の植樹を目指します。	●市民や事業者との協働による取組の推進	○		○	○	○	脱炭素化・自然共生		
8 緑化協議による緑のまちづくりの推進<水量>	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等に基づく緑化協議及び都市計画法や「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」等関係法令に基づく公園・緑地等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりの取り組みを推進します。	●自然的環境保全配慮に基づく事業者への助言指導の実施 ●公園等の整備に関する協議	○			○	○	脱炭素化・自然共生		
9 里地・里山環境の次世代継承へ向けた取組<水量>	緑の基本計画において「緑と農の3大拠点」として位置付けられている黒川、岡上、早野地区の樹林地を保全・再生することで、良好な里山環境を次世代に継承していきます。	●黒川地区における「緑地保全活用基本計画」の推進、里山の保全・再生、体験学習等の検討 ●岡上地区における市民・大学・小学校との連携による保全活動・環境教育の取組の推進 ●早野地区における都市農地、里地里山の保全と活用による価値向上と活性化に向けた取組の推進	○				○	自然共生		
10 「農」にふれる場づくりの推進<水量>	市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園を運営するとともに、農業者が開設する市民ファーミング農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	●市が開設から運営まで行う市民農園の効率的な管理運営 ●従来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への普及支援 ●農業者が開設する市民ファーミング農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援	○			○	○	脱炭素化・自然共生		
② 広域連携等の推進										
1 他自治体連携による取組	広域的な大気環境の課題を解決するために、九都県市首脳会議等の近隣自治体との連携を強化し、各種調査や普及啓発等の取組を実施します。(神奈川県公害防止推進協議会、九都県市首脳会議大気保全専門部会、六大都市自動車技術評価委員会、関東地方大気環境対策推進連絡会等)	●広域連携による大気環境の保全に係る取組の推進 ●自動車排ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治体・事業者等との連携 ●国や近隣自治体と連携した次世代自動車の普及促進・導入支援	○		○	○	○	脱炭素化		
2 国、自治体等が連携した東京湾の環境調査<水質・水生生物>	東京湾再生への関心を高め、水質環境の把握、汚濁メカニズムの解明等を目的として、国、東京湾岸の自治体が連携し、企業、市民団体の参加を募り、東京湾岸域で一斉調査を実施します。	●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進	○		○	○				
3 新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携	多摩川の魅力向上のため、市民や流域自治体との協働・連携による取組を推進します。	●多摩川プラン推進会議の実施 ●多摩川流域懇談会等による流域連携の実施	○		○	○	○	脱炭素化・自然共生		

施策の方向性: 基本施策	具体的な取組	具体的な取組の概要	目標との関係		地域		連携する環境分野	
			大気	水	化学	市民		
③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進	4 緑と水の保全・再生・創出・活用の推進	多摩・三浦丘陵の緑と水の保全・再生・創出・活用について関係する自治体と連携して検討・推進するため、会議、ウォーキングイベント、シンポジウム等による企画運営を行います。	●関係13自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催	○	○	○	○ ○	自然共生
	5 鶴見川流域水協議会の取組<水量>	鶴見川流域における水循環に係る課題の解決を目指して、流域の自治体等で構成された協議会で連携して対応します。	●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進	○	○	○	○ ○	脱炭素化
	6 国・地方研究機関等との共同研究による取組等	大気汚染物質、水質、水生生物等について、国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究を実施します。	●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施 ●他自治体の研究機関等との広域連携による共同調査・研究の実施 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】	○ ○	○	○ ○ ○		
	7 交通の事業者等連携	自動車に係る環境問題の解決に向け、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関が相互の連携のもと、地域環境対策及び地球温暖化対策を総合的に推進します。	●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治体、事業者等との連携	○		○ ○ ○		脱炭素化
	8 環境の保全に関する協定の適正な運用(災害時協定含む)	災害時協定を含めた、事業者との協定を適正に運用します。	●災害時における有害物質流出防止に備えた取組【再掲】 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導	○ ○	○ ○	○ ○ ○		
	9 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(環境中のプラスチック廃棄物などに係る調査研究など)	環境中のプラスチック廃棄物など、新たな課題に関する調査研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信	○ ○	○	○ ○ ○		脱炭素化・自然共生・資源循環
	1 國際的な環境保全活動への支援・連携	川崎の優れた環境技術による国際貢献の推進及び環境技術情報を収集・発信します。	●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携 ●国連環境計画(UNEP)との連携 ●環境技術情報の収集・発信	○ ○	○			脱炭素化・資源循環
	2 環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援	市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、環境産業の発展や国際競争力の強化を図ります。	●環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングに向けた場の提供 ●川崎国際環境技術展出席企業等へのビジネスマッチングの推進 ●グリーンイノベーションクラスターのプロジェクト創出による企業の海外展開の支援	○ ○	○			脱炭素化・資源循環
	3 海外視察等の受入	海外視察等の受入れにより、国際機関、海外都市等とのネットワークを構築します。	●JICA、IGES等の国際・研究機関との連携 ●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携【再掲】	○ ○	○			脱炭素化・資源循環
④ 地域活性化による国際貢献の推進	4 グリーンイノベーション・国際環境施策の推進	脱炭素社会の実現に向けて、本市の強みと特徴である環境技術・産業の集積を活かした「環境」と「経済」の調和と好循環の取組をより一層推進することで、グリーンイノベーションを促進していきます。	●グリーンイノベーションの創出に向けた研究会などの開催 ●グリーンイノベーションに関する情報発信 ●グリーンイノベーション推進の基盤整備の検討及び運用並びに関係局と連携したグリーンイノベーションの推進 ●金融機関と連携したガイドブックの運用及びグリーンファイナンス促進に向けたフォーラム等の開催	○ ○	○			脱炭素化
	5 上下水道分野における国際展開の推進	水関連企業の海外展開支援と世界の水環境改善のため、上下水道分野の国際展開を推進します。	●かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援の推進 ●JICA等を通じた専門家派遣や研修生・視察者受入の推進による川崎の上下水道技術の世界への発信	○				脱炭素化

※具体的な取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的な取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性: 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係		地域		連携する環 境分野		
			大気	水	化学	市民			
II-3 事業者の自主的な取組の促進									
① 交通環境配慮行動の促進									
1 次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者との連携による取組【リーディングプロジェクト】	大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、インフラ環境の整備を推進することにより、次世代自動車の普及を促進します。	●燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーション等の整備に向けた取組の推進 ●国や近隣自治体と連携した次世代自動車の普及促進・導入支援	○			○ ○ ○	脱炭素化		
2 EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組【リーディングプロジェクト】	EVカーシェアリングを広めることで、自動車利用時のEV選択率の向上を図ります。	●EVカーシェアリングを活用したEVの普及促進	○			○ ○ ○	脱炭素化		
3 バス車両の低炭素化に向けた取組の推進	市バス車両から排出されるCO2の削減を推進します。	●ハイブリットバスの導入等によりCO2の削減を図る	○			○ ○ ○	脱炭素化		
4 エコ運搬制度の運用	貨物自動車等から排出される大気汚染物質及びCO2削減のため、市条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進します。	●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進	○			○ ○ ○	脱炭素化		
5 エコドライブの普及促進	自動車から排出される大気汚染物質及びCO2の削減のため、かわさきエコドライブ宣言登録制度により、市民や事業者に対し、エコドライブの普及啓発を行います。 また、講習会等によりエコドライブの普及促進を行います。	●講習会や啓発事業の実施によるエコドライブの推進	○			○ ○ ○	脱炭素化		
6 交通量・交通流対策の推進	自動車交通量の削減及び交通混雑の改善のため、関係機関と連携して、迂回経路への誘導や環境leaningの取組等についての啓発活動を実施します。	●環境配慮行動メニューなどの周知による事業者の自主的取組の促進及び交通行動変容に向けた普及啓発の実施	○			○	脱炭素化		
7 市バスネットワークの維持・充実	市バス輸送サービスの利便性を高めるため、利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持・充実を図ります。	●輸送需要に対応した路線の見直しやダイヤ改正	○			○ ○ ○			
8 路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進	バス事業者と連携し、路線バスネットワークの形成とサービス向上に向けた取組を推進します。	●路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進	○			○ ○ ○	脱炭素化		
9 計画的な道路整備に向けた調査	道路整備プログラムの適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。	●道路整備プログラムに基づく計画的な整備の推進	○			○ ○ ○	脱炭素化・自然共生		
10 鉄道ネットワークの機能強化に向けた取組の実施	広域的な鉄道ネットワークの機能強化に向け、各鉄道計画に関する検討・調整や、鉄道の輸送力増強や輸送サービスの改善の促進等を行っています。	●鉄道事業者や他自治体等と連携した鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進	○			○ ○ ○	脱炭素化		
② 事業者の自主的な取組の支援									
1 工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進(環境行動事業所認定制度の運用)	環境保全に関する配慮を積極的に実施している事業所が、ある一定の基準を満たしている場合、事業所からの申請により環境行動事業所に認定します。	●「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導	○ ○	○		○ ○ ○	脱炭素化		
2 揮発性有機化合物(VOC)等の原因物質排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び自主的削減取組の支援)	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するために、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行います。	●事業者の自主的取組支援など、光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質等の排出実態調査及び排出抑制の自主的取組の促進	○			○ ○ ○ ○			
3 中小企業への円滑な資金供給等の推進	市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施により、中小企業者等の資金調達の円滑化を図ります。	●中小企業者等への安定的な資金供給 ●中小企業者等の資金調達の支援	○ ○	○		○ ○ ○			
4 脱炭素化に向けたエコ化支援の推進	脱炭素社会の実現に向けて、市内中小規模事業者を対象にエコ化支援補助を実施します。	●市内中小規模事業者を対象としたエコ化支援補助の実施	○			○ ○ ○	脱炭素化		
5 環境負荷低減行動計画書の適正な運用	一定規模以上の指定事業所による環境への負荷を低減するため、環境負荷低減行動計画の策定と実施を事業者に指導します。	●「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導	○ ○	○		○ ○ ○	脱炭素化・資源循環		

施策の方向性: 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係		地域		連携する環 境分野	
			大気	水	化学	市民		
	6 環境配慮型の施設導入に向けた支援	中小企業者による公害発生の防止又は環境負荷低減等の取組を促進する支援を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導	○	○	○	○ ○ ○	脱炭素化
	7 中小製造業の操業環境の整備・改善の推進	がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度を活用して、中小製造業者による操業環境の整備・改善に向けた取組を推進します。	●操業環境の整備・改善の支援	○	○	○	○ ○ ○	
③事業者との情報共有の促進								
	1 事業者交流の取組(事業者との連絡会など)	事業者との連絡会等、事業者と行政の交流を通じて、事業者の環境対策に係る自主的取組の推進支援等を実施します。	●多様な主体との協働・連携に係る取組の推進	○	○	○	○ ○ ○	
	2 事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施	ネットワークの機能強化に向けて、各団体や他部署等との連絡・調整を行い、セミナー等を通して、事業者との情報共有の促進を行います。	●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】 ●共同研究事業に関する情報発信(セミナー開催等)	○	○	○	○ ○ ○	
	3 事業者向け環境関連相談窓口の充実	市内事業者の環境対策等の円滑化を図るため、環境関連相談窓口の充実に取り組みます。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進	○	○	○	○ ○ ○	脱炭素・自然共生・資源循環

※具体的な取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的な取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>には、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に連携する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的な取組	具体的な取組の概要	目標との関係 大気: 水: 化学: 市民	地域 南部: 中部: 北部	連携する環境分野
II-4 環境影響の未然防止					
① 化学物質の適正管理と理解の促進					
1 環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進 【リーディングプロジェクト】	化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な適正管理を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質の環境実態調査及び環境リスク評価の実施、結果の公表 ● 環境リスク評価結果を活用した事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進 	○ ○ ○ ○ ○ ○		
2 環境・リスクコミュニケーションの促進	市民や事業者を対象としたセミナーを開催するなど、化学物質対策に関する普及啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に関する普及啓発 	○ ○ ○ ○ ○ ○		
3 PRTR制度等による適正管理の促進	化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量の集計・公表等により、事業者による自主的な適正管理を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量の集計・公表等による事業者の自主的な適正管理の促進 	○ ○ ○ ○ ○ ○		
4 農薬の適正な使用	老朽化した施設の計画的な改修等を実施し、公園緑地の適切な維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園緑地の樹木及び電気設備等の適正な維持管理 	○ ○ ○ ○ ○ ○		脱炭素化・自然共生
② 環境影響の低減に向けた取組					
1 新たな知見による光化学オキシダント高濃度時ににおける新たな手法による調査結果からVOC成分ごとの影響を把握し、事業者の自主的な排出削減に向けた取組を推進します。	光化学オキシダント高濃度時ににおける新たな手法による調査結果からVOC成分ごとの影響を把握し、事業者の自主的な排出削減に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施 ● 事業者の自主的取組支援など、光化学オキシダント対策の実施 	○ ○ ○ ○ ○ ○		
2 環境影響評価の推進	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を総覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響評価手続の的確な実施 ● 環境影響評価審議会の運営 ● 地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用 ● 温暖化対策法改正に伴う本市環境影響評価制度の影響への検証と対応 ● 環境調査手続の的確な実施 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		脱炭素化・自然共生・資源循環
3 交差点改良などの渋滞緩和対策の推進	交差点改良など局所的かつ即効的な対策などにより、効率的・効果的に渋滞緩和を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内交通の円滑化に向けた緊急渋滞対策の推進 	○ ○ ○ ○ ○ ○		脱炭素化
4 街路樹の適正な維持管理の推進 <水量>	街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹の適正な維持管理の実施 ● 街路樹の樹木診断及び樹木更新の実施 	○ ○ ○ ○ ○ ○		脱炭素化・自然共生
5 環境性能に優れた施設(トップランナー等)導入促進	環境負荷低減に向けて、施設の新設及び更新の際には、環境性能が優れた施設を導入するよう、普及啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 	○ ○ ○ ○ ○ ○		脱炭素化
6 環境に配慮した建築物の普及促進	環境に配慮した建築物の増加により環境の負荷低減を図ります。環境計画書の届出を受け、内容を確認して市のホームページに内容を公開します。また、説明会やホームページ等により、制度の普及・啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)」の適正かつ効率的な運用 ● 環境配慮建築物に関する普及・啓発 	○ ○ ○ ○ ○ ○		脱炭素化・自然共生
7 開発行為等に係る水環境の保全の推進 <水量>	開発行為等の審査に際して、雨水浸透施設の設置の可否について適切に判断します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎宅地開発指針等に基づく雨水浸透施設の設置の可否に関する適正な審査の実施(雨水浸透能力判断マップの運用を含む) 	○ ○ ○ ○ ○ ○		
8 生活道路の環境向上に向けた取組	歩道での透水性舗装等の導入により、雨水の浸透を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道補修工事と併せて透水性舗装を実施 	○ ○ ○ ○ ○ ○		
9 下水道の管きょ・施設の維持管理 <水量>	公共下水道への排水設備接続協議において、事業者が設置・設計する雨水浸透ますに対して技術的指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 排水設備技術基準等に基づく事業者へ指導 	○ ○ ○ ○ ○ ○		
10 雨水流し抑制施設の設置指導の実施 <水量>	大規模(1,000m ² 以上)の建築行為及び開発行為では、雨水流出抑制施設技術指針に基づき雨水流出抑制施設の設置を指導しており、浸透施設の併用についても指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸透施設併用を考慮した雨水流出抑制の指導 	○ ○ ○ ○ ○ ○		自然共生
11 緑地保全の推進 <水量>	特別緑地保全地区等の緑地保全施策を推進とともに、公有地化した緑地の管理施設や斜面安定施設等の整備を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地保全施策の推進 ● フェンス等の管理施設整備による適切な管理と斜面安定施設整備による市民の安全・安心な生活空間の確保 	○ ○ ○ ○ ○ ○		脱炭素化・自然共生
12 苦情発生の未然防止	苦情を未然に防ぐため、FAQの市ホームページへの掲載やリーフレット等による事業者向け普及啓発等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活騒音の低減に関する意識啓発の推進 ● 工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ● 事業者の悪臭防止に関する自主管理体制整備の促進 ● 水環境の保全に係る取組の推進 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

施策の方向性: 基本施策	具体的な取組	具体的な取組の概要	目標との関係		地域		連携する環 境分野
			大気	水	化学	市民	
	⑬ 挥発性有機化合物(VOC)等の排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び削減取組の支援) 【再掲】	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行います。	●事業者の自主的取組支援など、光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質の排出実態調査及び排出抑制の自主的取組の促進	○		○ ○ ○ ○	
	⑭ 地下水揚水量の把握【再掲】	法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施	○		○ ○ ○	
	⑮ 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発【再掲】 【水量】	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	●雨水浸透の取組の推進	○	○	○ ○	脱炭素化
③ 環境影響の低減に向けた調査研究							
	1 大気環境に係る調査研究 (光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など)	光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染物質の発生や広がりなどについて、その実態の解明に向けて調査を実施します。	●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施【再掲】 ●一般環境及び道路沿道におけるPM2.5の実態調査の実施 ●有害大気汚染物質を含む揮発性有機化合物(VOC)等の調査の実施 ●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う大気中の石綿濃度調査の実施【再掲】 ●酸性雨の実態調査の実施【再掲】 ●他自治体の研究機関等との広域連携による共同調査・研究の実施【再掲】	○	○	○ ○ ○ ○	
	2 水環境に係る調査研究(公共用水域における水質改善に係る調査研究など)	市内公共用水域における水質等の実態調査を行い、海域のCODなど水環境に係る課題に対し、改善に向けた調査研究を行います。	●工場・事業場排出水の分析調査【再掲】 ●地下水汚染等に係る調査・研究 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査【再掲】 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施(河川、河口干涸、人工海浜等)【再掲】 ●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施【再掲】 ●水環境に係る調査研究及び情報収集・成果発信	○		○ ○ ○ ○	
	3 化学物質に係る調査研究 (環境リスク評価など)	化学物質の環境実態を把握するため、既存分析法を本市の環境調査用に改良して環境調査を行うなど、化学物質に関する調査研究を行います。	●未規制の化学物質を中心とした、大気環境及び水環境中における化学物質に関する実態調査・研究の実施 ●実態調査結果に基づく環境リスクの評価の実施 ●未規制化学物質等の分析法開発及び改良の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施 ●未規制化学物質の調査・研究に関する情報収集及び成果発信	○ ○ ○		○ ○ ○ ○	
	4 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(環境中のプラスチック廃棄物などに係る調査研究など)【再掲】	環境中のプラスチック廃棄物など、新たな課題に関する調査研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信	○ ○ ○		○ ○ ○ ○	脱炭素化・自然共生・資源循環
	5 環境保全型農業の推進	農業技術支援センターにおいて、農業経営向上に資する農業技術の研究・普及に取り組みます。	●農産物の栽培技術向上のための取組 ●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及推進		○	○ ○ ○ ○	自然共生

※具体的な取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的な取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関する取組であることを示しています。

資料5 市民・事業者からの意見聴取

(1) 市民・事業者からの意見聴取状況

本計画の目指すべき方向性や、市民や事業者の大気や水などの環境に係る意識等を把握するため、次のとおり意見聴取を行いました。新型コロナウイルス感染拡大により、対面による意見聴取が難しく、Webアンケート中心の意見聴取となりました。

	実施時期	内容等
令和元年度	令和元年9月	・市民を対象とした大気や水などの環境に係るWebアンケート
令和2年度	令和2年11月	・市民を対象とした環境分野での協働に係るWebアンケート
	令和3年1～2月	・素案に対する市民・事業者からの意見聴取 (ホームページ等による意見募集及びオンライン説明会の実施) 意見数：85件 (事業者との情報交換会における意見聴取) 意見数：4件
令和3年度	令和3年7～10月	・素案に対する市民・事業者からの意見聴取 (かわさき自動車環境対策推進協議会、川崎コンビナート環境保安技術研究会等における意見聴取) 意見数：13件

(2) 大気や水などの環境に係るWebアンケートでの意見

市民が大気、水、化学物質、騒音、振動、悪臭、土壤、地盤等の環境についてどう感じているのか、またどのような取組を望んでいるのかを把握し、新たな計画におけるめざすべき環境像設定や施策の参考となる基礎資料とするため、令和元（2019）年9月にWebアンケートを実施しました。

ア 大気や水などの環境への関心

全体では「関心があるが、特に自分から調べたことはない」が49%と半分近くで最も多かった。年代ごとにみると、「関心がある」との回答は若年層ほど少なかった。

イ 「自宅周辺の環境」について気になること、不満なこと

項目別にみると、「川・海などの水のきれいさ」以外は「全く気にならない、満足」及び「あまり気にならない、まあ満足」の合計が50%以上で、半数以上が「まあ満足」している結果となった。

「静かさ（音の環境）」では「とても気になる、不満」との回答が15%程度と他の項目と比較して多くなっていた。

ウ 市の環境の現在の状況と、数十年前を比較した改善状況の認知度

市民・事業者・行政の取組により、川崎市の環境の状況が大きく改善された現状を市民が把握しているかを確認した。

市全体では「聞いたことはあるが、あまり知らない」との回答は30%程度、「まったく知らない」との回答は40%程度であり、年代ごとにみると、若い世代ほど改善状況の認知度が低く、18-29歳代では23%となっていた。

エ 行政や事業者が力を入れるべき取組について

最も多かった回答は「市民へのわかりやすい情報の提供、知識の普及」で、次が「環境汚染を未然に防ぐ取組（国の法律で規制されていない物質の調査など）」であった。

(3) 環境分野での協働に係るWebアンケートでの意見

市民が参加しやすい協働・連携のあり方を検討するため、「環境活動への参加」に関する市民意識を把握することを目的に、令和2年11月にWebアンケートを実施しました。詳細

は【参考資料】「環境活動への参加に関するアンケートについて」（付 - 31）を参照してください。

（4）素案に対する市民・事業者からの意見聴取

令和2年（2020）年11月に審議会からいただいた答申を踏まえ、令和3年1月に「川崎市大気・水環境計画（素案）」を策定し、市民・事業者からの意見聴取を行い、本計画に反映しました。

ア 計画全般

大気や水などの環境に係るこれまで行ってきた取組に加えて、何を重点として取り組むのかを示して欲しいとのご意見をいただきました。

本計画において、各取組を効果的に推進するために先導的な役割を果たす取組として位置づけている「リーディングプロジェクト」についての説明内容を追記するとともに、課題である光化学スモッグ発生抑制に向けた取組など、新たに3つ「リーディングプロジェクト」を追加しました。

イ 市民実感

新たに目標として掲げた市民実感については、感覚的なものであり目標には馴染まないのではないか等のご意見をいただきました。

より市民に寄り添った施策を進めるため、また更なる環境負荷の低減を図るため、環境基準等の環境データに加えて、市民実感についても意識するよう計画に盛り込んだものです。御意見を踏まえ、本計画の取組推進イメージについてより丁寧な記述とするなど、市民実感に関係する記述の一部を修正しました。なお、市の総合計画において各政策について市民の実感指標を指標として掲げています。

ウ その他（水）

また、防災井戸の必要性についてご意見をいただきました。

本市では、健康福祉局で「災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱」を定めており、井戸の所有者の御協力により、各区で災害用井戸を選定しています。基本施策I-1 大気や水などの環境保全の④水環境に係るモニタリングの実施の取組一覧に、災害用選定井戸の水質検査も位置付けさせていただきました。

本計画について、上記以外にも、市民や事業者の方から様々な御意見があり、今後の取組を進めていく上で参考となる御意見も多くいただいているので、引き続き、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図りながら、事業を展開していきます。

【参考資料】 環境活動への参加に関するアンケートについて

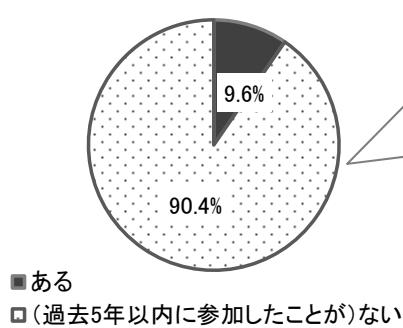
本計画では、より良い環境を「共に創る」ための施策として、「多様な主体との協働・連携」（基本施策Ⅱ-2）を進めていくことを位置づけています。

取組を進めていくにあたり、市民が参加しやすい協働・連携のあり方を検討するため、「環境活動への参加」に関する市民意識を把握することを目的に、令和2年11月に、18～70歳までの市民を対象にインターネットWebアンケートを行いました。

近年（過去5年以内）に環境活動に参加したことがある市民は約10%でしたが、参加したことのない人のうち半分は「今後環境活動に参加すること」に興味があるとの結果が出ました。今後参加してみたい活動では、「河川や海、山や森での自然観察や体験」は18～49歳の希望が多く、「身の回りの環境について学ぶ学習講座やセミナー」は50～70歳の希望が多いなど、年代等によってニーズに違いがあることがわかりました。自由記載での具体的な要望としては、「環境保全の取組の歴史を知りたい」「昔と今の場所を比較してどれだけ環境が変化したか知る体験」などもありました。

一方、「今まで参加できなかった理由」として「仕事や学校等で活動に参加する時間がない」のほか、「どんな活動をやっているのかわからない」「参加の方法がわからない」との回答が多くなっていました。自由記載では「そもそも情報が届いていない」「活動内容が届く配信の仕方をしてほしい」等の意見もあり、興味のある人に伝わる情報発信を進めることが重要であると言えます。

環境活動への参加の有無(N=104)



今後参加するとしたら、どの活動がよいか(2つまで:環境活動に参加したことがない人)

自宅やその周辺の環境を良くする活動(ごみひろいなど)

川や海などの自然観察や体験

自然や動物の調査や保全活動

山や森での自然観察や体験

身の回りの環境について学ぶ学習講座やセミナー

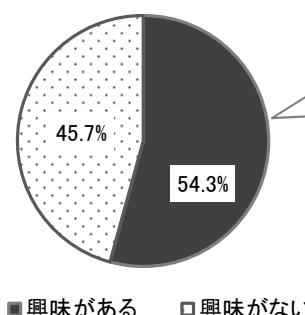
空気の汚れなどをしらべる調査

水の汚れなどをしらべる調査

■18歳～29歳
□30歳～49歳
■50歳～70歳

(回答数) 0 5 10 15 20 25 30

環境活動に参加したことがない人で
今後、環境活動へ参加することへの興味(N=94)



今後、環境活動へ参加することに興味がある人(N=51)が、
環境活動に参加しなかった理由(最大2つ)

参加の方法がわからない

どんな活動をやっているのかわからない

仕事や学校等で活動に参加する時間がない

子育てや家族の世話で活動に参加する時間がない

一人で参加しづらい

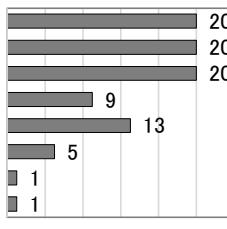
近くで活動をやっていない

身体的に無理

興味がある活動がない

1

1



資料6 用語集

アルファベット

BOD

「生物化学的酸素要求量」を参照

COD

「化学的酸素要求量」を参照

NMHC

「非メタン炭化水素」を参照

NO₂

「二酸化窒素」を参照

NOx

「窒素酸化物」を参照

Ox

「光化学オキシダント」を参照

PDCA サイクル

(1)方針・計画 (Plan)、(2) 実施 (Do)、(3)点検 (Check)、(4)是正・見直し (Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくことうといふもの。

PM2.5

「微小粒子状物質」を参照

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度)の略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壤）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

SO₂

「二酸化硫黄」を参照

SPM

「浮遊粒子状物質」を参照

SDGs (持続可能な開発目標)

2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成されている。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであるとされている。

VOC

「揮発性有機化合物」を参照

あ 行

悪臭防止法

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

石綿（アスベスト）

天然に産する極めて細い繊維状の鉱物で、高い抗張力と柔軟性を持ち、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性に優れ、物理的、化学的にも安定なことから、建築材や自動車用ブレーキ、家庭用品など幅広く利用されてきた。

アスベストを吸入するとアスベスト肺や肺がん、悪性中皮種などの深刻な疾病を誘発する恐れがある。

一般環境大気測定局

住宅地等の一般的な生活環境における大気の汚染の状況を常時監視するための測定局。

エコ運搬

市内の荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対して、環境に配慮した運搬（エコ運搬）の実施を書面等で要請する制度をいう。

エコドライブ

急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行など環境に配慮した運転方法。CO₂や排気ガスを抑制する環境改善効果があり、また燃料代の節約効果もある。さらに、穏やかな運転につながり、事故防止の効果も期待できる。

か 行

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODは、Chemical Oxygen Demandの略称。

この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

河川法

河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としている。

川崎市環境基本計画

環境行政の基本指針となる計画で、川崎市環境基本条例に基づき、平成6（1994）年に全国に先駆けて策定した。

計画全体の目標となるめざすべき環境像を「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」とし、その実現に向けて基本方針を設定するとともに、「脱炭素化」「自然共生」「大気や水などの環境保全」「資源循環」の4つの環境要素ごとに取り組む施策をまとめている。

川崎市公害防止条例（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例）

川崎市において、工場及び事業場において遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、もつて現在及び将来の市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的としている。当条例は平成11年12月に改正されており、前身である旧公防条例は、大気汚染、水質汚濁、騒音等に

係る公害防止対策の手法として、環境目標値、地区別許容排出総量及び規制基準を相互に関連付けることによって、いわゆる川崎方式と呼ばれる市独自の諸規制の体系化を図ったものであり、我が国における総量規制の草分けとして、国や他自治体における公害防止対策の推進に先駆的な役割を果たした。

川崎市水環境保全計画

良好な水環境の保全に向けて、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えて施策を推進するため、平成24（2012）年度に策定した計画。計画期間は令和3（2020）年度までであり、以降は本計画に統合して施策を推進する。

環境影響評価

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づきその事業について適正な環境配慮を行うこと。川崎市では、全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定している。

環境基準

大気の汚染、水の汚濁、土壤の汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

環境目標値

市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として環境基本条例第3条の2に規定する目標値。大気分野（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）について環境基準と同等又はより厳しい目標値を定めている。

なお、環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講すべき対策上の目標値として、対策目標値が設定されている。

環境リスク

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。

環境・リスクコミュニケーション

化学物質等の地域の環境に関する情報を、市民・事業者・行政が共有し、お互いに理解していくことを、「環境・リスクコミュニケーション」と呼んでいます。

環境行動事業所認定制度

ISO14001の認証取得等により、事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している指定事業所を、申請に基づき「環境行動事業所」として認定し、公表する制度である。認定期間は最大3年間。

揮発性有機化合物（VOC）

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤溶剤、インク、ガソリン等に含まれている。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なもので約200種類ある。

VOCは、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか光化学オキシダントや微小粒子状物質の原因物質もある。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与えるため、大気の汚染に係る環境基準が設けられている。光化学スモッグは、光化学オキシダントに起因するスモッグのことをいう。

さ 行

光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント（O_x）対策効果を評価するために市独自で設定した日中のO_x生成量を把握するための指標。O_xは工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）などが原因物質となり、これらが太陽の紫外線と反応（光化学反応）することで生成される。このため、光化学反応が起こる日中のO_x生成量を把握することで、原因物質削減によるO_x低減の効果を把握することができる。

光化学スモッグ

大気が安定で、風が弱く、日射が強く、気温が高いなどの気象条件下で、光化学反応により地表付近の光化学オキシダント濃度が高くなるようなときに視程が悪くなる現象。

「光化学スモッグ注意報」は、地方自治体が大気汚染緊急時対策として「発令」する措置の一つであり、予報・警報などがある。

公共用水域

河川、港湾、沿岸海域、これらに接続する水路などの水域のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道管などを除いたものをいう。

工業用水法

工業用水の合理的供給を確保し、また、地下水の保全、地盤沈下の防止を図るために、1956年に制定された。指定地域内では、一定規模以上の工業用井戸から地下水を採取する場合、都道府県知事が必要となる。実態としては、許可基準として地下水採取の難しい深い地層に設定してあるので、事実上禁止に近い形となっている。

高度処理

下水処理において通常行われる固形物の除去と微生物による有機物の除去機能をさらに向上させる処理、またはこれらの処理と同時に窒素やリンなどの栄養塩を除去する処理を指す。

酸性雨

二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。河川や湖沼、土壤を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させるなどして建造物や文化財に被害を与える。

自動車新時代戦略会議

自動車を取り巻く大きな環境変化の中で、環境問題や渋滞問題などの解決に積極的に貢献していくための戦略を検討する経済産業大臣主催の会議。2050年までの長期ゴールとして、温室効果ガス排出量を2010年比で8割程度削減（乗用車については9割程度削減）することを目指すことを中間整理において定めた。

自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近において、大気の汚染の状況を常時監視するための測定局。

遮集幹線

合流式下水道において、雨水吐口から放流される污水混じりの雨水を、雨水吐き室で分流し、雨天時污水として下水処理場へ流下させる幹線。

情報通信技術（ICT）

Information and Communications Technologyの略称で、情報通信技術のこと。我が国が抱える様々な課題（地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等）に対応するため、社会の様々な分野（農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ等）におけるICTの効果的な利活用が不可欠となっている。

新型コロナウィルス感染症（COVID-19）

人に感染する「コロナウィルス」として2019年に見つかった「新型コロナウィルス」による感染症のこと。世界的に拡大し、各国では都市封鎖や工場の操業停止などの措置がとられた。日本においては、新型コロナウィルス感染症対策の基本方針

（令和2年2月）、2020年3月からの学校臨時休業要請、4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出され、社会経済活動へ大きな影響が出ている。「新型コロナウィルス感染症緊急事態宣言等の影響による大気汚染状況の変化」（環境省中央環境審議会 大気・騒音振動部会（第14回）資料5-2、令和2年8月19日）によると、環境に関しては、2020年の大気汚染物質濃度と過年度の濃度を比較した結果、PM2.5とNOxについて濃度の減少が見られたことから、緊急事態措置による交通、物流など社会経済活動の変化が一定程度、大気濃度の減少に寄与する可能性が示唆された。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について基準値の設定等による規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ないと、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等がある。

水質汚濁防止法

工場、事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等により、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としている。

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

人の生活に密接な関係のある、財産や動植物及びその生息環境等の保全を目的とした基準。公共用水域（河川、湖沼、沿岸海域）は、人の生活の中で様々な利用されており、各水域の利用を保全するために必要な水質項目について基準値が設定されている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BODは、Biochemical Oxygen Demandの略称。

この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

精密水準測量

地盤沈下を監視するため、市内に設置した水準点の標高を高精度で測量するもの。毎年、測量を行い、前年度の標高と比較することで地盤沈下量を算出している。

全窒素

窒素化合物全体のこと。無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（NH₄-N）、亜硝酸態窒素（NO₂-N）、硝酸態窒素（NO₃-N）に分けられる。有機態窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性のものとに分けられる。窒素は、富栄養化の要因になるもの。

全燐

燐化合物全体のこと。無機態燐と有機態燐に分けられる。燐は、富栄養化の要因になるもの。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について基準値の設定等による規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

総量規制（大気汚染に関する）

工場・事業場が集合し大気汚染が進んでいる地域で、濃度規制や発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減していく規制方法。

地域を指定し、総量削減の計画を作り、その達成のために個々の発生施設ごとの規制よりも厳しい基準を設けていくことになる。

た 行

第一種指定化学物質

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある等の有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するとして、化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準が定められているとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としている。

大気汚染防止法

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としている。固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

第5次環境基本計画（国）

国が環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。計画は約6年ごとに見

直し、第五次環境基本計画は平成30年4月17日に閣議決定された。

第5次計画では分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定した。

対策目標値

環境基本条例第3条の2に規定する環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値をいう。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことである。

窒素酸化物(NOx)

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。

光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

ディーゼル車運行規制

神奈川県では県の条例により、「粒子状物質の排出基準」を満たさない旧式ディーゼル車の県内全域での運行を禁止する「運行規制」が、平成15年10月1日から実施されている。

低VOC塗料

顔料等の不揮発分以外に含まれる成分のうちVOC成分が非常に少ない又はVOC成分を含まない塗料のこと。水性塗料、無溶剤塗料、ハイソリッド型塗料などがある。

土壤汚染対策法

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。土壤汚染の状況を把握するため、汚染の可能性のある土

地について、一定の契機をとらえて調査を行うこと等が定められている。

な 行

二酸化硫黄（SO₂）

石炭や石油には、硫黄化合物が含まれており、燃料である石炭や石油が高温で燃焼される際に、空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場などの燃焼過程などである。

二酸化窒素（NO₂）

物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場、自動車などの燃焼過程などである。

燃焼過程からほとんど一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

また、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つである。

は 行

ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質（1）カドミウム及びその化合物、（2）塩素及び塩化水素、（3）弗素、弗化水素及び弗化珪素、（4）鉛及びその化合物、（5）窒素酸化物）をいう。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。

パリ協定

平成27（2015）年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。平成28（2016）年11月4日に発効した。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下のもの。

一般に浮遊粒子状物質（SPM）よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼす恐れがある水質項目が選定されており、26物質の濃度について全国一律の基準値が設けられている。

非メタン炭化水素（NMHC）

炭素と水素からなる有機化合物（炭化水素）のうち、光化学反応性の乏しいメタンを除くものの総称で、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の一種である。

非メタン炭化水素の発生源は、自動車排出ガス、石油タンク、ガソリンスタンド、塗装作業などである。

富栄養化

元は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念。近年は、人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、窒素、磷等植物の栄養となる物質の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。更に進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・磷に関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境

基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

プラスチック廃棄物

日用品として広く用いられているプラスチックの廃棄物のこと。プラスチック廃棄物の排出量は世界的に増加しており、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が、世界的な課題となっている。また、プラスチック製品を製造するための原料として使われる米粒大のプラスチック粒や、環境中に流れ出て紫外線や波等の外的要因により劣化・崩壊して小さな細片状になったプラスチックであるマイクロプラスチック（大きさが5mm以下のサイズのものをいう）も問題となっており、環境省では全国の海岸にて漂着ゴミの調査が実施されているほか、G7やG20のサミットにおいても海洋ごみが議題とされ、国際連携・協力の必要性の認識も高まっている。

や 行

有害大気汚染物質

低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質であり、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」が248物質、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる物質として、ホルムアルデヒドなど23の「優先取組物質」がリスト化されている。